

廣島市報

第90号

発行
昭和28年10月20日
(火曜日)

電話

②②②②②②②②
②②②②②②②②
②②②②②②②②
②②②②②②②②

(代表)
市長 高 山 一 三
副市長 高 山 一 三
事務局長 高 山 一 三
秘書長 高 山 一 三
庶務課長 高 山 一 三
総務課長 高 山 一 三
衛生課長 高 山 一 三
建設課長 高 山 一 三
労働課長 高 山 一 三
社会課長 高 山 一 三
保健課長 高 山 一 三
消防課長 高 山 一 三
警察課長 高 山 一 三
文化課長 高 山 一 三
市民課長 高 山 一 三
市民課長 高 山 一 三
市民課長 高 山 一 三
市民課長 高 山 一 三

発行所 廣島市役所
廣島市国泰寺町三九番地

目次

○条 例

廣島市職員定数条例の一部改正……………一

廣島市道路交通取締条例の一部改正……………二

廣島市公安委員会の行う許可等手数料徴収条例の一部改正……………二

廣島市港湾施設使用条例……………二

競馬法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例……………三

社会保険法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例……………三

廣島市舟入病院条例の一部改正……………三

廣島市営住宅管理條例の一部改正……………三

廣島市立浅野図書館設置条例の一部改正……………四

廣島市立浅野図書館設置条例の一部改正……………四

廣島市中小企業設備近代化融資諮問委員会規則……………四

廣島市港湾施設使用条例施行規則……………五

廣島市競馬事務局規程等を廃止する規則……………七

廣島市電鉄問題対策委員会規則……………九

廣島市民生委員事務所設置規程の廃止……………九

廣島市保健院管理規則の一部改正……………九

廣島市乳児院管理規則の一部改正……………九

廣島市保健院管理規則の一部改正……………九

廣島市乳児院使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………一〇

廣島市乳児院使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………一〇

廣島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………二
廣島市母子寮使用料徴収条例施行規則の一部改正……………二
廣島市診療所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………三

○告 示

狂犬病予防注射実施について……………三

建築許可申請に関する公開聴聞について……………三

臨時市議会招集について……………三

臨時市議会付議事件について……………三

議決追加予算公告(一般会計)……………三

議決追加予算公告(社会保険市民病院費)……………三

不動産差押調書公示送達について……………三

公示送達について……………三

公示送達について……………三

溝渠の公用廃止及び公用開始について……………三

市長帰任に伴う職務執行について……………三

社会保険法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する規則……………三

戦災死亡者弔慰金規程等を廃止する規程……………三

廣島市舟入病院処務規程……………三

社会保険法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する規則……………三

道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路交通に関する必要な制限の一部改正……………六

廣島市自動車運転免許並びに原動機付自転車許可規程の一部改正……………六

廣島市自動車運転免許並びに原動機付自転車許可規程の一部改正……………六

道路交通取締法施行令第四十二条同令第六十九条による許可証の様式に関する規程……………九

○雜 報

市議会議決事項……………一〇

出張所管区域別人口及び世帯状況について……………一〇

戸籍上の市勢について……………一〇

○条 例

廣島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

廣島市長職務代理者

廣島市助役 高 山 一 三

廣島市条例第三十九号

廣島市職員定数条例の一部を改正する条例

廣島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を次のように改め、「合計三、一一八」を「合計三、一一九」に改める。

市長の事務部 一、〇〇九人
局長の職員 一、〇〇九人
計 三、〇〇九人
その他の職員 一、〇〇九人
計 四、〇〇九人

この条例は、公布の日から施行する。

広島市道路交通取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者 高山 一三

広島市条例第四十号

広島市道路交通取締条例の一部を改正する条例

広島市道路交通取締条例(昭和二十八年広島市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「道路交通取締令(昭和二十二年内務省令第四十号)」を「道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

広島市公安委員会の行う許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者 高山 一三

広島市条例第四十一号

広島市公安委員会の行う許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

広島市公安委員会の行う許可等手数料徴収条例(昭和二十四年八月一日広島市条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中イからニまでを次のように改める。イ 自動車運転免許証交付手数料 二〇〇円

道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)第五十条第四項の規定により一の免許に係る免許証に他の免許に係る事項を記載して他の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、(使用料の減免)

自動車便運転免許証交付手数料 一〇〇円

自動車運転免許証再交付手数料 二〇〇円

許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。ニ 自動車便運転免許証再交付手数料 一〇〇円

原動機付自転車運転免許証再交付手数料 二〇〇円

原動機付自転車運転免許証再交付手数料 二〇〇円

附則 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

広島市港湾施設使用条例をここに公布する。昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者 高山 一三

広島市条例第四十二号

広島市港湾施設使用条例

第一条 本市の港湾施設の使用については、別に定があるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 この条例で「港湾施設」とは、左に掲げる施設をいう。一 さん、橋

二 上屋 三 野積場 四 船舶給水施設 (使用料の許可) 第三条 港湾施設を使用しようとする者は、さん、橋の通行

及びさん、橋への入場の場合を除き、市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた者がその許可にかかる事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(使用料) 第四条 港湾施設の使用から、別表の範囲内で市長が定める使用料を徴収する。但し、左の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一 公用の船舶及びその積載公用貨物並びにその乗降者 二 公務に従事する警察職員、消防職員、郵便電信集配人、郵便運送人、税関職員及びけい、留船舶の乗組員

三 船客の携帯する手荷物 (使用料の減免) 第五条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付) 第六条 既納の使用料は、還付しない。但し、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡制限等) 第七条 第三条の許可にかかる港湾施設を転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。但し、使用権の譲渡については、市長の許可を受けたときは、この限りでない

(使用の禁止、制限等) 第八条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認められる場合においては、その使用を禁止し、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は貨物の搬出その他必要な措置を命ずることが出来る。

一 虚偽の手段をもつて第三条の許可を受けたとき。 二 使用の期限をこえて使用したとき。 三 この条例若しくはこれに基く規則又は許可の条件に違反したとき。

四 港湾設備の保全、管理運営又は機能の確保のため必要があると認めるとき。 五 公益上その他必要があると認めるとき。

(原状回復の義務) 附則 この条例は、公布の日から施行する。昭和二十八年十月一日

第九条 港湾施設を使用する者は、その使用期間が満了し、若しくは使用を廃止し、又は前条の規定による許可の取消を受けたときは、直ちにその使用にかかる港湾施設を原状に回復しなければならぬ。但し、市長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用者の損害賠償責任)

第十条 港湾施設を使用する者又はその使用人が、港湾施設を滅失し、又は損したときは、市長の認定に基き、原状に回復し又はその損害を賠償しなければならぬ。

(本市の損害賠償責任)

第十一条 本市は、第八条の規定により港湾施設の使用を禁止し、若しくは制限し、又はその使用許可を取り消した場合において、港湾施設の使用人が蒙った損害について、その賠償の責を負わぬ。

(委任規定)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

別表

Table with columns: 施設名, 使用区分, 単位, 使用料の額, 備考. Rows include さん、橋を通行する場合, 普通通行者, 定期通行者, 野積場, 船舶給水施設.

別表

Table with columns: さん、橋, 上屋, 野積場, 船舶給水施設. Rows include さん、橋を通行する場合, 普通使用, 専用使用, 水盤一立方メートルにつき.

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十三号

競馬法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例

左に掲げる条例等は、廃止する。

一 競馬法一部改正による払戻金算出条例(昭和二十五年十二月二十二日広島市条例第四十二号)

二 昭和二十六年度における広島市の公務員に対する年末手当の支給に関する条例(昭和二十六年十二月二十一日広島市条例第四十一号)

三 昭和二十七年年度における広島市の公務員に対する夏季手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第五十四号)

四 広島市日用品等交換輪旋所手数料条例(昭和二十年四月一日広島市条例第四号)

五 広島市花柳病診療所使用料及び手数料条例(昭和十五年七月三日広島市条例第二号)

六 広島市公営住宅使用料(昭和十四年九月広島市条例第五号)

七 広島市立細賀病院病室使用料委託患者収容料及び手数料条例(昭和八年九月広島市条例第九号)

八 広島市設上屋及び起重機管理並使用料条例(昭和八年五月広島市条例第五号)

九 広島市公設市場使用料(大正十一年四月広島市条例第二号)

十 広島市公会堂使用料条例(大正九年三月広島市条例第七号)

十一 広島市船入病院特別病室使用料条例(大正六年十二月広島市条例第八号)

十二 広島市収入金徴収書類送達条例(明治三十九年十月広島市条例第三号)

十三 収入金督促手数料徴収条例(明治三十六年四月広島市条例第一号)

競馬法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例をここに公布する。昭和二十八年十月一日

十四 広島市土木工事執行規則(昭和九年十二月広島市告示甲第一五四号)
 十五 水道資金積立規程(昭和三年十二月広島市告示甲第八十号)

附則
 この条例は、公布の日から施行する。

社会保険広島市民病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十四号

社会保険広島市民病院条例の一部を改正する条例

社会保険広島市民病院条例(昭和二十七年広島市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第四条を次のように改める。

(職員)

第四条 病院に左の職員を置く。

一 病院長

二 副院長

三 事務吏員

四 技術吏員

五 その他の職員

第五条第三項から第七項までを次のように改める。

3 事務吏員、技術吏員及びその他の職員は、上司の命を受け、事務又は技術その他の職務に従事する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市舟入病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十五号

広島市舟入病院条例の一部を改正する条例

広島市舟入病院条例(昭和二十四年二月三日広島市条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 本院に左の職員を置く。

一 院長

二 副院長

三 事務吏員

四 技術吏員

五 その他の職員

第四条第二項から第六項までを次のように改める。

2 副院長は、院長を補佐し、庶務を掌理し、院長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務吏員、技術吏員及びその他の職員は、上司の命を受け、事務又は技術その他の職務に従事する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十六号

広島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

広島市営住宅管理条例(昭和二十七年広島市条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(入居者選考審議会)

第八条 市営住宅の入居者の選考に関する事項を諮問するため、市長の附屬機関として広島市市営住宅入居者選考審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、規則で定める。

第十六条中「家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段」を「家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設及び電気施設」に改める。

第十九条に次の一号を加える。

五 全世帯員が十五日以上住宅を使用しない場合において、留守の者を置くこと。

第二十二条第一項第三号中「住宅に入居」を「住宅を使用」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十七号

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例

広島市立浅野図書館設置条例(昭和二十六年三月三十一日広島市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 図書館は、広島市比治山本町一、〇五八番地の二 瀬山陽文徳殿内に置く。

附則

この条例の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において市長が定める。

規 則

広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会規則

をここに公布する。

昭和二十八年九月二十二日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市規則第六十三号

広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会規則

(この規則の趣旨)

第一条 広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、市長の附屬機関の設置に関する条例(昭和二十八年広島市条例第三十五号)第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(任務)

第二条 委員会は、市長の諮問に応じ、広島市中小企業設備近代化融資制度の運営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、左の委員をもって組織する。

一 市職員 一名

二 市議会議員 一名

三 金融機関の役員 一名

四 その他の商工関係関係の役員 一名

五 学識経験者 一名

2 前項の委員は、市長がこれを任命又は委嘱する。

第四条 委員の任期は、一年とし、これに欠員を生じ、又はこれを増員した場合における補欠委員又は増員された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会費の徴収となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員長、副委員長ともに事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 委員会は委員長が招集する。

(議事)

第七条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第八条 委員会の審議内容は極秘とし、一般に公表しないものとする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、産業局商工課において処理する。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるものの外、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市港灣施設使用条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市規則第六十四号

広島市港灣施設使用条例施行規則

広島市港灣施設使用条例施行規則(昭和二十三年四月三十日広島市規則第十一号の二)の全部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この規則は、広島市港灣施設使用条例(昭和二十八年広島市条例第四十二号以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、規則で定める。

第十六条中「家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段」を「家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設及び電気施設」に改める。

第十九条に次の一号を加える。

五 全世帯員が十五日以上住宅を使用しない場合において、留守の者を置くこと。

第二十二条第一項第三号中「住宅に入居」を「住宅を使用」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第四十七号

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例

広島市立浅野図書館設置条例(昭和二十六年三月三十一日広島市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 図書館は、広島市比治山本町一、〇五八番地の二 瀬山陽文徳殿内に置く。

野積場使用許可申請書				第三号様式
使用期間	使用区画	使用面積	料 金	坪 円
昭和 年 月 日 甲 昭和 年 月 日 乙				
貨物の種類 数量 仕向地 摘要				坪 円
上記の通り使用したいので御許可下さるよう申請する。				
昭和 年 月 日				住所 氏 名 ①
住所 氏 名 ①				廣島市長殿

船舶給水施設使用許可申請書				第四号様式
使用月日	給水量	料 金	給水船名	円
上記の通り使用したいので御許可下さるよう申請する。				坪 円
昭和 年 月 日				
住所 氏 名 ①				廣島市長殿

い、留すること。
三 じんかい、汚物腐敗物、悪臭を発するもの、その他衛生上有害と認められるもの又は危険物の荷役をせん、橋においてすること。
四 野積場に爆発物その他の危険物を置くこと。
五 港湾施設を損傷し、又は損傷する虞のある行為をすること。
(使用者の守るべき事項)
第七条 港湾施設の使用は、港湾施設の使用について、市長の指示に従わなければならない。
第八条 上屋及び野積場の使用者(以下「上屋等の使用者」という)は、その使用許可番号、使用期間及び氏名を記入したものを見易い場所に表示しなければならない。
(権利譲渡の申請)
第九条 上屋等の使用者は、条例第七条但書の規定により港湾施設の使用権を他人に譲渡しようとする場合は、譲受人と連署の申請書二通を作成し市長に提出しなければならない。
(改名、住所変更の届)
第十条 使用者が氏名を改め、又は住所を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

施設名	使用区分	単 位	使用料の額	備 考
野積場	普通通行者	普通通行者	一人一回につき	2、満六歳以上は片団体の無料。引合以上三料料未
	専用使用	専用使用	坪	
上屋	普通使用	坪	坪	
船舶給水施設	普通使用	立方メートル	立方メートル	

第五号様式		第六号様式	
さん橋通行券 金 一 円 (一人一回限有効) 廣 島 市	↑ 4センチメートル	さん橋定期通行券 金 一 円 (一人一回限有効) 廣 島 市	↑ 4センチメートル
↑ 4センチメートル	↓	↑ 6センチメートル	↓

第七号様式		第八号様式	
さん橋入場券 金 五 円 (一人一回限有効) 廣 島 市	↑ 4センチメートル	さん橋定期通行券 金 一 円 (一人一回限有効) 廣 島 市	↑ 4センチメートル
↑ 4センチメートル	↓	↑ 6センチメートル	↓

第九号様式	
さん橋定期通行(入場)券交付申請書	住所 氏 名 ①
昭和 年 月 日	廣島市長殿

施設名	使用区分	単 位	使用料の額	備 考
野積場	普通使用	坪	坪	
	専用使用	坪	坪	
上屋	普通使用	坪	坪	
	専用使用	坪	坪	
船舶給水施設	普通使用	立方メートル	立方メートル	
	専用使用	立方メートル	立方メートル	

廣島市競馬事務局規程等を廃止する規則をここに公布する。
昭和二十八年十月一日
廣島市長職務代理者 高山 一三
廣島市助役 高 山 一 三

廣島市規則第六十五号
廣島市競馬事務局規程等を廃止する規則
左に掲げる規則等は、廃止する。
一 廣島市競馬事務局規程(昭和二十七年廣島市規則第七号)
二 廣島市政広報編集委員会規則(昭和二十五年七月十二日廣島市規則第二十九号)
三 廣島市職員定数条例施行に伴い退職する職員に対する退職手当支給条例施行細則(昭和二十四年九月二十九日廣島市規則第二十九号)
四 廣島市衣料品小売業者登録諮問委員会規則(昭和二十四年九月十日廣島市規則第三十四号)
五 廣島市職員労働組合専従職員たる職員的身分給与等に關する規則(昭和二十四年九月一日廣島市規則第三十三号)
六 新給与差額一部支給規則(昭和二十三年六月三十日廣島市規則第二十号)
七 廣島市有給吏員旅費臨時増額給与規則(昭和二十一年三月十八日廣島市規則第五号)
八 廣島市警察設置条例第十條による派出所及び駐在所の位置、名称及び管轄区域(昭和二十三年三月五日廣島市規則第三十七号)
九 消防条例第十條による出張所の名称及び位置(昭和二十三年三月五日廣島市規則第三十八号)
十 廣島市度量衡取締規則(昭和二十三年二月二十二日廣島市規則第二十九号)
十一 廣島市雇員規則(昭和二十二年九月三十日廣島市規則第十四号の三)

上屋使用許可申請書				第二号様式
種別	使用期間	使用面積	料 金	坪 円
一号	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日まで			
二号	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日まで			
収容貨物種類及び数量			料 金	坪 円
品 名	数量	トン数		
上記の通り使用したいので御許可下さるよう申請する。				住所 氏 名 ① 廣島市長殿
住所 氏 名 ① 廣島市長殿				

さん橋けい留許可申請書				第一号様式
航定期路名	代表船名	船 隻 数	一箇月総トン数	けい 留 料
上記の通り昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで使用したいので御許可下さるよう申請する。				住所 氏 名 ① 廣島市長殿
昭和 年 月 日				

十二 臨時広島市会計事務取扱規則(昭和二十一年十二月十一日広島市規則第三十六号)

十三 広島市人事委員会規則(昭和二十一年九月十日広島市規則第二十号)

十四 広島市復興史編纂委員会設置規則(昭和二十一年七月十二日広島市規則第十五号)

十五 広島市役所臨時出張所設置規則(昭和二十一年六月八日広島市規則第十一号)

十六 広島市復興局職員現場勤務規則(昭和二十一年八月二十日広島市規則第十八号)

十七 広島市転入抑制相談所設置規則(昭和二十一年四月四日広島市規則第六号)

十八 広島市待遇改善委員会規則(昭和二十一年六月十四日広島市規則第十二号)

十九 広島市報発行規程(昭和七年十一月広島市告示甲第百二十六号)

二十 広島市名誉職員表彰規程(昭和十六年四月二十二日広島市告示甲第六十三号)

二十一 広島市寄付物件処分方法(明治二十二年十一月広島市告示甲第七号)

二十二 広島市吏員身元保証規程(明治四十四年十二月広島市告示甲第三十号)

二十三 広島市吏員任用考査規程(昭和九年六月広島市告示甲第七十号)

二十四 広島市方面委員手当支給規程(昭和十四年三月広島市告示甲第九号)

二十五 広島市納税奨励規程(昭和十七年四月一日広島市告示甲第七十九号の三)

二十六 広島市負債整理委員会手当金支給規程(昭和十六年二月一日広島市告示甲第七十八号の一)

二十七 広島市産業奨励規程(大正四年八月広島市告示甲第六十六号)

二十八 広島市貿易事務所業務取扱規程(昭和十三年九月十日広島市告示甲百十三号)

二十九 度量衡取締吏員証ノ件(昭和六年十二月広島市告示甲百三十三号)

三十 広島市機械工訓育所規程(昭和十三年十月五日広島市告示甲百二十一号)

三十一 広島市機械工養成所授業料徴収規程(昭和十三年十月十三日広島市告示甲百二十七号)

三十二 広島市工業指導所規程(昭和十五年八月八日広島市告示甲百八号)

三十三 広島市公設市場使用料条例施行細則(大正十一年四月広島市告示甲第二十一号)

三十四 広島市水主町共同荷揚場管理規則(昭和五年五月広島市告示甲第四十二号)

三十五 家畜売買代金、交換差金、違約金並代納証書取扱手續(大正三年一月広島市告示甲第六号)

三十六 広島市設上屋及起重機管理並使用料条例施行細則(昭和八年五月広島市告示甲第八十三号)

三十七 広島市診療所規程(昭和四年八月広島市告示甲第七十八号)

三十八 広島市衛生組合設置規程(昭和十一年二月広島市告示甲第十一号)

三十九 広島市尿尿汲取手数料条例施行細則(昭和十一年一月広島市告示甲第三号)

四十 広島市立衛生試験所試験規程(大正十五年十一月広島市告示甲第九十九号)

四十一 広島市立細賀病院病室使用料委託患者収容料及手数料条例施行細則(昭和八年九月広島市告示甲百四十四号)

四十二 広島市花柳病診療所使用料及手数料条例施行細則(昭和十五年七月三日広島市告示甲第八十九号)

四十三 広島市土木工事執行細則(昭和十年四月広島市告示甲第四十四号)

四十四 広島都市計画事業道路新設拡張受益者負担施行規程(昭和五年九月広島市告示甲第五十六号)

四十五 旧溝邊敷特売方法(明治四十四年十二月広島市告示甲第二十八号)

四十六 道路工事受益者負担規程(昭和六年十月広島市告示甲八十二号)

四十七 道路工事受益者負担規程細則(昭和六年十月広島市告示甲八十三号)

四十八 広島市々営住宅使用条例施行細則(昭和十年八月広島市告示甲第六十号)

四十九 溝邊敷道路敷下水敷使用規程(大正六年八月広島市告示甲第五十六号)

五十 溝邊敷下水道敷使用ニ関スル件(大正九年一月広島市告示甲第二号)

五十一 奥印届出方(明治二十四年九月広島市告示甲第二十九号)

五十二 戸籍地番号ニ関スル件(明治三十一年九月広島市告示甲第十八号)

五十三 広島市公会堂使用料条例施行細則(大正元年八月広島市告示甲第一号)

五十四 看護婦養成規程(昭和三年四月広島市告示甲第二十五号)

五十五 広島市日用品等交換斡旋所手数料条例施行細則(昭和二十年四月一日広島市告示甲第四十八号)

五十六 広島市日用品等交換斡旋所審査委員会規程(昭和二十年四月一日広島市告示甲第四十九号)

五十七 字品棧橋使用料条例施行細則(大正十一年七月広島市告示甲第四十二号)

五十八 広島市水道使用条例施行細則(昭和二十年三月広島市告示甲第四十号)

五十九 広島市有不動産売却及職工人夫供給入札方法(明治四十一年三月広島市告示甲第十号)

六十 広島市衛生事務所施行規則(明治二十四年三月広島市告示甲第十九号)

六十一 手数料条例ニ関スル条例取扱方(明治三十二年五月広島市告示甲第十五号)

六十二 収入金滞納者財産差押吏員証票(明治三十三年六月広島市告示甲第三十八号)

六十三 広島市収入証紙規則(昭和十九年四月一日広島市規則第三号)

六十四 広島市健康指導所規則(昭和十九年四月十七日広島市規則第四号)

六十五 広島市社寺境内地等処分審査会規則(昭和二十三年三月二十三日広島市規則第四十三号)

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市電鉄問題対策委員会規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十三日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

六十六 広島市保健院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十八年十月十四日)

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

六十七 広島市乳児院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十七年八月十一日広島市規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「事務長」の次に「看護婦長」を加える。

第五条第三項を次のように改める。

3 看護婦長は、院長の命を受けて看護婦を指揮監督する。

4 その他の職員は、上旬の命を受けて事務又は技術その他の職務に従事する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市乳児院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

六十八 広島市保健院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十八年十月十四日)

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

六十九 広島市乳児院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十七年八月十一日広島市規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事務長」の次に「看護婦長」を加える。

第四条第三項から第八項までを次のように改める。

3 看護婦長は、院長の命を受けて看護婦及び保母を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務又は技術その他の職務に従事する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

第一条 本市に電鉄問題対策委員会(以下「委員会」といふ)を置く。

(任務)
第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、広島電鉄株式会社に関する報償金、軌道移設その他必要な事項を審議する。

(委員)
第三条 委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員
二 市議会議員
3 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)
第五条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)
第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席議員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)
第七条 委員会の庶務は、建設局総務課において処理する。

第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市民生委員事務所設置規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

この規則は、公布の日から施行する。

広島市保健院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

七十 広島市保健院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十八年十月十四日)

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

七十一 広島市保健院管理規則の一部を改正する規則(昭和二十八年十月十四日)

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一 三

広島市産院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第七十号

広島市産院管理規則の一部を改正する規則

広島市産院管理規則(昭和二十六年八月十一日広島市規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「事務長」の次に「看護婦長」を加える。

- 第五条第三項から第七項までを次のように改める。
 - 3 看護婦長は、院長の命を受けて看護婦を指揮監督する。
 - 4 その他の職員は、上司の命を受けて事務又は技術その他の職務に従事する。
- 第七条第二項中「入院願」を「別記様式による入院願」に改め、同条第三項中「保証人連署の上誓約書」を提出し、を削り、同条第四項中「前項」を「入院願」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

入 院 願 (広島市産院)

本 籍 府 市 町 番地

現住所 広島市 町 番地

職業 患者氏名

年 月 日生

右の者、このたび、貴院に入院診療を受けたいと存じますから御許可願います。

なお、御許可のうえは、左の事項を履行することを

誓約します。

- 一 産院の諸規定を遵守いたします。
- 二 入院料、治療費その他の諸費用は、指定の期日までに相違なく納付します。もし万一、本人において納付しない場合は、身元保証人において必ず納付します。
- 三 手術その他診療中における不慮の事故については何らの異議を申しません。
- 四 療養上の指示及びこの誓約に背いた場合は、退院を命ぜられても異議を申しません。

(願出人住所)

氏 名 年 月 日生

(患者との続柄)

氏 名 年 月 日生

(保証人住所)

(職業 患者との続柄)

氏 名 年 月 日生

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市長 殿

広島市保健院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第七十一号

広島市保健院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保健院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市保健院使用料及び手数料条例(昭和二十五

年十一月十日広島市条例第四十一号)第二条に規定する

使用料及び手数料の額は、健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六号)に基づいて算定した額とする。但し、左の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一、使用料
- 初診料 一月につき 四十円
- エックス線写真撮影料
- 四つ切 一枚につき 三百円
- 八つ切 一枚につき 二百円
- 二、手数料
- 注射手数料(静脈内)一回につき 四十円
- (皮下筋肉内)一回につき 二十円
- 診断書料 一通につき 五十円
- 証明書料 一通につき 五十円
- 検査書料 一通につき 五十円
- 処方箋料 一通につき 五十円

但し、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受ける者にあつては、じ後において徴収することができる。

第四条を第三条と次のように改める。

第三条 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し別記様式による料金減免願を市長に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

料 金 減 免 願

一、本 籍 府 市 町 番地

二、現住所 広島市 町 番地

三、氏名及び生年月日

年 月 日生

四、病 名

五、使用料及び手数料の額 円

六、減免希望額

七、減免願出理由

右の通り料金の減免をお願いします。

昭和 年 月 日

広島市長 殿 右氏 名 印

広島市乳児院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第七十二号

広島市乳児院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市乳児院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「広島市乳児院使用料及び手数料条例」の下に「(昭和二十七年広島市条例第三十二号)」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 使用料の額

事務費 一人一日当り一四八円七五銭

事業費 一人一日当り八一円三九銭

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記第三号様式による料金減免願を市長に提出しなければならない。

別記第二号様式の次に次のように加える。

別記第三号様式

料 金 減 免 願

一 本 籍 府 市 町 番地

二 現住所 広島市 町 番地

三 氏名及び生年月日 年 月 日生

四 使用料及び手数料の額 円

五 減免希望額

六 減免願出理由

右の通り料金の減免をお願いします。

昭和 年 月 日

広島市長 殿 右氏 名 印

この規則は、公布の日から施行する。

附則

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第七十三号

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十六年広島市規則第七十号)の一部を改正する規則

第一条を次のように改める。

第一条 広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十

年八月十一日広島市規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市産院使用料及び手数料条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十八号)第二条に規定する使用料及び手数料の額は、健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六号)に基づいて算定した額とする。但し、左の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 使用料
- 初診料 一月につき 四十円
 - 分娩料 一回につき 六百円(但し、双生児の場合は一回につき九百円)
 - 沐浴料 一回につき 三十円
 - 胎盤処置料 一回につき 七十円
 - 寝具使用料 一日につき 四十円
 - 洗濯料 一日につき 十円
 - エックス線写真撮影料
 - 四つ切 一枚につき 三百円
 - 八つ切 一枚につき 二百円
- 二 手数料
- 注射手数料(静脈内)一回につき 四十円
 - (皮下筋肉内)一回につき 二十円
 - 診断書料 一通につき 五十円
 - 証明書料 一通につき 五十円
 - 検査書料 一通につき 五十円
 - 処方箋料 一通につき 五十円

但し、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、国家公務員共済組合法(昭和二十

十三年法律第六十九号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受ける者にあつては、以後において徴収することができる。

第四条を第三条とし次のように改める。

第三条 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具して、別記様式による料金減免願を市長に提出しなければならない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

料金減免願

一本籍	府	市	町	番地
二 現住所	廣島市	町	番地	
三 氏名及び生年月日		年	月	日生
四 病名				
五 使用料及び手数料の額				円
六 減免希望額				
七 減免願出理由				

右の通り料金の減免をお願いします。

昭和 年 月 日

廣島市長 殿 右氏 名 印

廣島市母子寮使用料徴収条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

廣島市規則第七十四号

廣島市母子寮使用料徴収条例施行細則の一部を改正

する規則

廣島市母子寮使用料徴収条例施行細則(昭和二十五年一月十二日廣島市規則第六十一号の三)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 入寮又は退寮の日が月の中途の場合においては、その月の使用料は、日割計算によるものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市診療所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十四日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

廣島市規則第七十五号

廣島市診療所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

廣島市診療所使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十七年廣島市規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 廣島市診療所使用料及び手数料条例(昭和四年八月廣島市条例第六号)第二条に規定する使用料及び手数料の額は、健康保健法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六号)に基いて算定した額とする。但し、左の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用料
初診料 一月につき 四十円
二 手数料
注射手数料(静脈内)一回につき 四十円
(皮下、筋肉内)一回につき 二十円
診断書料 一通につき 五十円
証明書料 一通につき 五十円

検査書料 一通につき 百円
処方箋料 一通につき 五十円

第二条を削り、第三条に次の但書を加え、同条を第二条とする。

但し、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受ける者にあつては、以後において徴収することができる。

第四条を第三条とし次のように改める。

第三条 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記様式による料金減免願を市長に提出しなければならない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

料金減免願

一本籍	府	市	町	番地
二 現住所	廣島市	町	番地	
三 氏名及び生年月日		年	月	日生
四 病名				
五 使用料及び手数料の額				円
六 減免希望額				
七 減免願出理由				

右の通り料金の減免をお願いします。

昭和 年 月 日

廣島市長 殿 右氏 名 印

◎告示

廣島市告示第百十九号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第五條の規定による昭和二十八年定期狂犬病予防注射(後期分)を左記により実施するから、所定の期間内に漏れなく飼犬に対し、狂犬病予防注射を受けられたい。

一、狂犬病予防注射実施場所期日及び時間(小雨でも行う。)

月 日	曜日	実施時間	実施場所
十月 十四日	水	一三時~一六時	草津小学校
〃 十五日	木	〃	古田保育園
十月 十六日	金	一三時~一六時	南観音派出所
〃 十七日	土	〃	中広中学校
〃 十九日	月	〃	神崎小学校
〃 二十日	火	〃	牛田小学校
〃 二十一日	水	〃	宇品警察署
〃 二十二日	木	〃	千田小学校
〃 二十三日	金	〃	中島小学校
〃 二十四日	土	〃	荒神小学校
〃 二十七日	火	〃	矢賀小学校
〃 二十八日	水	〃	廣島女子商
〃 二十九日	木	〃	備町小学校
〃 三十日	金	〃	大芝小学校
〃 三十一日	土	〃	似島出張所

追つて、登録を受けていない犬、鑑札をつけていない犬予防注射を受けていない犬又は注射済票(本年後期紫色)をつけていない犬は、捕獲され、その飼主は狂犬病予防法第二十七條の規定により三万円以下の罰金に処せられることがあるから申し添える。

昭和二十八年九月十六日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

廣島市告示第百二十号

建築基準法第五十四條の規定に基づき、左記の通り公開による聴聞を行う。

昭和二十八年九月十八日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

一、開催日時 昭和二十八年九月二十二日午前十時

二、開催場所 廣島市庁舎内建設局長室

三、申請者住所 廣島市段原大畑町一三三ノ二

四、申請者氏名 山根 力

五、建築場所 廣島市段原大畑町一三三ノ二

六、用途概要 舞踏場、木造二階建、延六二、三七五平方メートル(用途変更)

七、地 域 住居地域

八、理 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第一項(別表第一(イ)項)の建築制限に該当するものであるが同条但書の規定によつて建築を許可したので、同第五十四條第一項の規定に基く公開聴聞を行う。

廣島市告示第百二十一号

昭和二十八年九月十九日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

左記の通り臨時市議会を招集する。

一、招集日時 昭和二十八年九月二十六日午前十時

一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第百二十二号

昭和二十八年九月十九日

廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三

九月二十六日招集の臨時市議会に付する事件は、左記の通り。

記

- 一、昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加
- 一、広島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市公安委員会が行う許可手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市港湾施設使用料条例制定について
- 一、広島市道路交通取締条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市舟入病院条例の一部を改正する条例制定について
- 一、社会保険広島市民病院条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 一、競馬法一部改正による払戻金算出条例等を廃止する条例制定について
- 一、昭和二十八年年度広島市災害学校復旧事業費公債方法
- 一、昭和二十八年年度広島市屠場施設整備事業費公債方法
- 一、昭和二十八年年度広島市中央卸売市場増築事業費公債方法
- 一、昭和二十八年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加
- 一、契約締結の承認について
- 一、契約締結の承認について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、予算外義務負担について
- 一、財産の処分について
- 一、契約締結の同意について

広島市告示第百二十三号

九月三十日市議会の議決を経た、昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年広島市歳入出予算追加

歳入	
一 地方財政平衡交付金	金壹千九百九拾万六千円
二 地方財政平衡交付金	金壹千九百九拾万六千円
三 公企業及び財産収入	金貳千五百拾七万六千円
四 財産売却代金	金貳千五百拾七万六千円
五 分担金及び負担金	金参百貳拾四万四千円
六 使用料及び手数料	金百参拾六万八千円
七 使用料	金百参拾六万八千円
八 国庫補助金	金七拾参万五千円
九 国庫補助金	金七拾参万五千円
一〇 県支出金	金七拾参万五千円
一一 補助金	金七拾参万五千円
一二 寄附金	金参百八万四千円
一三 雑収入	金九拾九万参千円
一四 弁償金及び報償金	金五拾万円
一五 物品売却代金	金拾万参千円
一六 雑収入	金貳千六百万円
一七 市債	金貳千六百万円
一八 歳入合計	金八千参百参万七千円
一九 歳入合計	金九拾万円
二〇 市議会費	金九拾万円

二役所費

一 役所費	金参百六拾八万四千円
二 警察消防費	金七百四拾参万四千円
三 消防費	金五百参万四千円
四 消防費	金五百参万四千円
五 土木費	金百九拾五万四千円
六 道路維持修繕費	金百七拾九万参千円
七 港灣維持修繕費	金拾参万四千円
八 教育費	金参千七百六拾六万六千円
九 小学校費	金九拾六万四千円
一〇 中学校費	金七拾参万四千円
一一 高等学校費	金拾六万四千円
一二 社会教育費	金拾八万参千円
一三 社会教育費	金拾八万参千円
一四 図書館建設費	金貳千六百万六千円
一五 災害学校復旧費	金九百六拾四万四千円
一六 社会労働施設費	金拾六万参千円
一七 福祉事務所費	金拾六万参千円
一八 保健衛生費	金参千四百九拾九万九千円
一九 舟入病院費	金四拾参万参千円
二〇 下水道費	金五百九拾万四千円
二一 屠場費	金参拾参万八千円
二二 屠場増築費	金拾六万八千円
二三 屠場増築費	金八百万円
二四 産業経済費	金参千参百拾万四千円
二五 農工諸費	金百参万四千円
二六 農水産諸費	金百参万四千円
二七 園芸総合指導所費	金拾万参千円
二八 中央卸売市場増築費	金九百参万四千円
二九 諸支出金	金参百貳拾八万四千円
三〇 過年度支出	金貳百参万四千円
三一 雑支出	金五拾八万四千円
三二 雑支出	金七拾万四千円
三三 財政調査費	金七拾万四千円

歳出合計

金八千参百参万七千円

歳入出予算引金なし

歳入合計

金八千参百参万七千円

歳入出予算引金なし

歳入	
一 使用料及び手数料	金貳百七拾万七千円
二 使用料	金貳百七拾万七千円
三 歳入合計	金貳百七拾万七千円
歳出	
一 病院費	金貳百七拾万七千円
二 業務費	金貳百七拾万七千円
三 歳入合計	金貳百七拾万七千円
歳入出予算引金なし	

昭和二十八年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

広島市長職務代理者

昭和三十八年九月三十日

広島市助役 高山 一三

昭和二十八年九月三十日

昭和二十八年年度定期収入、固定資産税第二期徴税令書、市内富士見町田中キタ外三、八〇七件住所不明のため、送達不能につき、地方税法第二十條及び広島市税条例第十一條の規定により、十月五日から十月十八日まで十四日間公示する。

昭和三十八年十月五日

広島市長職務代理者

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和三十八年十月五日

昭和二十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

昭和三十八年十月十五日

- 2 事務局長に、左の課及び係を置く。

庶務係

業務係

會計課

給食係

庶務係

業務係

會計課

給食係

業務係

會計課

給食係

- 一 患者の診察に關すること。
- 二 給食の献立及び検査に關すること。
- 三 患者の入院及び退院の決定に關すること。
- 四 薬剤に關すること。
- 五 麻薬及び劇毒薬の管理に關すること。
- 六 病理試験検査に關すること。
- 七 業務試験検査に關すること。
- 八 業務に關すること。
- 九 庶務に關すること。
- 十 業務に關すること。
- 十一 業務に關すること。
- 十二 業務に關すること。
- 十三 業務に關すること。
- 十四 業務に關すること。
- 十五 業務に關すること。
- 十六 業務に關すること。
- 十七 業務に關すること。
- 十八 業務に關すること。
- 十九 業務に關すること。
- 二十 業務に關すること。

診療各科

- 一 患者の診察に關すること。
- 二 給食の献立及び検査に關すること。
- 三 患者の入院及び退院の決定に關すること。
- 四 薬剤に關すること。
- 五 麻薬及び劇毒薬の管理に關すること。
- 六 病理試験検査に關すること。
- 七 業務試験検査に關すること。
- 八 業務に關すること。
- 九 庶務に關すること。
- 十 業務に關すること。
- 十一 業務に關すること。
- 十二 業務に關すること。
- 十三 業務に關すること。
- 十四 業務に關すること。
- 十五 業務に關すること。
- 十六 業務に關すること。
- 十七 業務に關すること。
- 十八 業務に關すること。
- 十九 業務に關すること。
- 二十 業務に關すること。

- 一 業務に關すること。
- 二 業務に關すること。
- 三 業務に關すること。
- 四 業務に關すること。
- 五 業務に關すること。
- 六 業務に關すること。
- 七 業務に關すること。
- 八 業務に關すること。
- 九 業務に關すること。
- 十 業務に關すること。
- 十一 業務に關すること。
- 十二 業務に關すること。
- 十三 業務に關すること。
- 十四 業務に關すること。
- 十五 業務に關すること。
- 十六 業務に關すること。
- 十七 業務に關すること。
- 十八 業務に關すること。
- 十九 業務に關すること。
- 二十 業務に關すること。

第三條 事務局長に事務局長を、診療各科に部長を、薬剤室に薬剤部長を、課に課長を、係に係長を、病理室に病理室主任を置く。

第二條 事務局長並びに診療各科及び室の分掌事務は、左の通りとする。

第一條 人事及び職員に關すること。
 二 文書の授受、発送、作成及び保管整理に關すること。
 三 財産の管理に關すること。
 四 院内の整備、取締及び清掃に關すること。
 五 公印の管守に關すること。
 六 課内庶務及び他のいづれの所管にも属しないものに關すること。

No.	診療券	股	住所	年令	年	職業	日	日	本券	自	昭	年	月	日	有	至	昭	年	月	日	社	保	險	廣	島	市	民	病	院

- 三十八 會計事務取扱規程第二十七條ノ諸帳簿ノ様式(昭和十年三月廣島市告示達甲第六号)
- 三十九 貯藏ノ必要ナリトシテニ屬スル物品取扱方ノ件(大正二年二月廣島市告示達甲第二号)
- 四十 物品會計取扱規程(昭和七年六月廣島市告示達甲第九号)
- 四十一 廣島市統計書編纂手續(昭和十年六月廣島市告示達甲第十三号)
- 四十二 廣島市機械工訓育所規程(昭和十三年十月五日廣島市告示達甲第十号)
- 四十三 廣島市工業指導所規程(昭和十五年八月十日廣島市告示達甲第八号)
- 四十四 廣島市常設家畜市場使用料徴收手續(大正三年一月廣島市告示達甲第二号)
- 四十五 廣島市診療所規程(昭和四年八月廣島市告示達甲第七号)
- 四十六 廣島市立衛生試驗所規程(大正十五年十一月廣島市告示達甲第五号)
- 四十七 廣島市土木工事直營規程(昭和十一年五月廣島市告示達甲第七号)
- 四十八 入札保証人規程(明治四十一年六月廣島市告示達甲第十号)
- 四十九 本庁舎以外ノ建物修繕ニ關スル件(昭和二年六月廣島市告示達甲第六号)
- 五十 工事及物品購入売却ノ入札書又ハ見積書取扱方(明治四十年六月廣島市告示達甲第二十四号)
- 五十一 入札人タル事ヲ得ザル者ノ取扱方(明治四十一年六月廣島市告示達甲第九号)
- 五十二 工事項目取扱規程(昭和七年四月廣島市告示達甲第六号)
- 五十三 廣島市職員帽章規程(昭和二十年六月二十九日廣島市告示達甲第六号)
- 五十四 廣島市日用品等交換輪旋所規程(昭和二十年四月一日廣島市告示達甲第五十号)

市告示達甲第十三号

- 四 軍政關係事務處理について(昭和二十三年二月二十八日廣島市訓令第二号)
- 五 廣島市警察職員並びに消防職員の旅費の支給区分(昭和二十四年六月一日廣島市告示乙第一号)
- 六 廣島市役所各階經理事務取扱規則(昭和十八年十二月二十八日廣島市告示達乙第六号)
- 七 廣島市統計事務取扱規程(昭和十年六月廣島市告示達乙第六号)
- 八 廣島市産業統計調査規程(昭和十年六月廣島市告示達乙第四号)
- 九 廣島市統計調査員規程(昭和十年六月廣島市告示達乙第五号)
- 十 廣島市工業指導所使用料及手数料徴收手續(昭和十五年八月十日廣島市告示達乙第六号)
- 十一 廣島市常設家畜市場職員事務分掌並びに事務取扱手續(大正三年一月廣島市告示達乙第一号)
- 十二 廣島市常設家畜市場吏員外勤規程(大正十四年八月廣島市告示達乙第二号)
- 十三 廣島市設置上屋及起重機管理並使用料徴收事務取扱順序(昭和八年五月廣島市告示達乙第二号)
- 十四 廣島市保護院病室使用料徴收手續(昭和十四年五月廣島市告示達乙第一号)
- 十五 廣島市保護院經理事務取扱規程(昭和十三年十一月七日廣島市告示達乙第四号)
- 十六 廣島市保護院規程(昭和十三年十一月七日廣島市告示達乙第五号)
- 十七 廣島市尿尿取事務取扱手續(昭和十一年一月廣島市告示達乙第一号)
- 十八 廣島市立細菌病院病室使用料委託患者収容料徴收手續(昭和八年十月廣島市告示達乙第七号)
- 十九 廣島市計画事業受益者負担金徴收事務取扱手續(昭和五年十月廣島市告示達乙第四号)
- 二十 廣島市水道使用条例施行細則取扱規程(大正七年九月廣島市告示達乙第一号)

- 二十一 廣島市水道水源地機關部所屬技師機關手勤務心得(大正四年四月廣島市告示達乙第五号)
- 二十二 看守勤務心得(明治二十四年六月廣島市告示達乙第四号)
- 二十三 廣島市水道部直員規程(大正三年五月廣島市告示達乙第五号)
- 二十四 水道部工事項目取扱規程(昭和十二年三月廣島市告示達乙第一号)
- 二十五 廣島市吏員身分保証取扱手續(明治四十四年十二月廣島市告示乙第三号)
- 二十六 学校建築及修繕工事監督方(明治三十八年六月廣島市告示乙第七号)
- 二十七 廣島市公園規則取扱手續(明治三十八年四月廣島市告示乙第二号)
- 二十八 廣島市功勞者表彰規程(明治四十一年三月廣島市告示達甲第七号)
- 二十九 廣島市考査規程(昭和十八年十二月八日廣島市告示達甲第二十四号)
- 三十 支那事務取扱規程(昭和十五年十月十六日廣島市告示達甲第十三号)
- 三十一 廣島市公印管守規則(昭和十八年十二月十三日廣島市告示達甲第二十七号)
- 三十二 廣島市海外在勤者手当支給規程(昭和十三年九月十日廣島市告示達甲第七号)
- 三十三 廣島市警防團事務手当支給規程(昭和十五年七月二日廣島市告示達甲第五号)
- 三十四 廣島市臨時出張所勤務職員手当支給規程(昭和十六年十二月一日廣島市告示達甲第三十号)
- 三十五 廣島市出張所職員勤務手当支給規程(昭和十九年七月十日廣島市告示達甲第十三号)
- 三十六 臨時水道出張部職員勤務手当支給規程(昭和十七年三月三十一日廣島市告示達甲第五号)
- 三十七 廣島市會計事務取扱規程(大正二年三月廣島市告示達甲第四号)

五十五 広島市立戦時生産技術者養成所処務規程（昭和二十年五月二日広島市告示達甲第五号）
 五十六 広島市立戦時生産技術者養成所生徒食費支給規程（昭和二十年五月二日広島市告示達甲第六号）
 五十七 広島市公会堂事務取扱規程（大正元年八月広島市告示達甲第一号）

広島市訓令第四十二号之二

厚生局

広島市舟入病院処務規程を次のように定める。

昭和二十八年十月一日

広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

広島市舟入病院処務規程

- 第一条 広島市舟入病院（以下「病院」という。）に事務長、薬剤長及び看護婦長を置く。
- 第二条 事務長は、院長の命を受け、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 第三条 院長は、院長の命を受け、業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 第四条 看護婦長は、院長の命を受け、看護婦を指揮監督する。
- 第五条 病院長は、入院患者の状況を遅滞なく主管局長を経て、市長に報告しなければならない。
- 第六条 病院長は、処務に必要な簿冊を備え、常に業務の状況を明らかにしておかなければならない。
- 第七条 病院長は、火災予防、盗難予防、非常警備その他病院の施設の管理保全に關して必要な規定を定めなければならない。
- 第八条 前項の規定を定める場合においては、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 第九条 この規程に定めるものの外、病院の処務については、本庁の例による。

公安委員会告示

広島市公安委員会告示第八号

昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

昭和二十八年九月十七日

広島市公安委員会

次の題名を附する。

道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路交通に關する必要な制限

一の前に次のように加える。

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号。以下「法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「令」という。）による道路の交通に關する必要な制限は、左の通りとする。

- 一 令第十五条第一項第一号の自動車 毎時四十キロメートル
- 二 令第十五条第一項第二号の自動車 毎時三十キロメートル
- 三 令第十五条第二項第一号の自動車 毎時三十キロメートル
- 四 道路交通取締法施行規則（昭和二十八年総理府令第五十四号）第二条の緊急自動車 毎時七十キロメートル
- 五 四中「令第二十一条」を「令第二十三条」に改める。
- 六 四中「令第二十八条第一項第六号及び令第二十九条第一項第五号」を「令第三十条第一項第六号」に改める。
- 七 六中「令第二十七条」を「令第二十九条第二項」に改める。

附則

この告示は、昭和二十八年九月十七日からこれを施行する。

広島市公安委員会告示第九号

広島市自動車運転免許並びに原動機付自転車運転許可規程（昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年九月十七日

広島市公安委員会

第一条中「道路交通取締法（以下法という。）及び道路交通取締令（以下令という。）を「道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号。以下「法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「令」という。）に改める。

- 一 第三条第一項中「令第四十二条の二第一項及び令第五十二条の三」を「令第四十九条及び第六十五条」に、「精神病」を「並びに精神病、常習めい、麻薬常用覚せい剤常用」に改め、同条第二項中「令第四十四条第一項第一号」を「令第五十三条第一項第一号」に、「令第四十四条第一項第二号」を「令第五十三条第一項第二号」に改める。
- 二 第四条中「令第四十二条の二第三項」を「令第四十八条第一項」に改める。
- 三 第四条の二中「令第四十二条の二第三項」を「令第四十八条第二項」に改める。
- 四 第五条中「令第四十二条第一項第一号乃至第四号」を「令第五十一条各号」に改める。
- 五 第六条中「令第四十四条の三」を「令第五十四条」に改める。
- 六 第七条第一項中「令第四十七条」を「令第五十六条第一項」に改める。
- 七 第八条中「令第四十七条」を「令第五十六条第一項」に改める。
- 八 第九条第一項中「令第四十八条」を「令第五十七条第一項」に、「毎年二月、五月、八月、十一月」を「毎月」に改め、同条第三項中「令第四十八条第三項及び令第四十五条の三」を「令第五十七条第四項」に改める。
- 九 第十条中「令第五十一条」を「令第六十二条」を改める。
- 十 第十一条中「令第五十二条第一項第一号及び第二号」を「令第六十四条第二項「各号」に改める。

第十二条中「令第五十二条の二」を「令第六十五条第二項各号」に改める。

第十三条第二項を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第三条の規定によるもの）

手数料（広島県収入証紙）貼付欄（消印しないこと）	申請する免許の種別	住所（勤務先）	氏名	生年月日
交付受取委員	免許種別	交付年月日	交付月日	備考

付貼葉二真写
 （年影攝に面裏真写）
 （入記名氏及び日）

転免許は百円（貼付欄）に改める。

別記様式第七号を次のように改める。（別紙）

別記様式第七号（第十条の規程によるもの）

自動車運転免許証再交付申請書

手数料広島市収入証紙（貼付欄）	併記免許の番号	併記免許の年月日	併記免許の年月日
-----------------	---------	----------	----------

右の通り再交付になりますよう写真二葉及び手数料を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

住所 氏名

広島市公安委員会 氏名

別記様式第九号中「百円」を「二百円」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

広島市公安委員会告示第十号

道路交通取締法施行令第四十二条第一項及び同令第六十九条第二項の規定による許可証の様式に關する規程を次のように定める。

昭和二十八年九月十七日

広島市公安委員会

道路交通取締法施行令第四十二条同令第六十九条による許可証の様式に關する規程

道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第四十二条第一項及び令第六十九条第二項の規定による許可証の様式は、左の通りとする。

一、令第四十二条第一項の規定による様式

自動車等制限外積載（乗車）許可申請書

申請者住所氏名	車種	積載品目	積載方法
制限外積載	制限内積載	制限外積載	制限内積載
積載長さ	積載高さ	積載重量	積載個数
メートル	メートル	キログラム	個
メートル	メートル	キログラム	個
センチメートル	センチメートル	キログラム	個
センチメートル	センチメートル	キログラム	個

運搬日時

右の通り制限外積載（乗車）したいから御許可下さるよう御願いたします。

昭和 年 月 日

別記様式第三号中「広島市収入証紙（百円）貼付欄（消印しないこと）」を「手数料広島市収入証紙二百円（仮運

免許事項	交付受取委員	免許種別	番号	年月日	備考
------	--------	------	----	-----	----

現有免許証
 免許前照
 （失効その他理由）

右自動車運転免許を受けたので写真二葉戸籍抄本及び医師の健康診断書並びに試験手数料（広島県証紙）式百円を添付して申請いたします。

昭和 年 月 日

広島市公安委員会 氏名

始末書

住所 職業 氏名 年月日 生

昭和 年 月 日付にて交付された自動車運転免許証第 号を 年 月 日 時 分頃 町に至る路上においてポケットに入れて携帯中不注意により紛失しました。今後はかかることのないように注意いたします。今限り特別の御診察により再交付下さるよう御願いたします。

昭和 年 月 日

氏名

広島市公安委員会 氏名

運搬日時

右の通り制限外積載（乗車）したいから御許可下さるよう御願いたします。

昭和 年 月 日

申請者氏名 廣島市 警察署長殿
 右許可する (朱書)
 昭和 年 月 日 警察署長 函

三、令第六十九号第二項の規定による様式
 道路使用許可申請書

申請者住所 職業 氏名

一、道路使用の目的
 二、道路使用の方法
 三、道路使用の期間
 四、道路使用の区域又は場所
 右の通り道路を使用したいから御許可下さるよう御願
 いたします。

昭和 年 月 日 申請者氏名
 廣島市 警察署長殿
 右許可する。
 昭和 年 月 日 警察署長 函

備考 区域又は場所は使用現場の図面を添付せしめる
 こと。

附則
 この告示は、昭和二十八年九月十七日から施行する。

◎ 辞 令

事務吏員 山田 益雄
 事務吏員 宮本 基
 廣島市出納員を命ずる
 廣島市出納員を免する

昭和二十八年九月一日 (各通)

廣島市消防委員会委員を免する
 野口 進

廣島市消防委員会委員を解く
 消防団長 細川 崇己
 消防団副団長 原田 義太郎

廣島市消防委員会委員を命ずる
 消防団副団長 福原 一

廣島市消防委員会委員を命ずる
 東警察署長 田中 卯一

廣島市消防委員会委員を命ずる
 昭和二十八年九月十五日 (各通)
 技術吏員 村川 忠夫

廣島市技術吏員に併任する
 技術吏員 友川 正三

工芸指導所勤務を命ずる
 昭和二十八年九月十九日
 事務吏員 桑田 茂

地方公務員法第二十九号第一項により戒告する
 昭和二十八年九月二十二日
 技術吏員 中川 行夫

訓告
 事務吏員 豊岡 三

訓告
 廣島市商工相談所事務を臨時に囑託する
 昭和二十八年九月二十二日 (各通)
 事務吏員 木山 香寿美

會計課兼務を命ずる
 後藤 修一

を改正する条例制定について
 原案可決

一、第百号議案 市金庫事務の取扱銀行の指定について
 原案可決

一、第百一号議案 公平委員会委員選任の同意について
 同意

一、第五十二号議案 財産の処分について
 撤回

一、第五十三号議案 契約締結の同意について
 撤回

一、第三十八号議案 契約締結の同意について閉会中審査
 第三十九号議案 予算外義務負担について閉会中審査

一、議員提出第二十一号 廣島市内タクシーのメーター制
 実施方要望に関する意見書提出
 について
 原案可決

一、諮問第五号 公有水面埋立について 支障なしと決定
 一、諮問第四十号 国泰寺中学校校舎増築について 採択

一、諮問第四十一号 廣瀬小学校第二期増築工事起工につ
 一、諮問第四十四号 江波小学校校舎増築施設整備につ
 採択

一、諮問第四十五号 比治山小学校校舎増築について
 採択

一、諮問第四十七号 中広中学校校地拡張について
 閉会中審査

一、諮問第四十六号 旭町下水道の改修について
 建設委員会付託閉会中審査

一、諮問第三十六号 元相生橋通車通車について
 閉会中審査

一、諮問第三十九号 二葉地区小学校新設について
 閉会中審査

一、諮問第四十二号 廣島聖光学園の事業遂行のため助成金
 下附について
 閉会中審査

一、発 議 特別都市計画建物移転調査特別委員会
 設置について
 議長一任に決定

◎ 雑 報

市議会議決事項
 (九月三十日)

一、第七十七号議案 昭和二十八年度廣島市歳入出予算道
 加 原案可決
 一、第七十八号議案 廣島市職員定数条例の一部を改正す
 る条例制定について 原案可決
 一、第七十九号議案 廣島市公安委員会の行う許可等手
 料徴収条例の一部を改正する条例制

廣島市日雇労働者生活実態調査員を委嘱する
 事務吏員 山 路 監
 休職期間を三箇月間更新する
 事務吏員 脇 田 芳 雄
 休職期間を三箇月間更新する
 事務吏員 中 井 萬 藏
 廣島市公平委員会委員に選任する
 昭和二十八年十月一日 (各通)
 事務吏員 桑 田 茂
 廣島市出納員を命ずる
 昭和二十八年十月十二日

出張所管区域別人口及び世帯状況について
 (二八、一〇、一現在)

出張所別	人口	世帯
牛田	九、九六五	二、五三八
尾崎	一四、七八二	三、六五一
青崎	一〇、一三三	二、四九〇
段原	二一、七二七	五、八三〇
比治山	一八、一一九	四、五〇八
仁保	五、八七二	一、五一八
大河	一一、九三五	二、九九四
皆井	一八、〇四五	四、四四八
宇品	二五、九三三	六、七五五
似島	二、一八八	四九二
基町	三一、三四二	八、一一三
本庁直轄	四六、二一六	一、一三三
区	二二、〇九四	五、八〇四
十日市	一六、二三〇	四、二一三
舟入	二〇、五六六	四、九五四
観音	一九、六七八	五、三七七
己斐	一七、七六〇	四、五七二
三篠	一三、七六八	三、三五三
草津	△五〇	△六
合計	三二七、三六三、〇〇三	八三、九四八

定について
 原案可決
 一、第八十号議案 廣島市港湾施設使用料条例制定につ
 いて 原案可決
 一、第八十一号議案 廣島市道路交通取締条例の一部を改
 正する条例について 原案可決
 一、第八十二号議案 廣島市舟入病院条例の一部を改正す
 る条例について 原案可決
 一、第八十三号議案 社会保険廣島市民病院条例の一部を
 改正する条例制定について 原案可決
 一、第八十四号議案 廣島市営住宅管理条例の一部を改正
 する条例制定について 原案可決
 一、第八十五号議案 競馬法一部改正による払戻金算出条
 例等を廃止する条例制定について

一、第八十六号議案 昭和二十八年度廣島市災害学校復旧
 事業費公債方法 原案可決

一、第八十七号議案 昭和二十八年度廣島市屠場施設整備
 事業費公債方法 原案可決

一、第八十八号議案 昭和二十八年度廣島市中央卸売市場
 増築事業費公債方法 原案可決

一、第八十九号議案 昭和二十八年度廣島市特別会計社会
 保険廣島市民病院費歳入出予算追加
 原案可決

一、第九十号議案 契約締結の承認について 承認

一、第九十一号議案 契約締結の承認について 承認

一、第九十二号議案 契約締結の同意について 同意

一、第九十三号議案 契約締結の同意について 同意

一、第九十四号議案 契約締結の同意について 同意

一、第九十五号議案 契約締結の同意について 同意

一、第九十六号議案 予算外義務負担について 原案可決

一、第九十七号議案 財産の処分について 原案可決

一、第九十八号議案 契約締結の同意について 同意

一、第九十九号議案 廣島市立浅野図書館設置条例の一部

戸籍上の市勢(20日)

(二十八日七分)

種別	件数	同上一日分		前年同月分	増△減
		最大	最少		
婚姻	(一八八)	(二二)	(二)	(一九七)	△△
離婚	(三三)	(四)	(一)	(三二)	△
出生	(二八七)	(二〇)	(三)	(二八四)	△
死亡	(一〇七)	(二〇)	(一)	(一〇六)	△
計	(五〇一)	(四六)	(六)	(四九五)	△△

一、本市の出生と死亡から見た増数
 男 一八〇人 女 一六三人 計 三四三人
 一日平均一一・四三人

一、前年同右
 男 一五一人 女 一四九人 計 三〇〇人
 一日平均一〇人

一、謄抄本作製数 一〇、九一八枚
 淨写 八、三〇三枚 従事人員 延二〇三人
 一日平均 三三二、一枚 一人平均 四〇、九枚
 コピア謄写 二、六一五枚
 一、失期件数 四八件

内 訳
 後見終了 一 国籍喪失 一 出生 四一
 死亡 五

一、() は本籍地以外での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの
 婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分その他は二十五日分で計算したもの

印刷所 旭印刷株式会社
 広島市大手町八丁目

発行所 広島市役所

廣 島 市 報

第 9 1 号

発 行
昭和28年11月20日
(金曜日)

電 話

中三三	中六二	中六三	中六四	中六五	中六六	中六七	中六八	中六九	中七〇	中七一	中七二	中七三	中七四	中七五	中七六	中七七	中七八	中七九	中八〇	中八一	中八二	中八三	中八四	中八五	中八六	中八七	中八八	中八九	中九〇	中九一	中九二	中九三	中九四	中九五	中九六	中九七	中九八	中九九	中一〇〇										
中一〇一	中一〇二	中一〇三	中一〇四	中一〇五	中一〇六	中一〇七	中一〇八	中一〇九	中一一〇	中一一一	中一一二	中一一三	中一一四	中一一五	中一一六	中一一七	中一一八	中一一九	中一二〇	中一二一	中一二二	中一二三	中一二四	中一二五	中一二六	中一二七	中一二八	中一二九	中一三〇	中一三一	中一三二	中一三三	中一三四	中一三五	中一三六	中一三七	中一三八	中一三九	中一四〇	中一四一	中一四二	中一四三	中一四四	中一四五	中一四六	中一四七	中一四八	中一四九	中一五〇

発行所 廣 島 市 役 所

印刷所 旭 印 刷 株 式 会 社

目 次

◎規 則	廣島市市営住宅入居者詮衡審議会規則の一部改正	一
◎告 示	廣島市家畜人工受精実施規則の一部改正	一
◎告 示	収入役の権限委任について	二
◎告 示	市金庫事務取扱銀行の指定について	二
◎告 示	市金庫事務の一部取扱所及び金庫収納店の設置について	二
◎告 示	収入役の権限委任について	三
◎告 示	建築基準法に基づく道路の位置の指定について	三
◎告 示	仮換地予地指定取消、未指定地補充換地予地指定及び仮換地予地変更指定の発表について	三
◎告 示	百日せき、ジフテリア及び種痘の予防接種実施について	四
◎告 示	建築許可申請に関する公聴会開催について	四
◎告 示	建築許可申請に関する公聴会開催について	五
◎告 示	土地立入について	五
◎公 告	漂流物拾得について	六
◎訓 令	廣島市助役専決事項の取扱に關する訓令の廃止	六
◎訓 令	文書の様式及び文体用語等に關する規程の一部改正	六

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙管理委員会開催について
基本選挙人名簿の縦覧について
安芸海漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について

◎ 雑 報 令
出張所々管別人口及び世帯状況について
戸籍上の市勢について

規 則

◎ 規 則
廣島市市営住宅入居者詮衡審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年十月一日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一三

廣島市規則第六十五号の二
廣島市市営住宅入居者詮衡審議会規則の一部を改正する規則
廣島市市営住宅入居者詮衡審議会規則（昭和二十四年八月十二日廣島市規則第三十号）の一部を次のように改正する。
題名中「詮衡」を「選考」に改める。
第一条及び第二条を次のように改める。
第一条 廣島市市営住宅入居者選考審議会（以下「審議会」

規 則

としようの組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に關しては、廣島市市営住宅管理條例（昭和二十七年廣島市條例第四十号）第八條第二項の規定に基づき、この規則の定めるところによる。
第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、廣島市市営住宅の入居者の選考に關する重要事項について審議する。
第七條を削り、第六條の二を第七條とする。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市立浅野図書館設置條例の一部を改正する條例の施行期日を定める規則をここに公布する。
昭和二十八年十月二十八日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第七十六号
廣島市立浅野図書館設置條例の一部を改正する條例の施行期日を定める規則
廣島市立浅野図書館設置條例の一部を改正する條例（昭和二十八年廣島市條例第四十七号）は、昭和二十八年十一月一日から施行する。
廣島市家畜人工授精実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年十一月五日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市規則第七十七号

廣島市畜産人工授精実施規則の一部を改正する規則
第三十三号の二の一部を次のように改正する。
第三条の表を次のように改める。

畜産の種類	人工授精技術料 (一回につき)	精液料
乳牛	五〇〇円	高等登録牛 八〇〇円 その他 六〇〇円
和牛	三〇〇円	高等登録牛 五〇〇円 その他 三〇〇円
馬	四〇〇円	四〇〇円
めん羊	二〇〇円	二〇〇円
やぎ	二〇〇円	やぎ、体型審査 標準により七 三から七四 点までのやぎ 二〇〇円 七二点以下の やぎ 一〇〇円
豚	三〇〇円	三〇〇円

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

廣島市告示第百十五号の二
廣島市収入役の権限に属する事務のうち下水道使用料の徴収事務を、出納員山田益雄に委任させた。
昭和二十八年九月一日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一 三

廣島市告示第百二十四号の二
本市の金融事務は、昭和二十八年十月一日から昭和二十

九年九月三十日までの間、株式会社廣島銀行をして取り扱
わせる。
昭和二十八年十月一日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一 三

廣島市告示第百二十四号の三
廣島市の金融事務を取り扱う株式会社廣島銀行は、左記
各店をして市金融事務のうち収納事務を取り扱わせること
となつたから告示する。
昭和二十八年十月一日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一 三

店名	所在地
廣島市金庫	廣島市紙屋町一七番地
株式会社廣島銀行本店	廣島市紙屋町一七番地
市役所派出所	廣島市役所内
株式会社廣島銀行	廣島市松原町一、〇四八の三
廣島駅前支店	廣島市松原町一、〇四八の三
仁保町支店	廣島市青崎一〇〇の一
旭町支店	廣島市旭町一、三四四の九
仁保町支店	廣島市西一〇の割一
宇品支店	廣島市宇品北通り三の八
皆実町支店	廣島市皆実町三丁目九四九の一
中央市場支店	廣島市水主町一〇二
舟入支店	廣島市舟入中町一六六の一
草津支店	廣島市草津本町五八八
己斐支店	廣島市己斐町三二七の六
本川支店	廣島市十日市町四一の四
横川支店	廣島市横川町二丁目六二八の八
銀山町支店	廣島市下柳町四一の一
大手町支店	廣島市大手町八丁目一〇
段原支店	廣島市霞町廣島県庁内

廣島市金庫取納店
廣島信用金庫本店
同 廣島市助役 高山 一 三

支店名	所在地
八丁堀支店	廣島市八丁堀三三番地
土橋支店	廣島市西新町一三番地の四
宇品支店	廣島市宇品町御幸通一丁目三七番地の四の三
廣島駅前支店	廣島市廣島駅前六〇番地
千田支店	廣島市千田町三丁目七八〇番地の一〇
牛田支店	廣島市牛田町九七〇番地の二
草津支店	廣島市草津町南内南新地九五七番地の二
鷹野橋支店	廣島市千田町一丁目五一七番地の一〇
銀山町支店	廣島市銀山町一一番地
白鳥出張所	廣島市東白鳥町一五〇番地の三
己斐出張所	廣島市己斐町三三四番地の三
皆実町支店	廣島市皆実町三丁目一、〇三〇番地の二
段原支店	廣島市段原東浦町八〇七番地の三
廣島市農業協同組合本所	廣島市大手町八丁目一〇三番地
庚午支所	廣島市庚午北町一丁目六三番地
己斐支所	廣島市己斐町二、五一五の二番地
己斐出張所	廣島市己斐町四一二番地の二
三篠支所	廣島市横川町一丁目一、〇三六番地
観音支所	廣島市西観音町二丁目九七五番地の二
江波支所	廣島市江波町字宮の下一、〇三五の二四
青崎支所	廣島市仁保町字青崎一四八の二番地
東部支所	廣島市東雲町三一八番地
牛田支所	廣島市牛田町旭町区一四三九の

廣島市告示第百二十七号の二
廣島市収入役の権限に属する事務のうち廣島市建設局東部復興事務所における廣島市収入証紙売却に伴う現金の収納事務を、出納員桑田茂に委任させた。
昭和二十八年十月十二日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一 三

廣島市告示第百三十号

建築基準法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を左記の通り指定した。
なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。
昭和二十八年十月十六日
廣島市長職務代理者
廣島市助役 高山 一 三

- 一 指定番号 第七号
- 二 指定年月日 昭和二十八年十月十二日
- 三 道路の位置 廣島市江波町字下山三八番地
- 四 幅員及び延長 幅員四メートル。延長三七、二メートル
- 五 表示図面 別紙のとおり

廣島市告示第百三十一号

昭和二十八年十月十九日
廣島市長 浜井 信 三
第十一回仮換地予定地指定取消、第二十七回未指定地補充換地予定地指定及び第四十一回仮換地予定地交

更指定の発表について

一 仮換地予定地指定取消
廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴い、左記に指定した左記仮換地予定地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、その指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所へ、詳細承知されたい。

従前の土地	換地	土地所有者
町名	地番	ブロック番号 画地番号 氏名
中島本町	一〇五ノ二	一ノ三 四ノ一 廣島市
町	一〇五ノ三	一ノ三 四ノ二 同
町	一〇五ノ八一	三ノ一 四ノ一 同
町	一〇五ノ八二	三ノ一 四ノ二 同
町	一〇五ノ八三	三ノ一 四ノ三 同
町	一〇五ノ一八一	一ノ三 四ノ一 同
町	一〇五ノ一九一	一ノ三 四ノ二 同
町	一〇五ノ九八	一ノ三 四ノ三 同
町	一〇五ノ二〇一	一ノ三 七ノ一 同
町	一〇五ノ二二一	一ノ三 七ノ二 同
町	一〇五ノ二二四	一ノ三 九ノ三 同
町	一〇五ノ五二	三ノ六 二ノ二 同
町	一〇五ノ五一	三ノ六 二ノ一 同
町	一〇五ノ五七	三ノ六 二ノ二 同
町	一〇五ノ五八	三ノ六 二ノ三 同
町	一〇五ノ五九	三ノ六 二ノ四 同

町名	地番	氏名
町	一〇五ノ六〇	三ノ四 二ノ四 同
町	一〇五ノ六一	三ノ四 二ノ五 同
町	一〇五ノ二七二	四ノ六 七ノ一 同
町	一〇五ノ二八二	四ノ六 七ノ二 同
町	一〇五ノ二九一	四ノ六 七ノ三 同
町	一〇五ノ一五二	二ノ七 四 同

- 一 廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が補充並びに変更に決定したから関係者は、東部復興事務所へ、詳細承知されたい。
- 二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有者に提出するにのみ送達する。なお、土地所有者にまだ提出していない者は、至急提出されたい。
- 三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所へ協議の上、取り運び願いたい。
- 四 万一連絡がない場合は、決定した仮換地を取り消すこととなるから、是非連絡方を実行されたい。

1 第二十七回未指定地補充換地予定地指定

町名	地番	土地所有者
中島本町	一〇五ノ二四三	廣島市

2 第四十一回仮換地予定地変更指定

町名	地番	土地所有者
土 地 所 在		

千田町二丁目	七八九ノ一	人見繁良
同町	七八九ノ九	木村芳孝
平野町	七二一ノ三外四筆	藤田正明
同町	七二一ノ一外四筆	三菱銀行
上柳町	六九ノ五外二筆	田中源治
同町	六九ノ一三	鈴木忍
同町	六九ノ一一	関西石油 合資会社
鉄砲町	一三二ノ一	吉田重代
同町	一三二ノ二外一筆	藤田組
同町	五四ノ一	新延新一
同町	五四ノ二	下山文雄
南竹屋町	二三九ノ一四外四筆	松本良一
同町	二三六ノ二外四筆	浜松為義 外一名
三川町	五三ノ七	大藏省
同町	五三ノ三外一筆	木村又一
同町	五三ノ二外一筆	山口一
同町	五三ノ六	小越ミサヲ 外一名
千田町一丁目	五三〇ノ一	三木忠
同町	五三〇ノ二	三木忠
皆実町二丁目	二六三ノ一	阿部幸夫
千田町一丁目	五八六ノ一外一筆	村上信勝
同町	五八六ノ二〇	藤尾七郎
富士見町	二九一ノ二	平本武一

富士見町	二九一	村上勝
大手町八丁目	一四九ノ一	谷川龜太郎
同町	一四九ノ四	松島 遼
下流川町	五〇ノ六	山田乃武子
同町	五〇ノ二	山下富一
立町	三八ノ二	中沢治右
同町	三七ノ二	牛尾房藏
同町	四ノ五	熊本保
田中町	四ノ四	河村音雄 外一名
同町	四ノ三外二筆	大藏省
竹屋町	九六外一筆	臼井 要
三川町	五七ノ九外一筆	田中岩吉
立町	二〇ノ七外四筆	中尾カ子コ
同町	二〇ノ一	日新生命保険 相互会社
同町	二〇ノ一	多田市郎
千田町二丁目	六五三ノ四	梶川久一
同町	六五三ノ五	中本杉雄
宝町	四〇七ノ一外一筆	村田敏子
同町	四〇七ノ五	島田ハル
白島町東中町	七ノ六	豊原秀明
同町	七ノ七	釜田忠彦
中島本町	一〇五ノ一二三	大藏省
白島北町	一番地外二ヶ町一五六筆	大藏省

基町	一ノ内	大藏省
同町	一ノ内	同
白島西中町	七八ノ一外一筆	藤田マサコ
田中町	五六	松浦篤男
基町	五外一筆	逓信局
同町	六	郵政省共済組合
大手町八丁目	四五ノ三	大瀬戸 隆
中島本町	一〇五ノ一六八	広島市
比治山本町	一一八〇ノ三	川崎満隆 外一名
中島本町	一〇五ノ一三五	広島市
同町	一〇五ノ二五四	同
斜屋町	二二外一筆	久保田 精一
同町	二二ノ一外二筆	高山宗雄
同町	一一ノ二外一筆	菅原金蔵 外一名
同町	一六ノ五	三村 繁己
同町	一六ノ一	三村 実
皆実町二丁目	二六三ノ二	河野斐夫 外一名

関係図書縦覧場所
広島市基町一番地
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第百三十三号
予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定に基づき、百日せき、ジフテリア及び種痘の予防接種を左記の通り施行する。
昭和二十八年十月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

記
自昭和二十八年十一月二日(診療時)至昭和二十九年一月三十一日(間中) 間中) 百日せき(三回接種)一回につき三十円
ジフテリア(三回接種)一回につき十円
種痘 一回につき十円

三 接種を受ける人
百日せき 1 生後三ヵ月から生後六ヵ月に至る期間(三週間隔で三回接種)
2 前号定期接種後十二ヵ月から十八ヵ月に至る期間(追加免疫一回接種)
3 生後六ヵ月から十二ヵ月に至る期間(三週間隔で三回接種)

ジフテリア 1 小学校入学前六ヵ月以内及び小学校卒業前六ヵ月以内(追加免疫一回接種)
2 生後二ヵ月から生後十二ヵ月に至る期間

種痘 1 小学校入学前六ヵ月以内及び小学校卒業前六ヵ月以内

四 その他
1 種痘は必ず一週間後検診を受け、検診の結果陰性の場合には、その後直ちに更に一回接種を受けなければならぬ。
2 百日せき及びジフテリアの注射を受けていない者は今回は三回受けること。
3 各接種のすんだ人は接種を受けたところでも必ず証明書を受け取り下さる。
4 希望の人も受けられます。

五 接種場所
白島中町 永山医院 仁保町本浦 泰 医院
牛田町 河本 仁保町堀越 塩田

矢賀町 森末 仁保町向洋本町 大橋
尾長町 天本 仁保町丹那 松田
段原山崎町 岡田 旭町 久保
的場町 石田 出汐町 鎌倉
大須賀町 本郷 皆実町二丁目 矢野
荒神町 折田 宇品町一丁目 田村
大洲町 曾根 三篠本町 炭田
東屋町 鈴木 三篠本町 長崎
職町 松野 横川町二丁目 亀井診療所
昭和町 花栗 横川町二丁目 牧原医院
斜屋町 山本 西天満町 児玉
千田町二丁目 松林 観音本町 天野
水主町 泊井 己斐中町 児玉
研屋町 中沢 江波本町 米沢
基町 基町診療所 江波南町 聖路加診療所
猫屋町 今川医院 江波北町 榎木医院
西新町 鉦村 庚午北町 世木田
西引御堂町 高田 古田町古江 永田病院
舟入仲町 香川 草津本町 堀立病院
舟入幸町 藤巻 宇品町 堀立病院
油屋町 記念病院 宇品町 堀立病院
基町 通信 千田町 日赤
基町 市民 富士見町 広島市保健所

広島市告示第百三十三号
建築基準法第五十四条の規定に基づき、左記の通り公開による聴聞を行う。
昭和二十八年十月二十四日
広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十八年十月二十七日 午前十時
二 開催場所 広島市国泰寺町三九
三 申請者住所 広島市庁舎内教育委員会委員室
四 申請者氏名 清水 政尚
五 建築場所 広島市江波町一五番地

広島市告示第百三十四号
建築基準法第五十四条の規定に基づき、左記の通り公開による聴聞を行う。
昭和二十八年十月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

記
一 開催日時 昭和二十八年十一月四日 午前十時
二 開催場所 広島市国泰寺町 三九
三 申請者住所 広島市庁舎内建設局長室
四 申請者氏名 上野 実一
五 建築場所 広島市段原町一〇六ノ九
六 用途概要 舞踏場(用途変更) 木造平家建、延一七
七 地 域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一(一)項第六号)の建築制限に該当するものである。

広島市告示第百三十五号
広島市都市計画事業草津町附近地区土地区画整理の実施のため測量法第三十九条及び都市計画法第十二条第二項において準用する耕地整理法第七条の規定に基づき、土地区画整理に従事する市の職員が左記により、その区域内の土地に立ち入ることがある。
昭和二十八年十一月十三日
広島市都市計画事業草津町附近地区土地区画整理施行者 広島市長 浜 井 信 三

一、目的 土地測量又は調査のため
一、区域 広島市都市計画事業草津町附近地区土地区画

整理区域内及びその隣接土地一円(添附図面のとおり)
 自昭和二十八年十一月一日日出から日没
 至昭和二十九年三月三十一日日出から日没
 までの間
 右の目的に従事する者は、身分証明書を携
 帶する。

◎ 公 告

漂流物拾得(公告)
 次の物件を拾得した旨の届出があつたから、心当りの方は
 広島市役所社会課に申し出て下さい。
 昭和二十八年十一月十二日

- 一、品名 米松材 杉木(MAの刻印あり)
長さ二間 径四尺
- 二、拾得場所 広島湾 岬島附近
- 三、拾得月日 昭和二十八年十月二十八日
- 四、拾得者 広島市似島町字大黄二六五五の二
新 江 松 次

◎ 訓 令

広島市訓令第四十四号
 庁 中 一 般
 広島市助役専決事項の取扱に関する訓令(昭和二十八年
 広島市訓令第二十九号)は、廃止する。
 昭和二十八年十月十七日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市訓令第四十八号
 庁 中 一 般
 文書の例式及び文体用語等に関する規程(昭和
 二十六年七月一日広島市訓令第五号)の一部を次
 のように改正する。

昭和二十八年十一月十日
 広島市長 浜 井 信 三
 第六条第三号を次のように改める。
 三 告示 一定の事項を市民一般に公示するもの
 同条中第六号を第七号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、
 第五号の次に次の一号を加える。
 六 公告 一定の事項を広く一般に告知するもの。

◎ 選挙管理委員会告示

広選管告示甲第三十一号
 広島市選挙管理委員会を左記により開催する。
 昭和二十八年十月十九日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平 井 憲太郎

記
 一、日 時 昭和二十八年十月二十二日午前十時
 一、場 所 広島市役所
 一、議 題 基本選挙人名簿登録要件の認定等について
 広選管告示甲第三十二号
 基本選挙人名簿を広島市役所において十一月五日より十
 五日間縦覧に供する。
 昭和二十八年十一月二日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平 井 憲太郎

◎ 辞 令

広選管告示甲第三十三号
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を広島市役所に
 おいて十一月五日より十五日間縦覧に供する。
 昭和二十八年十一月二日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平 井 憲太郎
 市議会議員
 新 関 貞 夫
 伊 藤 忠 男

民生委員
 (各通) 似島学園長
 保育連盟会長
 社会福祉協議会長
 連合未亡人会副会長
 女子短期大学長
 安田学園長
 保護観察所長
 松 本 新 亮
 佐 々 木 芳 磨
 新 田 哲 正
 鈴 川 貫 一
 大 熊 チ ド リ
 山 根 邦 ヨ ウ
 安 田 邦 夫
 名 柄 正 之
 三 浦 強 一
 正 岡 旭

広島市民生委員推薦会委員を委嘱する。
 広島市民生委員推薦会委員を命ずる。
 広島市民生委員推薦会委員を命ずる。
 (各通)
 広島市民生委員推薦会幹事を命ずる
 広島市民生委員推薦会書記を命ずる(以上十月一日)
 市議会議員
 秋 田 正 之
 中 野 博 一
 津 賀 春 夫
 新 関 貞 元
 中 邑 良 雄
 吉 中 義 雄
 大 横 田 義 雄
 江 口 松 芳
 佐 々 木 銑
 野 坂 守 夫
 田 中 千 万 一

建設局営繕課工事係長を命ずる
 技術吏員 住 田 春 男
 建設局東部復興事務所補償課長を命ずる
 技術吏員 本 永 教 恵
 建設局東部復興事務所工務課長を命ずる
 事務吏員 野 間 英 作
 建設局住宅課庶務係長を免じ建設局住宅課勤務を命ずる
 技術吏員 大 井 博 利
 建設局下水課計画係長を免じ建設局下水課勤務を命ずる
 技術吏員 丸 一 輝 夫
 建設局営繕課計画係長を免じ建設局営繕課勤務を命ずる
 事務吏員 今 橋 重 雄
 広島市出納員を命ずる
 事務吏員 松 本 正 爾
 広島市出納員を免ずる(以上十月二十七日)
 事務吏員 多 田 博
 休職の期間を六箇月間更新する
 谷 口 昭 夫
 広島市技術吏員に任命する
 技手に補する
 七級一号給を給する
 社会保険広島市民病院勤務を命ずる
 事務吏員 加 藤 政 夫
 広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を命ずる
 市議会議員 田 中 睦 三
 横 山 周 一
 岡 崎 佐
 横 内 敦 熙
 廣 梅 子
 事務吏員 藤 子
 職員の分限に関する各例第四第三項により復職を命ずる
 (以上十一月一日)
 消防吏員 石 井 博
 訓 告(十一月九日)

産業局農水産課水産係長を命ずる
 事務吏員 土 肥 幹 三
 中央卸売市場業務課水産品係長を命ずる
 事務吏員 吉 田 幸 雄
 厚生局衛生課保健係長を命ずる
 事務吏員 原 田 種 吉
 基町出張所庶務係長を命ずる
 事務吏員 佐 々 木 弘
 皆実出張所庶務係長を命ずる
 事務吏員 藤 田 多 喜 登
 三篠出張所庶務係長を命ずる
 技術吏員 北 谷 松 夫
 事務吏員に任命する
 主事に補する
 草津出張所庶務係長を命ずる
 事務吏員 佐 々 木 隆 夫
 舟入出張所庶務係長を命ずる
 事務吏員 横 山 栄 水
 総務局調査課主任を免じ総務局調査課勤務を命ずる
 事務吏員 池 上 利 美
 総務局徴収課勤務を命ずる
 事務吏員 安 本 正 雄
 舟入出張所庶務係長を免じ舟入出張所勤務を命ずる
 事務吏員 木 村 福 一
 書記に補する
 己斐出張所勤務を命ずる
 事務吏員 藤 原 勇
 屠場勤務を命ずる
 事務吏員 藤 原 勇
 厚生局衛生課勤務を命ずる
 事務吏員 増 田 岩 夫
 仁保出張所勤務を命ずる
 事務吏員 徳 森 学 志
 社会保険広島市民病院看護婦長を命ずる
 技術吏員 中 野 松 枝
 技術員 奥 田 ハ ル ミ
 小 山 奈 都 子
 (各通)

広島市技術吏員に任命する
 技手に補する
 社会保険広島市民病院看護婦長を命ずる
 竹 中 幸 四 郎
 広島市技術吏員に任命する
 技師に補する
 十一級一号給を給する
 社会保険広島市民病院外科部長を命ずる(以上十月十六
 日)
 (各通)
 事務吏員 野 間 英 作
 技術吏員 安 本 正 雄
 大 井 博 利
 広島市職員衛生管理規程第十一條により一年間療養を命ず
 る(以上十月二十日)
 事務吏員 山 根 喜 助
 衛生監督に補する
 今 橋 重 雄
 厚生局衛生課勤務を命ずる
 事務吏員 松 本 正 爾
 己斐出張所長を命ずる
 事務吏員 宮 下 武 夫
 厚生局衛生課庶務係長を命ずる
 事務吏員 高 田 秀 忠
 総務局調査課主任を命ずる
 事務吏員 永 田 範 男
 中央卸売市場管理課庶務係長を命ずる
 事務吏員 渡 壁 行 一郎
 建設局住宅課庶務係長を命ずる
 技術吏員 渡 壁 行 一郎
 建設局下水課計画係長を命ずる
 技術吏員 松 本 正 夫
 建設局下水課管理係長を命ずる
 技術吏員 松 本 正 夫
 建設局営繕課計画係長を命ずる
 技術吏員 野 上 章

建設局営繕課工事係長を命ずる
 技術吏員 住 田 春 男
 建設局東部復興事務所補償課長を命ずる
 技術吏員 本 永 教 恵
 建設局東部復興事務所工務課長を命ずる
 事務吏員 野 間 英 作
 建設局住宅課庶務係長を免じ建設局住宅課勤務を命ずる
 技術吏員 大 井 博 利
 建設局下水課計画係長を免じ建設局下水課勤務を命ずる
 技術吏員 丸 一 輝 夫
 建設局営繕課計画係長を免じ建設局営繕課勤務を命ずる
 事務吏員 今 橋 重 雄
 広島市出納員を命ずる
 事務吏員 松 本 正 爾
 広島市出納員を免ずる(以上十月二十七日)
 事務吏員 多 田 博
 休職の期間を六箇月間更新する
 谷 口 昭 夫
 広島市技術吏員に任命する
 技手に補する
 七級一号給を給する
 社会保険広島市民病院勤務を命ずる
 事務吏員 加 藤 政 夫
 広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を命ずる
 市議会議員 田 中 睦 三
 横 山 周 一
 岡 崎 佐
 横 内 敦 熙
 廣 梅 子
 事務吏員 藤 子
 職員の分限に関する各例第四第三項により復職を命ずる
 (以上十一月一日)
 消防吏員 石 井 博
 訓 告(十一月九日)

會計課勤務を命ずる 事務吏員 前原 豊
 総務局総務課勤務を命ずる 事務吏員 藤田 松雄
 渉外課勤務を命ずる (以上十一月十六日) 事務吏員 小浦 実男

◎ 雑報

出張所々管区別人口及び世帯状況について (二八、一一、一)

出張所別	人口	世帯
牛田	九、九九九	三、五四九
尾長	一四、八二九	三、六五八
青崎	一〇、一三三	二、四九四
段原	二一、六六五	五、八二七
比治山	一八、一九九	四、五四四
仁保	五、八八三	一、五一八
大河	一一、〇〇二	三、〇〇三
大品	一八、二一一	四、四八九
皆品	二五、九八四	六、七九二
宇品	二、二〇二	一、四九二
似島	三一、三八三	八、一六〇
基町	四六、四一三	一、九七二
本庁直轄	二、〇五二	五、八一九
区	一六、二八六	四、二四一
十日市	二〇、六二八	四、九八〇
観音	六二	二六

戸籍上の市勢について (二八年一〇月分)

種別	件数	最大	最少	平均	前年同月	増減
出生	(二七) 二〇	(三) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(二七) 二〇	△
死亡	(二二) 二二	(四) 八	(一) 〇	(一) 〇	(二二) 二二	△
婚姻	(一七) 一七	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(一七) 一七	△
離婚	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転入	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転出	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転居	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
その他	(七) 七	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(七) 七	△

種別	件数	最大	最少	平均	前年同月	増減
出生	(二七) 二〇	(三) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(二七) 二〇	△
死亡	(二二) 二二	(四) 八	(一) 〇	(一) 〇	(二二) 二二	△
婚姻	(一七) 一七	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(一七) 一七	△
離婚	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転入	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転出	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
転居	(三) 三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(三) 三	△
その他	(七) 七	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(七) 七	△

抄本請求	身分証明	戸籍閲覧
〇、三三	三九七	一九九
二八	二六	三
二八	二六	三
二八	二六	三
二八	二六	三

一、市内の出生と死亡から見た増減
 男 一五九人 女 一三四人 計 二九三人
 男 一五九人 女 一三四人 計 二九三人
 男 一五九人 女 一三四人 計 二九三人
 男 一五九人 女 一三四人 計 二九三人

一、前年右同
 男 一二八人 女 一五七人 計 二八五人
 男 一二八人 女 一五七人 計 二八五人

一、謄抄本作製数 九、八七〇枚
 一、謄抄本作製数 九、八七〇枚
 一、謄抄本作製数 九、八七〇枚
 一、謄抄本作製数 九、八七〇枚

一、失期件数 二七件
 一、失期件数 二七件
 一、失期件数 二七件
 一、失期件数 二七件

一、死亡 二 出生 二二 離婚 二 失踪宣告 一
 一、死亡 二 出生 二二 離婚 二 失踪宣告 一
 一、死亡 二 出生 二二 離婚 二 失踪宣告 一
 一、死亡 二 出生 二二 離婚 二 失踪宣告 一

一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十七日分で計算したもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十七日分で計算したもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十七日分で計算したもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十七日分で計算したもの

正誤
 昭和二十八年十月二十日付市報第九〇号中次の通り編集誤り。
 昭和二十八年十月二十日付市報第九〇号中次の通り編集誤り。
 昭和二十八年十月二十日付市報第九〇号中次の通り編集誤り。
 昭和二十八年十月二十日付市報第九〇号中次の通り編集誤り。

頁	段	行	誤	正
九	中	終りから十二行目	昭和二十八年十月十日	昭和二十八年十月十三日
二〇	中	終りから六行目	広島市商工相談所事務を臨時に囑託する	広島市商工相談所事務を臨時に囑託する
二〇	中	終行目	「後藤修一」を削る	「後藤修一」

廣島市報

(号外)

発行

昭和28年11月30日
(月曜日)

発行所 廣島市役所

電話
 中三三(代表) 中三三(労務) 中三三(警察) 中三三(消防) 中三三(保健) 中三三(衛生) 中三三(教育) 中三三(文化) 中三三(市民) 中三三(青年) 中三三(婦人) 中三三(児童) 中三三(老人) 中三三(障害) 中三三(福祉) 中三三(その他)

廣島市財政事情

昭和三十七年度及び昭和三十八年度上半期
 地方自治法第二百四十四条の規定に基づき、本市の「財政事情」を次のように公表する。

昭和三十八年十一月三十日

広島市長

浜

井

信

三

昭和三十七年度の財政状況

まえがき

一 収入支出の概況

二 市民負担の状況

三 借入金及び市債の状況

四 市有財産の現況

五 市費はどのように使われているか

一般会計

特別会計

むすび

昭和三十七年度各会計歳入出状況

昭和三十七年度市税収入状況
 昭和三十八年度市税収入状況

昭和三十七年度市税収入状況
 昭和三十八年度市税収入状況

まえがき

ここに第十二回の広島市の財政事情を公表いたします。
 近年地方団体の中には、その財政収支の破綻を来しているところが少くありません。本市の財政につきましても昭和二十七年において一億一千七百十二万円余の歳入欠陥を生じるに至りました。

このことにつきましては、前回公表の際に述べたところでありましたが、今回は特に市費がどのように使われているか、すなわち

① 現在市の当面している重要な事業は何であり

② それには費用は幾らかかるか

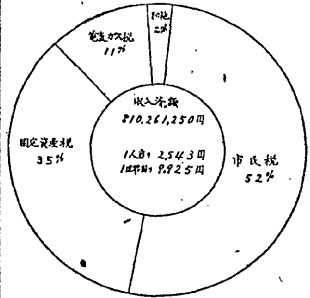
③ また、これらの事業はどのように進んでいるか

④ そしてまた、これらの費用は何でまかなわれているか

を、昭和二十七年中の収支の実績についてお知らせして市の財政に対する市民各位の御認識と御理解とを働き広島市のよりよき発展のために、なお一層の御協力を賜わらんことを念願致す次第であります。

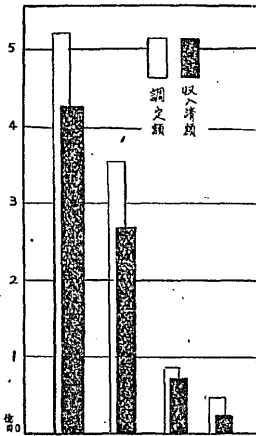
人口 318,653人
世帯数 81,634戸

昭和28年3月31日現在



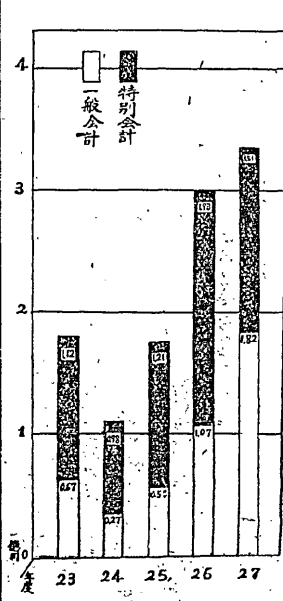
予算額 829,325,787円
収入済額 810,261,250円
調定額 1,014,648,867円

収入済額
予算額 98%
収入済額
調定額 80%



市民税
固定資産税
電気ガス税
その他

二 市民の負擔狀況



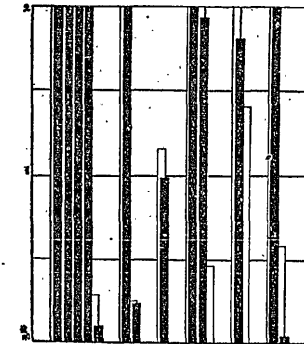
最近五年間の市債の状況

財政調整資金年間借入状況

月別	大蔵省資金運用部		銀行	
	借入額	返済額	借入額	返済額
27年5月	70,000		20,000	
6月	50,000			20,000
7月	50,000			
8月	40,000			
9月		50,000		
10月		30,000	30,000	
11月		40,000	40,000	30,000
12月			70,000	40,000
28年1月		20,000		
2月		30,000		
3月		40,000		
4月			20,000	20,000
5月				50,000
計	210,000	210,000	160,000	160,000

三 借入金及び市債の状況

収入の概況



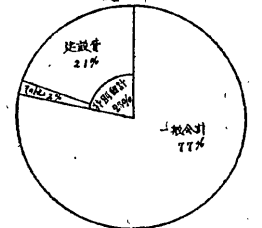
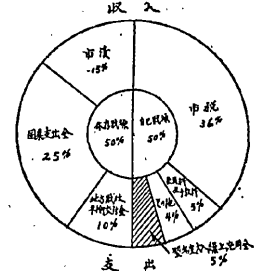
市税
国庫支出金
地方交付金
使用料及手数料
その他

予算額 2,217,947,953円
収入済額 1,913,297,944円
予算額に対する収入済額の比率86%

一 昭和二十七年収入支出の概況 一般会計

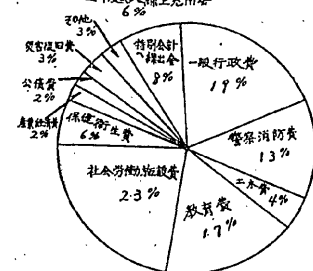
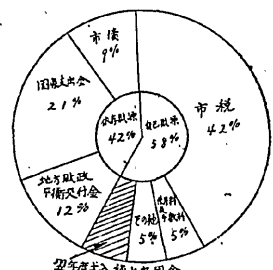
昭和27年度総収入支出の概況(純計)

但し 特別会計 公益質屋敷、競馬事業費、競輪事業費を除く

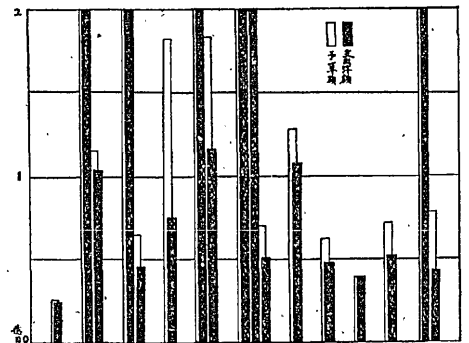


昭和27年度一般会計

収入・支出



支出の概況



建設費
社会労働施設費
警察費
教育費
その他

予算額 2,217,947,953円
支出済額 1,913,294,961円
予算額に対する支出済額の比率86%

広島市警察本部庁舎



広島市公安委員会 委員 三人
 広島市警察本部 委員 三人
 東警察署 西警察署 宇品警察署

費、庁舎の維持修繕費、その他の諸雑費の費用です。

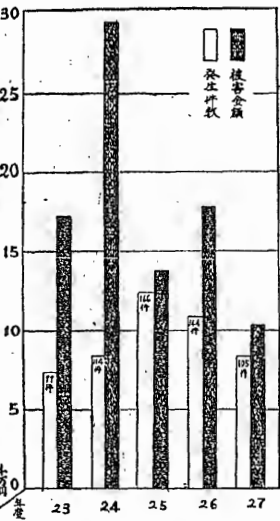
(1) 人件費 四九七、六六〇円
 (2) 管籍費 四四七、一〇〇円
 (3) 需用費 四九〇、三三〇円
 (4) 退職料及び退職一時金 二七六、八〇二円
 (5) その他 三九七、六三〇円

3. 公平委員会費 予算額 四九、七〇円 予算総額の〇%
 支出済額 三〇、一五〇円

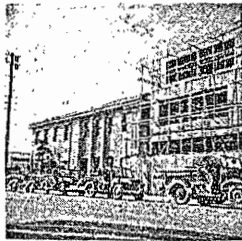
4. 警察消防費 予算額 二、五五八、八三三円 予算総額の二二%
 支出済額 二、四五一、六九〇円 翌年度へ繰越した額 一三〇、一〇〇円

警察費 予算額 二、五五八、八三三円 支出済額 二、四五一、六九〇円
 警察吏員 五七八人
 その他の職員 七〇人

執務の一部



最近五年間火災発生状況



年間犯罪及び交通事故発生状況

年間犯罪発生件数 一四、六〇一件
 年間犯罪検挙率 九、一九二件 内 殺人 三六人
 交通事故発生件数 五〇三件 内 強盗 三四人
 消防及消防団費 予算額 一、五五八、八三三円 支出済額 一、四〇〇、〇〇〇円
 翌年度へ繰越した額 一五八、八三三円

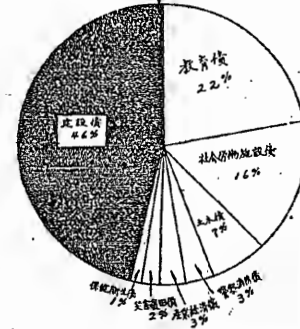
消防吏員 二八九人
 その他の職員 一二人
 消防団員 一、四〇〇人

装備
 本部 司令車、放送車、トラック、三輪車 各一台
 東消防署 側車、三輪車 各一台
 西消防署 側車、三輪車 各一台
 御崎車 側車 八台
 御崎車 側車 八台

市債は何に使われているか

昭和28年3月末現在市債現況

区分	昭和27年3月末現在未償還金	年間借入額	年間償還元金	昭和28年3月末現在未償還金
一般会計	317,710	181,600	13,920	485,390
特別会計	499,104	151,200	9,643	640,661
計	816,814	332,800	23,563	1,126,051



四 市有財産の現況

土	地	五〇一、〇〇〇坪九四五
建	物	一一五、七九四坪四五九
基	金	資金 二一、五三三、七九七円四四銭

五 市費はどのように使われているか

1 議会費 予算額 六、五六、六一円 予算総額の二%
 支出済額 六、〇六、一三三円

職員現員 二六人
 議員定数 八人 現員 六人
 常任委員会数 九
 議会開会回数 七回
 議決件数 三三件
 内諸願三件を含む

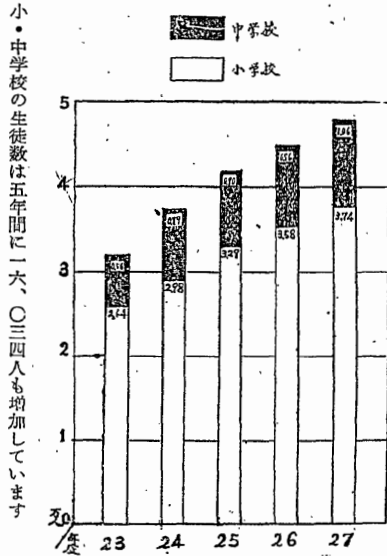
2 役所費 予算額 三、六三、七六六円 予算総額の二四%
 支出済額 三、〇三、〇三〇円

職員現員 一一一人 この職員数は市長の部局の職員のうち特別会計の経費でまかなう職員数を除いたものです。
 役所費は、市行政の勝手元を預る費用で職員費、燃料費、事務用物品購入

広島市議会議場



小・中学校生徒数増加の傾向



学校別	学校数	生徒数	教職員数
小学校	104校	17,071人	1,037人
中学校	10校	10,684人	1,037人
高等学校	3校	2,336人	276人
計	117校	30,091人	2,350人

広島市立学校現況

広島市教育委員会 委員 五人
事務局職員現員 六二人

6 教育費

予算額 三六,〇七四,四四九円
支出済額 三六,〇五三,三三三円
予算総額の七三%
翌年度へ繰越した額 三,〇八一,〇〇〇円

国泰寺中学校

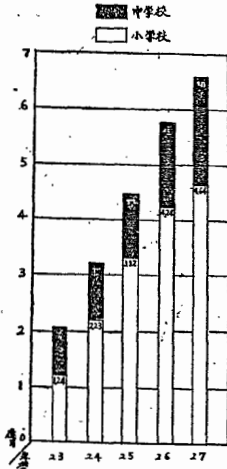


市立各学校建設状況

昭和21年度～昭和27年度

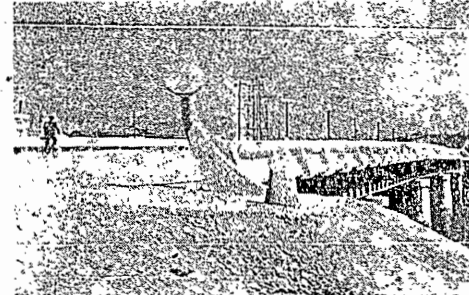
区分	教室工費			建築工費
	普通	特別	計	
小学校	424	26	450	221,178
内	21	21	5	2,401
	22	13	—	1,334
	23	43	4	12,662
	24	130	4	49,657
	25	48	2	18,780
	26	85	4	66,386
	27	84	7	69,958
中学校	152	19	171	128,793
内	23	5	1	6,357
	24	30	6	16,145
	25	20	6	21,843
	26	67	6	63,231
	27	30	—	21,217
高等学校	27	30	57	26,460
内	22	7	7	4,163
	23	8	3	1,800
	24	10	4	2,993
	25	—	9	4,570
	26	2	4	9,934
	27	—	3	3,000
総計	603	75	678	376,431

小・中学校の経費は毎年約一億一、三〇〇万円平均増加しています。



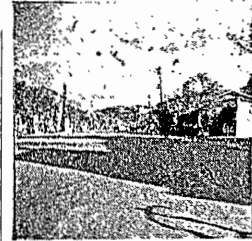
これは通常必要とする経費で学校の増築費等を除いたものです。また、教員の給与費は県費でまかなわれていますので除いてあります。

平和大橋



道路及び橋梁費
予算額 三六,〇六六,四四九円
支出済額 三〇,三二五,五五〇円
現在市道は延長八〇八、四五三メートルでありますがそのうち舗装されている部分は約五割であります。

舗装道路の一部



市内橋梁現況

構造別	橋数	内訳			
		100m以上	50m未済 10m以上	50m未済 10m未満	10m未満
鋼橋	21	3	6	3	9
石及びコンクリート橋	253	3	5	4	241
木橋	165	6	9	9	141
計	439	12	20	16	391

5 土木費
予算額 一八,二七〇,八六六円
支出済額 一七,〇三〇,〇六六円
予算総額の八三%
翌年度へ繰越した額 一,〇〇〇,〇〇〇円

港湾及び河川費

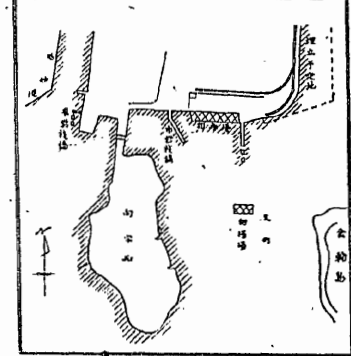
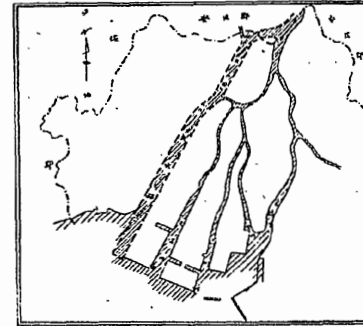
予算額 三九,五九八,八四四円
支出済額 三六,三七〇,〇〇〇円
翌年度へ繰越した額 三,〇〇〇,〇〇〇円

広島港修築事業

果が昭和二十三年度から五年度にわたって施行中であつた延長三八五米の物揚場工事は昭和二十七年年度に完成して五〇〇吨船の接岸が可能となりました。この総工事費は一億四、〇四〇万円でございますが市が負担した額は三、二四〇万円でございます。

太田川放水路改修事業

国の直轄事業として昭和七年度に十五年計画で始められました。途中、戦争のため昭和十八年度から終戦の年まで中絶されましたが昭和二十一年度から工事が再開されその工事の進捗率は全計画量の約十四%であります。この事業に対しては地元負担金として昭和二十七年年度においては事業費の六分の一を負担しています。昭和二十七年年度までに負担した額は総額九、〇八二万円余であります。



7 社会労働施設費

生活保護費

種別	支出額	人員	世帯数
生活扶助	二〇、三九〇、〇〇〇円	一、三〇〇人	二、七〇〇世帯
生業扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
医療扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
出産扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
葬祭扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
住宅扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
教育扶助	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇人	一〇〇世帯
計	二、三〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇人	二、三〇〇世帯

母子寮費

施設の状況

施設名	世帯数	人員
広島市母子寮	三〇戸	一〇一人

乳児院費

収容定員 五〇人
 収容現員 二〇人
 予算額 二、五七〇、〇〇〇円
 支出済額 一、〇〇〇、〇〇〇円

養護施設費

被災児育成所収容者の状況

性別	年齢別	計
男	六才未満	一人
女	七才～三才	二人
計	六才～三才	三人
男	七才～三才	二人
女	七才～三才	二人
計	七才～三才	四人
男	三才未満	一人
女	三才未満	一人
計	三才未満	二人
男	三才未満	一人
女	三才未満	一人
計	三才未満	二人
男	三才未満	一人
女	三才未満	一人
計	三才未満	二人
男	三才未満	一人
女	三才未満	一人
計	三才未満	二人
男	三才未満	一人
女	三才未満	一人
計	三才未満	二人

養老院費

収容者の状況

性別	年齢別	計
男	六十～三十才	一人
女	六十～三十才	一人
計	六十～三十才	二人
男	三十才以上	一人
女	三十才以上	一人
計	三十才以上	二人
男	六十～三十才	一人
女	六十～三十才	一人
計	六十～三十才	二人
男	三十才以上	一人
女	三十才以上	一人
計	三十才以上	二人
男	六十～三十才	一人
女	六十～三十才	一人
計	六十～三十才	二人
男	三十才以上	一人
女	三十才以上	一人
計	三十才以上	二人

養老院費

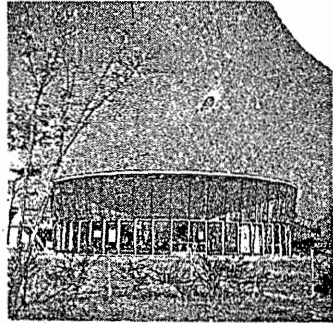
収容者の状況

性別	年齢別	計
男	六十～三十才	一人
女	六十～三十才	一人
計	六十～三十才	二人
男	三十才以上	一人
女	三十才以上	一人
計	三十才以上	二人
男	六十～三十才	一人
女	六十～三十才	一人
計	六十～三十才	二人
男	三十才以上	一人
女	三十才以上	一人
計	三十才以上	二人

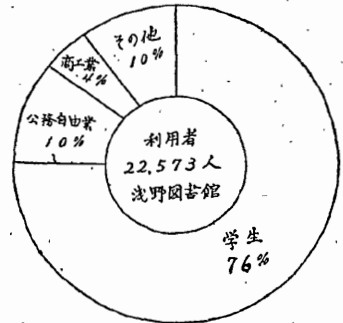
児童図書館	
蔵書	2,584冊
利用者	14,713人 内 {男 8,563人 女 6,150人}

浅野図書館	
蔵書	19,898冊
利用者	22,573人 内 {男 16,396人 女 6,177人}

児童図書館



職業別利用状況

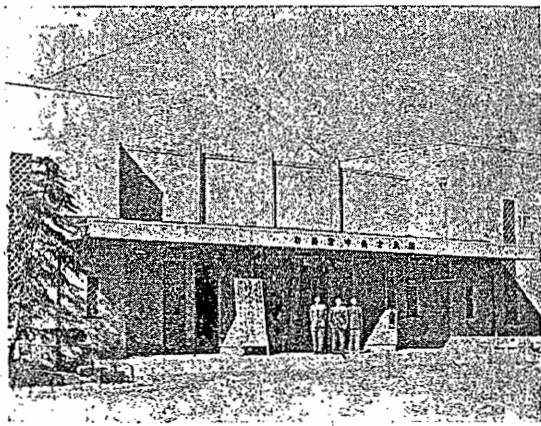


図書館 職員現員 十人

公民館

公民館の活動状況

種別	回数
定期講座	7
講習会	2
展示会	2
映画・演劇会	2
音楽会	2
体育会	31
一般集会	126



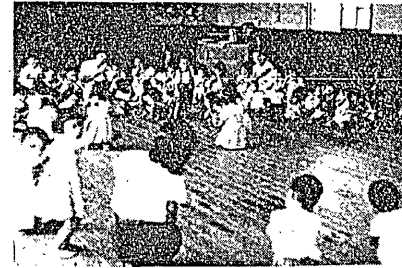
公民館

事業種目	人員		年度別
	定員	現員	
街路整備事業	2,200	2,200	23
公共空地整備事業	2,200	2,200	23
水道整備事業	2,200	2,200	23
排水路整備事業	2,200	2,200	23
農業施設整備事業	2,200	2,200	23
環境衛生整備事業	2,200	2,200	23
河川整備事業	2,200	2,200	23
補給地等整備事業	2,200	2,200	23
官公署その他公益団体事務補助	2,200	2,200	23
計	22,000	22,000	計

事業種目別明細表 (単位 事業員千人)



保育園



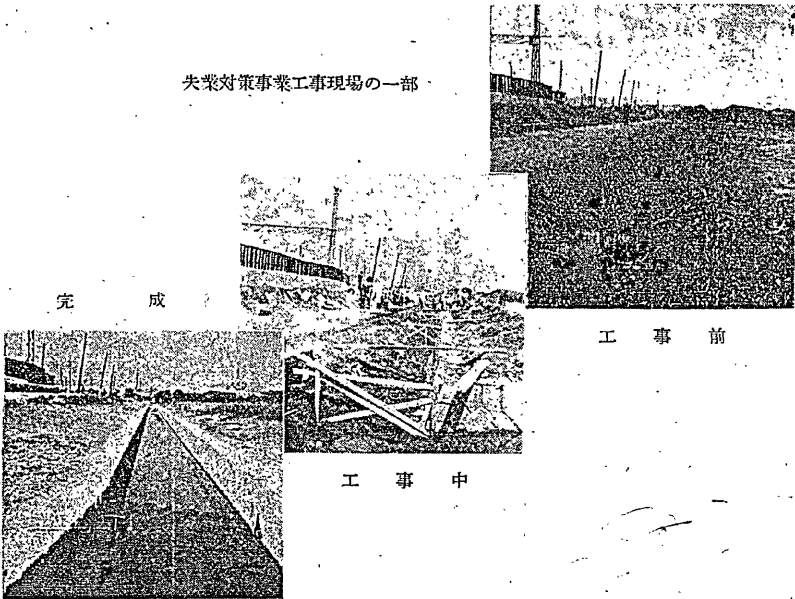
区分	保育園数		定員	現員
	計	ケ所		
計	16	1	1,850	790

広島市立保育園の状況

保育所費 予算額 三、六七、五五円

支出済額 七、三三、六九円
 翌年度へ繰越した額 三、三〇、〇〇〇円

失業対策事業工事現場の一部



工事前

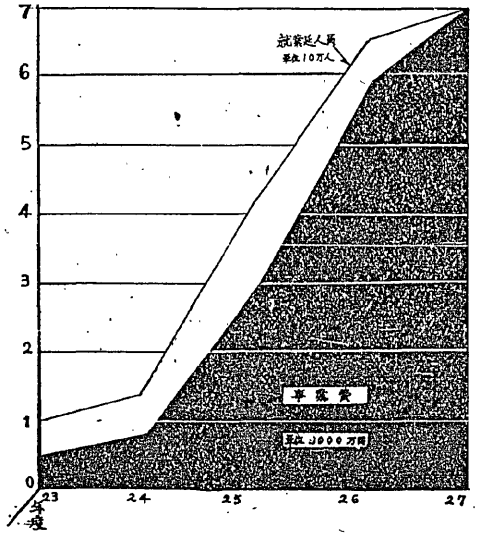
工事中

完成

失業対策事業費

予算額 三二、四、〇〇〇円
 支出済額 三〇、五、七、六六円

事業開始以来の就業人員と経費の動向



その他の社会労働関係費

費目	予算額	支出済額
民生委員費	六九,100	六五,一五〇
福祉事務所費	一一一,一〇〇	七五,三三〇
隣保館費	一三三,三〇〇	七三,七〇〇
厚生諸費	七〇一,一三六	七〇一,一三六
公園墓苑費	一三三,三〇〇	一三三,三〇〇
産院費	一〇九,〇〇〇	一〇九,〇〇〇
身体障害者福祉費	四三,〇〇〇	六八,〇〇〇
厚生援護費	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
傷疾軍人等援護費	六三,〇〇〇	五五,一〇〇
身体障害者收容施設費	二,三三三,〇〇〇	四六,三三三
厚生援護施設費	二,四三三,〇〇〇	二,四三三,〇〇〇
厚生施設建設費	五,〇〇〇,〇〇〇	二,七三〇,〇〇〇
児童福祉費	一八,四八七,七七〇	一八,四八七,七七〇

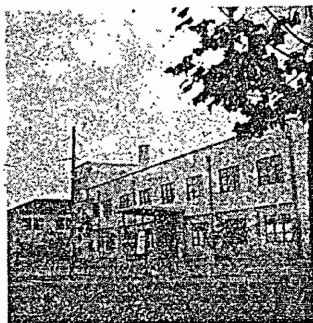
8 保健衛生費

予算額 二二,〇〇〇,〇〇〇円 予算総額の 二五%
 支出済額 一〇,八三〇,〇〇〇円
 保健所関係の費用 予算額 五,八七二,〇〇〇円
 支出済額 五,〇〇六,八三三円

昭和二十六年保健所庁舎が焼失しましたので同年庁舎の復旧にかゝり

本年元の場所に完成しました。

構造 鉄筋コンクリー
 建坪 二階建 四七〇八坪
 総工費 三,五〇六,五〇〇円



保健所

保健所の活動状況

種別	件数	種別	件数
健康相談	二,三三三件	集団検診	一〇三六件
保健婦の訪問	四,〇〇八件	環境衛生指導	七三〇件
食品衛生監視	三,五五六件	計	一〇,三三〇件

種別	結核予防		種別	申請数		交付数	
	申請数	交付数		申請数	交付数		
ストマイ・パス	一,三三三件	七三三件	外科手術	三三三件	一〇〇件	三三三件	一〇〇件
ストマイ	三三三件	一〇〇件	器具療法	三三三件	三三三件	三三三件	三三三件
パルス	四四四件	三三三件	ヒドラチット	三三三件	三三三件	三三三件	三三三件
人工気胸	二二二件	一〇〇件	計	四,〇〇八件	三,三三三件	三,三三三件	二,〇〇〇件

狂犬病予防

野犬 約 一五,〇〇〇頭
 捕獲した犬 五,六九五頭
 注射を受けた犬 六,二二六頭

舟入病院関係の費用 予算額 七,〇〇〇,〇〇〇円 支出済額 七,〇〇〇,〇〇〇円

木造病棟 六棟
 木造病床 五八床

収容患者の状況

病名	区分	治療	死亡	計
赤痢	病	五四四	二	五四六
疫痢	病	七六	三〇	一〇六
腸チフス	病	四〇	二	四二
パラチフス	病	七	一	七
猖紅熱	病	一一	一	一二
チフテリア	病	三六	一	三七
流脳	病	三	二	五
日本脳炎	病	一一	三	一四
計		七二九	四〇	七六九

下水道維持管理の費用

予算額 五,一五〇,〇〇〇円
 支出済額 三,〇〇〇,〇〇〇円

ホンプ所の数 一五
 桶門の数 五七

暗渠の延長 一七二軒三〇米

吐口の数 九三

開渠の延長 一九七軒一三〇米

汚物処理費 予算額 一六,五七〇,〇〇〇円 支出済額 一三,三三三,一〇〇円
 糞芥の処理 泉芥処理量 年間 二,七五〇,八九〇貫
 一日平均 九,一九六貫

器 材 トラック三台、三輪車一九台、船舶三隻
 一日平均 二二,一一六石

し尿の処理 器 材 トラック二台、三輪車三台、船舶一隻
 一日平均 四四石

屠場費 予算額 四,〇八八,〇〇〇円 支出済額 四,〇八八,〇〇〇円

屠殺の状況

種別	頭数
牛	九,六六七
馬	一,三六九
豚	六,七〇九
横計	一八,七三四

一日平均 六三頭

市管火葬場利用の状況

月別	区分	火葬場費			計
		大人	小人	死胎	
27	4	85	10	9	104
	5	63	19	15	97
	6	49	19	12	80
	7	63	18	8	89
	8	64	16	18	98
	9	69	13	10	92
	10	72	20	14	106
	11	54	16	10	80
	12	73	19	14	106
28	1	133	28	11	172
	2	105	16	10	131
	3	78	20	13	111
	計	908	214	144	1,266

火葬場費 予算額 二、四六六、四〇〇円 支出済額 一、四七六、六六〇円

産業経済費

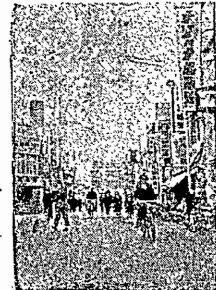
予算額 三、五三三、三〇〇円 支出済額 一、七四一、〇〇〇円
 支出済額 四、五三三、三〇〇円 翌年度へ繰越した額 二、七九二、三〇〇円

商工諸費

予算額 二、四六六、六〇〇円 支出済額 二、〇四一、二〇〇円
 都市の発展は産業の振興から... 工場誘致 四 従業員 一三七七人

中小商工業融資資金制度

中小商工業者の運営資金の貸付は市から一、三〇〇万円を金融機関へ預託し、金融機関がこれに自己資金を加えて業者に貸付ける短期のものであります。



繁華街

貸付金の利用状況

区別	件数	貸付金額	
		千円	円
工業	104	1,000	1,000
商業	104	1,000	1,000
計	208	2,000	2,000

農水産諸費 予算額 五、九三三、三〇〇円 支出済額 五、六六六、六〇〇円
 耕地面積 六七〇町歩(市の総面積の九%)
 農家戸数 三、三六〇戸(市の総世帯数の四%)
 農業生産施設建設資金の貸付 市から三〇〇万円を金融機関へ預託してこれに金融機関の資金を加えて生産者に貸し付ける。

施設名	ガラス温室	建築棟数	延面積	貸付金額
利用者数	一一人	建築面数	延面積	一、〇〇〇、〇〇〇円

農業委員会費 予算額 三、〇〇〇、〇〇〇円 支出済額 二、四六六、六〇〇円
 職員現員 五六
 農業委員会委員 二〇六

中央卸売市場費 予算額 三、〇六六、〇〇〇円 支出済額 八、五三三、三〇〇円
 翌年度へ繰越した額 二、四九二、〇〇〇円

施設の状況
 管理事務所 一三三坪
 荷受売場 一五五六坪
 鮮魚売場 一六〇坪

仲買人売場 六九七坪
 冷蔵庫 七五坪
 倉庫 一五八坪
 設岸施設 一一八坪
 その他 六九〇坪

業務の概況

種別	数量	取引金額
野菜類	四、四〇〇	三、三三三、三〇〇
果物類	四、四〇〇	三、三三三、三〇〇
鮮魚介類	三、三三三	三、三三三、三〇〇
加工水産物	三、三三三	三、三三三、三〇〇
塩蔵品その他	三、三三三	三、三三三、三〇〇
漬物	三、三三三	三、三三三、三〇〇
計	一、六六六	一、六六六、六〇〇

これは余市民消費量の約五〇%になります。

家畜市場費

予算額 五、四〇〇円 支出済額 三、三三三、三〇〇円
 取引の概況 牛 八頭、豚 二頭、馬 六頭、犍牛 六頭
 その他の産業経済関係費

費目	予算額	支出済額
灌溉所費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
工業指導所費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
園芸総合指導所費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
土地改良費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

- 10 財産費 予算額 二、四六六、六〇〇円 支出済額 一、〇〇〇、〇〇〇円 予算総額の 一%
- 11 統計調査費 予算額 一、〇三三、七〇〇円 支出済額 一、〇三三、七〇〇円 予算総額の 〇%
- 12 選挙費 予算額 二、六三三、三〇〇円 支出済額 一、四六六、六〇〇円 予算総額の 一%
- 職員現員 四五人
選挙管理委員会委員 三人
- 13 公債費 予算額 四、〇〇〇、〇〇〇円 支出済額 四、〇〇〇、〇〇〇円 予算総額の 二%
- 14 輸送費 予算額 六、〇〇〇、〇〇〇円 支出済額 七、三三三、三〇〇円 予算総額の 一%
- 15 監査委員費 予算額 二、三三三、三〇〇円 支出済額 二、三三三、三〇〇円 予算総額の 〇%
- 職員現員 八人
監査委員 一人
学識経験者の中から選任した委員 二人

一件当りの貸付金額 一、一三六円
一日当りの貸付件数 二二件

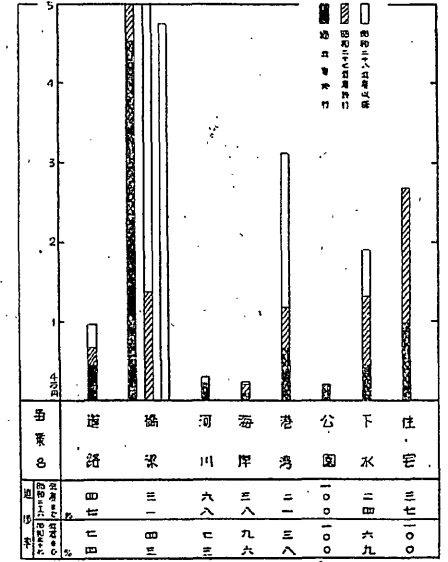
職業別	施設別		口数	金額	口数	金額	口数	金額
	貸付件数	貸付金額						
労働者	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000
休給生活者	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000
農業者	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000
その他	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000	12	1,500,000
計	48	6,000,000	48	6,000,000	48	6,000,000	48	6,000,000

本年度は下半期に資金公債二〇〇万円の承認を得たので貸付限度額は従来の二・五倍になりました。

利用状況

科	入		科	出	
	金額	件数		金額	件数
貸付金	4,000,000	40	貸付金	4,000,000	40
貸付金戻入	2,000,000	20	物件費	1,000,000	10
貸付金公債	2,000,000	20	その他	1,000,000	10
その他	6,000,000	60	計	6,000,000	60

災害復旧事業進捗状況



16 市議会議員の中から選任した委員 二人
災害復旧費 予算額 七、八〇〇,〇〇〇円 予算総額の 22%
支出済額 五、五〇〇,〇〇〇円 予算総額へ繰越した額 二、三〇〇,〇〇〇円

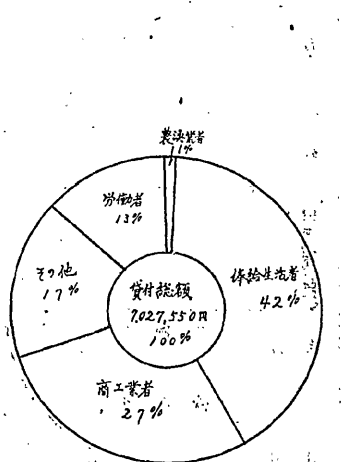
この表は、昭和二十三年度から昭和二十七年までの風水害等による被害の状況(すなわち復旧に要する事業費。但し学校分を除く)と復旧の割合を示すものであります。
なお、これを昭和二十三年度から昭和二十七年までに発生した災害に対する復旧率の内訳は次のとおりであります。

区	分	総事業費	昭和二十七年進捗率
昭和二十三年に	道路・橋梁・河川	3,000,000	100%
昭和二十四年に	道路・橋梁・河川	3,500,000	100%
昭和二十五年に	道路・橋梁・河川	3,500,000	100%
昭和二十六年に	道路・橋梁・河川	3,500,000	100%
昭和二十七年に	道路・橋梁・河川	3,500,000	100%
計		17,000,000	100%

17 諸支出金 予算額 三、三〇〇,〇〇〇円 予算総額の 11%
支出済額 三、〇〇〇,〇〇〇円

特別会計 公益質屋費
予算額 九、〇〇〇,〇〇〇円
支出済額 六、三九九、〇〇〇円 予算総額へ繰越した額 二、六〇一、〇〇〇円

18 予備費 予算額 三、〇〇〇,〇〇〇円 補充額 二、三〇〇,〇〇〇円



特別会計 奨学資金

歳入	歳出
科目	科目
金額	金額
奨学費	

特別会計 天満町外部落有財産

歳入	歳出
科目	科目
金額	金額
財産管理費	

特別會計 用品調達費

歳入	歳出
予算額 九三六,〇〇〇円 支出済額 九三六,〇〇〇円 翌年度へ繰越した額 七六六,六六六円	予算額 九三六,〇〇〇円 支出済額 九三六,〇〇〇円 翌年度へ繰越した額 七六六,六六六円
歳入目録 一般会計より繰入金 一〇〇,〇〇〇円 繰越金収入 九三六,〇〇〇円 雑収入 三三〇円 計 九三六,六六〇円	歳出目録 事務費 二二二,三三三円 用品調達費 六六六,〇〇〇円 計 九三六,六六六円

特別會計 失業対策事業適格者就職貸付資金

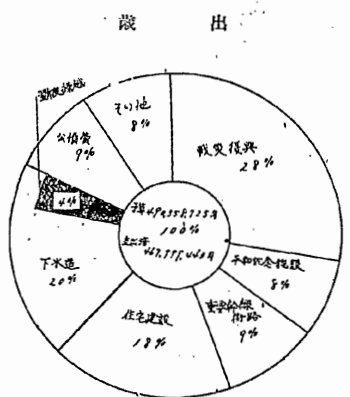
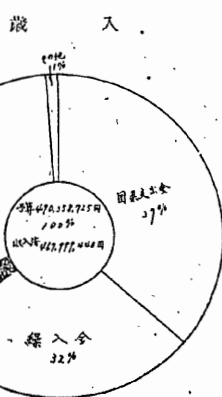
この特別会計は本年度にはじめて設けたもので失業対策事業に働いている労働者に適格をあつせんして就職当座の生活費を貸し付けるもので、こうして一人でも失業者をなくしてゆくように努めています。

適格者 八人 貸付総額 一三〇,〇〇〇円

歳入	歳出
予算額 一三〇,〇〇〇円 支出済額 一三〇,〇〇〇円	予算額 一三〇,〇〇〇円 支出済額 一三〇,〇〇〇円
歳入目録 貸付金戻入 一〇八,〇〇〇円 一般会計よりの繰入金 二二,〇〇〇円 その他 一,〇〇〇円 計 一三〇,〇〇〇円	歳出目録 人件費 一〇八,〇〇〇円 物件費 二二,〇〇〇円 その他 一,〇〇〇円 計 一三〇,〇〇〇円

特別會計 建設費

歳入	歳出
予算額 四六,三七〇円 支出済額 四六,三七〇円 翌年度へ繰越した額 一八,四〇〇円 (内下水道連続繰越額一八,四〇〇円)	予算額 四六,三七〇円 支出済額 四六,三七〇円 翌年度へ繰越した額 一八,四〇〇円 (内下水道連続繰越額一八,四〇〇円)
歳入目録 国庫支出金 一〇,二二二,三三三円 市債 二二,三三三,三三三円 その他 二,八〇〇,〇〇〇円 計 三五,三五五,六六六円	歳出目録 戦災復興事業費(下水道を除く) 三,三三三,三三三円 平和記念施設事業費 七,七七七,七七七円 重要幹線街路事業費 三,三三三,三三三円 排水施設事業費 三,三三三,三三三円 住宅建設事業費 八,八八八,八八八円 下水道改良費(地盤沈下対策費) 八,八八八,八八八円 下水道費 五,五五五,五五五円 小計 三三,三三三,三三三円 人件費 二,二二二,二二二円 物件費 一,一〇〇,〇〇〇円 公債費 一,一〇〇,〇〇〇円 その他 一,一〇〇,〇〇〇円 小計 五,五五五,五五五円 合計 三八,八八八,八八八円



広島市の復興都市計画は当初昭和二十一年に、焼失地区四〇〇万坪を対象として五ヶ年計画により着手しました。

その後、昭和二十四年八月に経済九原則の線に即応するよう戦災復興事業の再検討が要請せられ、前記四〇〇万坪の事業面積を三〇〇・二万坪に縮少し、その事業費は一億五、三四五万円で、昭和二十五年から昭和二十九年までの五ヶ年計画に変更されました。

その後更に、広島平和記念都市建設法の制定施行によつて、右の計画を根拠として、これに、平和都市にあつたらしい事業計画が加えられ、ここに総事業費二〇億六、一六六万円を要する広島平和記念都市建設事業五ヶ年計画が樹てられました。広島平和記念都市建設事業の内訳は主要次のとおりであります。

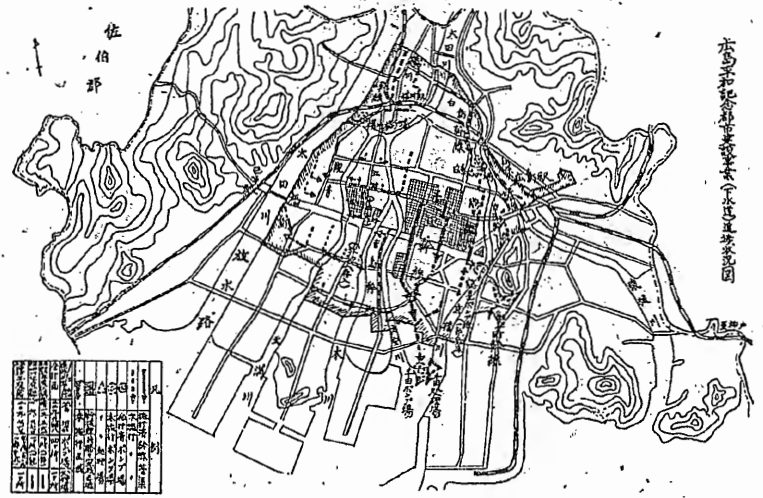
- 1、戦災復興事業……区画整理、街路、河川水路、公共空地、瓦斯、軌道、上水道、下水道
- 2、平和記念施設事業……記念館、記念公園、記念碑
- 3、重要幹線街路事業……幹線街路舗装、橋梁、立体交差、区画整理区域外の幹線街路新設
- 4、排水施設事業……ポンプ場、排水路
- 5、公共施設事業……区画整理区域外の公園整備

なお、その後、物価の変動等によつて検討された結果、現在では、右の総事業費は二六億九、五四〇万円に増額修正され、このうち戦災復興事業費は一六億八、五四八万円であります。

また戦災復興事業については、その施行面積の約四割に当る本川以西の西部地区一三四・六万坪の区画整理事業とこれに伴う街路及び公共空地整備の事業は広島県知事が施行することになっております。この事業費は四億五、九二二万円であります。

そこで広島平和記念都市建設事業費総額二六億九、五四〇万円の中、本市が施行するのは二億三、六一九万円です。これに昭和二十四年度までに実施いたしました事業費九、〇六四万円を加えますと、本市分の総事業費は二億二、六八三万円です。

これに対して昭和二十七年までの実施額は八億八、六三〇万円です。その進捗率は三八%となっております。



建設年度	市内		建設戸数	種別年度
	木造	鉄筋コンクリート造		
昭和28年度	4,000戸	1,000戸	5,000戸	二一
昭和29年度	5,000戸	1,000戸	6,000戸	二二
昭和30年度	6,000戸	1,000戸	7,000戸	二三
昭和31年度	7,000戸	1,000戸	8,000戸	二四
昭和32年度	8,000戸	1,000戸	9,000戸	二五
昭和33年度	9,000戸	1,000戸	10,000戸	二六
昭和34年度	10,000戸	1,000戸	11,000戸	二七
計	50,000戸	10,000戸	60,000戸	

—— 広島市の下水道計画について ——

文化的な生活の基礎は下水道の整備を必要とします。本市の下水道の現状は戦災によって、殆んど壊滅的な打撃をうけました。

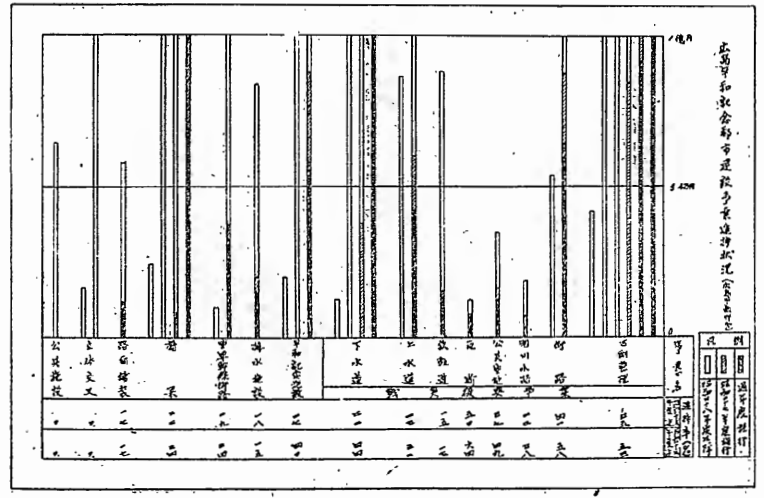
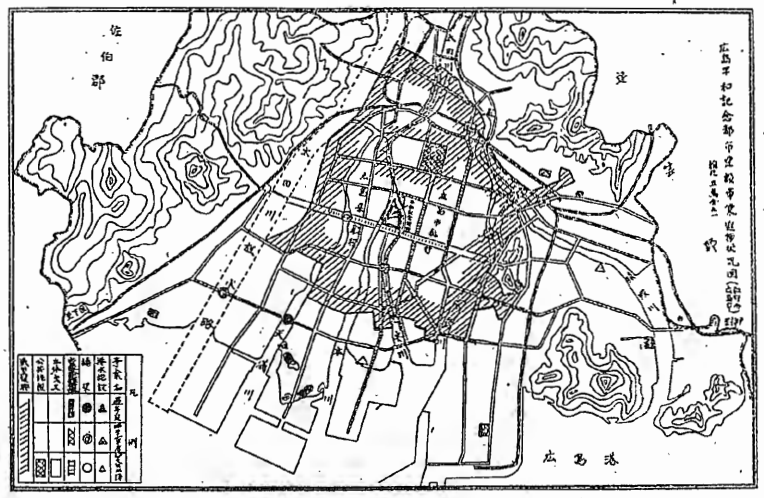
そこで、この下水道全部を計画いたしますと約三〇億円の事業費を要しますので、市の財政をも考慮して一応二期に分けて、平和記念都市計画事業に併行して実施するのを先ず計画いたし、これを第一期下水道築造事業費として昭和二十六年度を起年度として昭和三十五年度を完成年度とする一〇ヶ年計画により現在実施しています。

第一期下水道計画概要(一〇年継続)

- 延 三〇三軒
- 延 一億六〇〇〇千円
- ポンプ場築造 四ヶ所(白鳥、鶴見、千田、横川)
- 延 二〇〇〇千円
- 処理場築造 一ヶ所(千田)
- 延 四〇〇千円

この計画による昭和二十七年までの進捗率は約一〇%であります。

市営住宅建設状況



特別會計 競馬事業費

予算額 26,230,000円 支出済額 25,101,266円

歳入	歳出																		
<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>事業収入</td><td>25,101,266円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,101,266円</td></tr> </table>	科目	金額	事業収入	25,101,266円	計	25,101,266円	<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>事務費</td><td>2,650円</td></tr> <tr><td>開催費</td><td>5,500,136円</td></tr> <tr><td>一般会計への繰入金</td><td>5,676,230円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19,374,700円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,101,266円</td></tr> </table>	科目	金額	事務費	2,650円	開催費	5,500,136円	一般会計への繰入金	5,676,230円	その他	19,374,700円	計	25,101,266円
科目	金額																		
事業収入	25,101,266円																		
計	25,101,266円																		
科目	金額																		
事務費	2,650円																		
開催費	5,500,136円																		
一般会計への繰入金	5,676,230円																		
その他	19,374,700円																		
計	25,101,266円																		

年間開催回数 一回 入場延人員 六七五人
市に競馬場がないので福山市競馬場を借りて行っています。

特別會計 競輪事業費
予算額 25,250,000円 支出済額 1,250,250円
競輪競馬事務局 職員現員 一〇人

歳入	歳出																						
<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>事業収入</td><td>1,250,250円</td></tr> <tr><td>充用金</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,250,250円</td></tr> </table>	科目	金額	事業収入	1,250,250円	充用金	3,000,000円	計	4,250,250円	<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>人件費</td><td>1,250,250円</td></tr> <tr><td>物件費</td><td>4,632円</td></tr> <tr><td>競輪場建設費</td><td>2,699,500円</td></tr> <tr><td>開催費</td><td>1,481,770円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,977円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,250,250円</td></tr> </table>	科目	金額	人件費	1,250,250円	物件費	4,632円	競輪場建設費	2,699,500円	開催費	1,481,770円	その他	9,977円	計	1,250,250円
科目	金額																						
事業収入	1,250,250円																						
充用金	3,000,000円																						
計	4,250,250円																						
科目	金額																						
人件費	1,250,250円																						
物件費	4,632円																						
競輪場建設費	2,699,500円																						
開催費	1,481,770円																						
その他	9,977円																						
計	1,250,250円																						

すでに一般会計の事項や特別会計建設費の事項で説明しましたように収入源が充分でありせんので教育施設が不足し、道路の整備が進まず住宅の建設が遅れている結果となっております。

そこで多少とも市が自力をもつてこれらの教育施設を整備し道路の整備を促進し住宅の増設をはかるため昭和二十七年において競輪事業を実施することとしたし、市内宇品町に競輪場を建設して昭和二十七年十二月第一回市営競輪を実施して以後毎月一回実施いたしました。しかし本年度におきましては、競輪建設費約四、三七〇万円を要しましたので、競輪事業の収益は先ずこれらの償還に充てられますので本年度においては一般会計へ繰入をすることができませんでした。

年間開催回数 四回 入場延人員 八八、〇六七人

特別会計 社会保険広島市民病院費
予算額 2,830,000円 支出済額 2,510,370円
職員現員 七四人

内(医員及び薬剤員 一九人 事務職員 二二人
石 匠 職 婦 三三人 その他 一〇人
、鉄筋コンクリート病棟 一棟
三階建病棟 一四二床

歳入	歳出																								
<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>事業収入</td><td>2,260,300円</td></tr> <tr><td>一般会計よりの繰入金</td><td>3,368,230円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,670円</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,634,100円</td></tr> </table>	科目	金額	事業収入	2,260,300円	一般会計よりの繰入金	3,368,230円	その他	5,670円	計	5,634,100円	<table border="1"> <tr><th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr><td>人件費</td><td>9,576,660円</td></tr> <tr><td>経常物件費</td><td>9,732,250円</td></tr> <tr><td>初年度調弁費</td><td>11,500,000円</td></tr> <tr><td>諸負</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>35,211,910円</td></tr> </table>	科目	金額	人件費	9,576,660円	経常物件費	9,732,250円	初年度調弁費	11,500,000円	諸負	4,000,000円	その他	4,000,000円	計	35,211,910円
科目	金額																								
事業収入	2,260,300円																								
一般会計よりの繰入金	3,368,230円																								
その他	5,670円																								
計	5,634,100円																								
科目	金額																								
人件費	9,576,660円																								
経常物件費	9,732,250円																								
初年度調弁費	11,500,000円																								
諸負	4,000,000円																								
その他	4,000,000円																								
計	35,211,910円																								

年間患者取扱状況(延人員)

業務開始 昭和二十七年八月十五日

区分	内科	外科	小児科	産婦人科	計	一日平均
外来	九,077人	四,125人	三,267人	二,977人	一九,446人	二〇人
入院	二,130人	九,211人	六三三	三,330	三三,304	三六
計	11,207人	13,336人	3,900人	6,307人	34,750人	二〇人

すでに冒頭において述べたごとく、今日の地方団体の財政は窮乏の極にありまして、本市もまた赤字財政に悩んでいるのであります。

そしてこのような状態は決してよいことではありませんが、これはまた、戦争の結果として災禍の疲弊からの立ち直りへ、そして平和都市広島建設への

過程における過渡的なやむを得ない実情にあるということをご理解頂きたいのであります。

そこで、昭和二十八年年度の予算編成に当りましては、今日までに生じた赤字の早急な解消は困難であります。少くとも今後の赤字の累増は極力これをさける方針で既設事業の充実と行政効果の発揚に努むるための経費を優先的に取り扱い新規事業は、切実緊要なる範囲のものに止め、また、極力消費的経費を節約してこれを生産的経費に充当する方針をとって財源と施策の効率的均衡を保持するに努め、できる限り健全財政の復元に意を用いたのであります。

さて、ここに市歳入の根幹である市税の収入状況をみるに、九月末現在で予算額の三七・七%調定額に対して四七・六%の低率を示しております。

健全財政の確立も、また平和都市広島建設も市民各位の御協力なくしては達成することはできません。

市税納入の如何は、直ちに市政運営全般に影響を及ぼすものであります。市政の健全な発展のため、特に、市民各位の御協力を衷心よりお願いする所以であります。

昭和二十七年各会計歳入出状況調

科 目	一般會計		増	減	摘 要
	歳 入	歳 出			
一、市 税	25,101,266円	2,650円	10,100,000円	1,000,000円	
内 普 通 税	25,101,266円	2,650円	7,900,000円	1,000,000円	
旧法による税収入	25,101,266円	2,650円	7,900,000円	1,000,000円	
二、地方財政平衡交付金	12,250,000円	3,300,000円	10,000,000円	1,000,000円	
三、公企業及財産収入	4,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	
四、分担金及負担金	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	

科 目	特別會計		建設費		入 入		増 減		摘 要
	当 初 予 算 額	最 終 予 算 額	収 入 額	増 減 額	増 減 額	増 減 率			
一、統計調査費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
二、選挙費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
三、公債費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
四、輸送費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
五、監査委員費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
六、災害復旧費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
七、諸支費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
八、予備費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
歳入合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
一、国庫支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
二、国庫収入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
三、雑収入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
四、繰越金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
五、徴収金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
六、市債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
七、公企業及財産収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
八、果支金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
九、寄附金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公
歳入合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	公

科 目	建設費		入 入		増 減		摘 要
	当 初 予 算 額	最 終 予 算 額	収 入 額	増 減 額	増 減 率		
五、使用料及手数料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
六、国庫支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
七、果支金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
八、寄附金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
九、繰越金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
十、雑収入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
市債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
歳入合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
一、議會費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
二、役所費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
三、公平委員会費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
四、警察消防費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
五、土木費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
六、教育費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
七、社会労働施設費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
八、保健衛生費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
九、産業経済費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公
十、財産費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	公

科 目	当初予算額	最終予算額	増減率	支出額	残額		摘要
					増	引	
下水道築造費	8,000,000	8,100,000	100	14,400,000	1,000,000	1,000,000	
公債費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
公債質屋費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
天満町外部落有財産用品調達費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
失業対策事業適格者就職貸付資金	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
競馬事業費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
競輪事業費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
社会保険広島市民病院費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
歳入合計	11,000,000	11,100,000	100	11,100,000			

その他の特別会計

歳入

歳出合計	歳入	増減率	摘要
8,000,000	8,100,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
1,000,000	1,000,000	100	
11,000,000	11,100,000	100	

科 目	当初予算額	最終予算額	増減率	支出額	残額		摘要
					増	引	
建設費	11,000,000	11,001,000	100	11,000,000	1,000,000	1,000,000	
区画整理費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
幹線街路費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
補助街路費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
瓦斯及軌道費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
公共空地整備費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
水路費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
排水施設整備費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
路面舗装費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
橋梁費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
重要幹線街路費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
記念館建設費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
記念公園造成費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
住宅建設費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
下水道改良費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
建設諸費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
第一期下水道築造事業費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			
本年度支出額	11,000,000	11,001,000	100	11,000,000			
下水道改良費	1,000,000	1,000,000	100	1,000,000			

昭和二十八年年度各会計歳入歳出状況調

一般會計 歳 入

科 目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	自四月収入額	摘要
一、市 税	26,212,000	2,200,000	28,412,000	26,666,000	
内 普 通 税	26,212,000	2,200,000	28,412,000	26,666,000	
旧法による税収入	26,212,000	2,200,000	28,412,000	26,666,000	
二、地方財政平衡交付金	3,800,000	0	3,800,000	3,800,000	
三、公企業及財産収入	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	
四、分担金及び負担金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	
五、使用料及手数料	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	
六、国庫支出金	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	
七、果 支 出 金	1,600,000	0	1,600,000	1,600,000	
八、寄 附 金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	
九、繰 入 金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	
十、繰 越 金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	
十一、雑 収 入	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	
十二、市 債	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	
十三、入 合 計	50,812,000	2,200,000	53,012,000	50,866,000	

昭和二十七年年度市税収入状況調

科 目	最終予算額	調 定 額	収 入 済 額	未 定 額 対 する 収 入 額	摘要
普 通 税	10,000,000	9,800,000	7,500,000	2,300,000	
市 民 税	10,000,000	9,800,000	7,500,000	2,300,000	
固 定 資 産 税	3,500,000	3,400,000	2,800,000	600,000	
自 転 車 税	6,000,000	5,800,000	4,500,000	1,300,000	
荷 車 税	2,000,000	1,900,000	1,500,000	400,000	
電 気 カ ヌ 税	1,000,000	900,000	700,000	200,000	
廣 告 税	1,000,000	900,000	700,000	200,000	
接 客 人 税	6,000,000	5,800,000	4,500,000	1,300,000	
滯 納 繰 越 分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
旧 法 に よ る 税 収 入	10,000,000	9,800,000	7,500,000	2,300,000	
合 計	30,500,000	29,800,000	22,200,000	7,600,000	

天満町外部落有財産	用品調達費	失業対策事業資格者就職貸付資金	競馬事業費	競輪事業費	社会保険広島市民病院費	歳出合計
9,800,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	16,800,000

特別會計 建設費 歳入

科 目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	自四月 至九月 収入額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	摘 要
一、公企業及財産収入	1,000		1,000	100	1,000	100	
二、国庫支出金	3,000,000		3,000,000	100	3,000,000	100	
三、県支出金	100,000		100,000	100			
四、繰入金	1,000,000,000		1,000,000,000	100			
五、繰越収入金	1,000,000		1,000,000	100			
六、繰越金	1,000		1,000	100			
七、徴収金	1,000,000,000		1,000,000,000	100			
八、市債	1,000,000,000		1,000,000,000	100			
歳入合計	5,000,000,000	0	5,000,000,000	100	5,000,000,000	100	

科 目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	自四月 至九月 支出額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	摘 要
一、建設費	5,000,000,000	0	5,000,000,000	100	5,000,000,000	100	
区画整理費	6,000,000	0	6,000,000	100	6,000,000	100	
幹線街路費	9,000,000	0	9,000,000	100	9,000,000	100	
補助街路費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	
瓦斯及軌道費	11,000,000	0	11,000,000	100	11,000,000	100	
公共空地整備費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	
水路費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	

歳 出

科 目	当初予算額	追加更正予算額	現在予算額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	自四月 至九月 支出額	現在予算額の 対前年度比 の百分率	摘 要
一、歳入	5,000,000,000	0	5,000,000,000	100	5,000,000,000	100	
二、役所費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
三、公平委員会費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	
四、警察消防費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
五、土木費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
六、教育費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
七、社会労働施設費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
八、保健衛生費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
九、産業経済費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十、財産費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十一、統計調査費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	
十二、選挙費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十三、公債費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十四、輸送費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十五、監査委員費	1,000,000	0	1,000,000	100	1,000,000	100	
十六、災害復旧費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十七、諸支出金	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
十八、予備費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	100	1,000,000,000	100	
歳出合計	5,000,000,000	0	5,000,000,000	100	5,000,000,000	100	

決算 昭和27年度(自昭和28年1月1日 至昭和28年3月31日)広島市水道事業会計決算の認定について

報告第1号 昭和27年度(自昭和28年1月1日 至昭和28年3月31日)広島市水道事業会計予算繰越の報告について

- (3) 昭和28年9月30日臨時市議会 第92号議案 牛田浄水場800号導入管並びに600号排泥管布設工事請負契約締結の同意について

3 職員に関する事項

当期末の職員の実員数は次のとおりであります。また職員(臨時職員を除く。)の給与ベースは12,820円です。

Table with 2 columns: Position (更員, その他の職員, 臨時職員) and Count (85人, 181人, 173人). Total 269人.

第2 工 事

当期中に施行した工事の概況は、次のとおりであります。

1 建設工事の概況

- (1) 第四期水道拡張工事 600号配水管移設工事 布設126米 撤去87米 昭和28年4月29日竣工
第1号薬品沈澱池築造工事 混和池 18.7 x 16.1 x 3.5 昭和28年5月30日着工
沈澱池 74 x 18 x 3.5 施行中
配水管本管450,500,650号移設工事 延長 布設481.8米 撤去300.5米 昭和28年9月22日竣工
浄水池築造工事 長さ 幅 深さ(米) 昭和28年8月15日着工
施行中 47.5 x 30 x 2.5

2 改良工事の概況

- (1) 復興事業配水管移設工事 配水管(100号~200号)移設工事 市内一円延長布設5,926米 撤去4,142米 竣工
(2) 災害による施設復旧工事 住吉橋上流450号管伏越工事 140米 昭和28年6月10日竣工
(3) 認定外配水管移設工事 配水管(100号~200号)移設工事 市内一円延長布設1,829米 撤去1,840米 竣工

3 保存工事の概況

- (1) 原水設備補修工事 祇園取水場集合井掩蓋補修工事 竣工
(2) 配水設備補修並びに移設工事 千田町外4カ所配水管移設工事 外8件 竣工
(3) 建物その他営繕工事 施設課事務室改造工事 外10件 竣工
(4) 量水器補修, 取替 179件
(5) 漏水防止 各戸水栓の漏水調査及び防止 1日平均125件

第3 業 務

当期中及び当期末の業務量は、次のとおりであります。

1 業 務 量

Table with 2 columns: Item (配水量, 給水戸数) and Value (15,255,084立方メートル, 58,030戸).

Table with 2 columns: Item (給水人口, 水道料金徴収件数) and Value (239,551人, 176,773件, 138,789件).

第4 会 計

1 重要契約の要旨

市議会の議決を経た工事請負及び条例に基き市長の承認を受けた資産購入の契約を次のとおり締結いたしました。

Table with 6 columns: 契約事項, 契約の方法, 契約年月日, 契約金額, 契約の相手方, 備考. Includes items like 第1号薬品沈澱池築造工事.

2 資産、企業債及び一時借入金の概況

資産、企業債及び一時借入金の当期末現在高及び当期中の状況は、次のとおりであります。

(1) 資産の現在高及び増減状況調

Table with 3 columns: 資産別, 現在高, 備考. Includes 有形固定資産, 流動負債, 計.

(2) 企業債の現在高及び借入状況

イ 企業債目的別現在高調

Table with 4 columns: 目的別, 現在高, 総額に対する比率, 備考. Includes 第四期水道拡張事業, 戦災復興増補改良事業.

ロ 企業債借入状況調

Table with 7 columns: 起債目的, 発行金額, 借入年月日, 償還終期, 利率, 借入先, 備考. Includes 第四期水道拡張事業.

3 一時借入金の現在高及び借入状況調

Table with 8 columns: 借入目的, 借入金額, 返済金額, 現在高, 借入年月日, 返済年月日, 利率, 借入先, 備考. Includes 支払資金.

第5 附 帯 事 業

1 附帯事業の概況

Table with 3 columns: Item (船舶給水件数, 給水工事件数), Value (岸壁運搬, 新設修繕), Count (54件, 113件, 2,133件, 4,574件).

あとがき

以上当期中における水道事業の業務状況を説明いたしました...

この公表により水道事業の業務状況の実状を御認識していただき公正なる御批判と御協力を御願ひする次第であります。

附属表

第1 広島市水道事業会計予算執行状況調

Table with columns for 科目, 予算額, 9月末執行済額, 差引増減. Includes sub-section 収入.

Table with columns for 科目, 予算額, 9月末執行済額, 差引増減. Includes sub-section 支出.

注 1 収入合計予算に対する執行比率24.5%の収入未済の主たる原因は、1 本道事業収入②附帯事業収益中、給水装置委託工事を直営で計画していたものが、水道工事指定店において施工したためと、2 資本収入中企業債の起債の許可及び政府補助金の認可が未決定のためである。なほ繰越棚卸資産 1,183.6

%収入増は、繰越棚卸資産を活用したためである。2 支出合計予算に対する執行比率28.2%の支出未済の主たる原因は諸経費の節約と、1 水道事業費②附帯事業費中給水装置委託工事及び 2 建設改良費③拡張費その他中企業債を財源とするものが収入の原因と同様な理由により工事計画のとおり施行できないためである。なお、3 企業債償還金100%の執行は、予定外の施設復旧費公債2,000,000円を繰上償還したためである。

第2 広島水道事業試算表

昭和28年9月30日現在

Large table with columns for 借方 (残高, 合計), 科目, 貸方 (合計, 残高). Includes categories like 固定資産, 流動資産, 負債, 資本, 繰越金.

4,731,683	4,744,683	給量	水	費	13,000	
1,879,356	1,881,856	固	定	費	2,500	
20,180	2,0180	附	事	費		
8,301,842	8,308,594	船	給	費	6,552	
1,657,191	1,657,597	給	水	費	406	
6,644,651	6,650,797	一	管	費	6,146	
16,011,916	16,373,502	營	業	費	331,586	
10,388,574	10,715,969		外	費	327,395	
5,653,342	5,657,533			用	4,191	
5,850,070	5,850,070					
		合		計		
¹¹ 1,155,797,340	¹¹ 1,598,463,472				¹¹ 1,598,463,472	¹¹ 1,155,797,340

広島市報

(第92号)

発行
昭和28年12月21日
(月曜日)

電話
中三五一(代表)
中三九一(市会)
中三九二(市役所)
中三九三(市立)
中三九四(市立)
中三九五(市立)
中三九六(市立)
中三九七(市立)
中三九八(市立)
中三九九(市立)

発行所 広島市役所
中三九〇(市立)
中三九一(市立)
中三九二(市立)
中三九三(市立)
中三九四(市立)
中三九五(市立)
中三九六(市立)
中三九七(市立)
中三九八(市立)
中三九九(市立)

目次

◎条 例
広島市営墓苑使用条例の一部改正 一頁

◎規 則
広島市営住宅管理條例施行規則の一部改正 一頁

函書館建設委員会規則 二頁

広島市事務改善委員会規則の一部改正 二頁

広島市税条例施行規則の一部改正 二頁

広島市立中央診療所使用料及び手数料条例施行規則 三頁

広島市営墓苑使用条例施行規則の一部改正 三頁

昭和二十八年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則 四頁

◎告 示
広島市金庫収納店の設置について 四頁

定例市議会招集について 四頁

◎公 告
漂流物拾得について 四頁

◎水道局管理規程
広島市水道局工事執行規程 四頁

広島市水道局事務分掌規程の一部改正 四頁

広島市水道局貯水工事執行規程 四頁

広島市水道局就業規則の一部改正 一七頁

広島市水道局就業規則の一部改正 一七頁

広島市水道局就業規則の一部改正 一七頁

広島市水道局就業規則の一部改正 一八頁

広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 一八頁

◎選挙管理委員会告示
選挙管理委員会定例開催について 一八頁

安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に関する異議申し立に対する決定について 一九頁

安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に関する異議申し立に対する修正について 一九頁

基本選挙人名簿に関する異議申し立に対する決定について 一九頁

基本選挙人名簿に関する異議申し立に対する修正について 一九頁

選挙管理委員会の開催について 一九頁

検察審査員候補者選定規程の全部改正について 一九頁

検察審査会法第十条の規定による検察審査員候補者選定の抽せん開催について 二〇頁

◎公安委員会告示
自動車運転免許の停止について 二〇頁

◎辞 令
市議会決議事項について 二〇頁

出張所々管区域別人口世帯状況について 二二頁

戸籍上の市勢について 二二頁

条 例

◎条 例
広島市営墓苑使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十八年十二月四日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第四十八号
広島市営墓苑使用条例の一部を改正する条例
広島市営墓苑使用条例(昭和二十六年十月一日広島市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。

第七條 市長は、墓苑を使用しようとする者が、左の各号の一に該当するものと認めるときは、使用料及び掃除料を減免することができる。
一 復興土地区画整理のため、墓碑を移転しなければならなくなった者
二 貧困その他の事由により使用料及び掃除料を納付することができない者
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

◎規 則
広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年十一月十七日

五日広島市規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
 第五条を次のように改める。
第五条 条例第七号第一号に該当する者については、その使用料の二割を減額する。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 昭和二十八年十二月十四日
 広島市長 浜 井 信 三

昭和三十二年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則をここに公布する。
 昭和三十二年十二月二十一日とする。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第百三十四号の二
 広島市の金庫事務を取り扱う株式会社広島銀行は、次の店舗をして市金庫事務のうち収納事務を取り扱わせることとなった。
 昭和二十八年十一月一日
 店舖の名称 広島市長 浜 井 信 三
 所 在 地 所 在 地
 株式会社広島相互銀行松原支店 広島市荒神町一六〇
 広島市告示第百三十六号

昭和二十八年十一月二十七日
 広島市長 浜 井 信 三
 左記の通り定例市議会を招集する。
 記
 一 招集日時 昭和二十八年十二月四日午後二時
 一 招集場所 広島市役所

公 告

漂流物拾得(公告)
 次の物件を拾得した旨の届出があったから、心当りの方は、広島市役所社会課に申し出て下さい。
 昭和二十八年十一月二十五日
 広島市長 浜 井 信 三
 一 品 名 松木材 芯本 長さ二間半 径三尺
 切口に「74-1」廻りの「TOKIOS」のマークあり
 二 拾得場所 向字品西側 約百メートル沖
 三 拾得月日 昭和二十八年十一月三日
 四 拾得者 広島市仁保町柗木 二宮敏郎

水道局管理規程

広島市水道局工事執行規程を次のように定める。
 昭和二十八年四月一日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第十六号の二
 広島市水道局工事執行規程
 広島市水道局の工事の執行については、広島市建設工事執行規則(昭和二十八年広島市規則第二十一号)を準用する。但し、同規則中「市長」とあるは「管理者」と、「市」とあるは「水道局」と、「広島市予算決算及び会計規則」とあるは「広島市水道局会計規程附属諸様式を定める規程」と読み替えるものとする。

附則
 この規程は、公布の日から施行する。
 広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 昭和二十八年九月一日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第二十四号
 広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(昭和二十八年広島市水道局規程第六号)の一部を次のように改正する。
 第八条給水課庶務係の第二号の次に次の一号を加え、第三号を第四号とする。
 三 給水工事費の測定に関する事。
 附則
 この規程は、公布の日から施行する。

昭和二十八年九月十八日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第二十五号
 広島市水道局請負工事執行規程
 目次
 第一章 総則
 第一条 (この規程の趣旨)
 第二章 請負者及び入札者
 第二条 (資格要件)
 第三条 (欠格要件)
 第三章 請負契約
 第一節 通則
 第四条 (請負契約の原則)
 第五条 (請負契約の方法)

第六節 (契約書)
 第七節 (契約保証金)
 第八節 一般競争契約
 第八條 (入札の公告)
 第九條 (見積期間)
 第十條 (入札書)
 第十一條 (入札方法)
 第十二條 (入札書の変更等)
 第十三條 (入札保証金)
 第十四條 (予定価格)
 第十五條 (開札)
 第十六條 (入札の無効)
 第十七條 (落札者の決定)
 第十八條 (再入札)
 第十九條 (入札の中止等)
 第二十條 (落札決定通知及び契約の締結)
 第二十一條 (指名競争入札によることのできる場合)
 第二十二條 (入札者の指名)
 第二十三條 (一競争契約に関する規定の準用)
 第二十四條 (随意契約によることのできる場合)
 第二十五條 (予定価格)
 第二十六條 (見積書)
 第四章 請負工事の施行
 第二十七條 (施工基準)
 第二十八條 (工事着手)
 第二十九條 (失業者の雇入等)
 第三十條 (権利義務の譲渡等の禁止)
 第三十一條 (一括委任又は一括下請負の禁止)
 第三十二條 (下請負者の決定及び変更)
 第三十三條 (特許権等の使用の責任)
 第三十四條 (監督員)

第二十五條 (検査員)
 第二十六條 (現場代理人及び主任技術者)
 第二十七條 (材料の品質、品柄等及び員数検査)
 第二十八條 (材料の調合等)
 第二十九條 (貸付品及び支給材料)
 第三十條 (設計書等に不適合の場合の改造義務)
 第三十一條 (図面と自然の状態との不一致等の場合の処置)
 第三十二條 (工事の変更、中止等)
 第三十三條 (請負者の請求による工期の延長)
 第三十四條 (災害防止等の処理)
 第三十五條 (損害に対する処置。その一)
 第三十六條 (損害に対する処置。その二)
 第三十七條 (損害に対する処置。その三)
 第三十八條 (検査及び引渡並びに支払)
 第三十九條 (検査及び引渡)
 第四十條 (請負代金の支払)
 第四十一條 (部分使用)
 第四十二條 (前金払)
 第四十三條 (部分払)
 第四十四條 (管理者の解除権。その一)
 第四十五條 (管理者の解除権。その二)
 第四十六條 (請負者の解除権)
 第四十七條 (部分払金等の不払に対する請負者の工事中止)
 第四十八條 (解除による物件の引取)
 第四十九條 (かし担保)
 第五十條 (履行遅延の場合における損害金)
 第五十一條 (火災保険等)
 第五十二條 (契約に関する紛争の解決)
 第五十三條 (作業時間)
 附則

第一章 総則
 第一条 (この規程の趣旨)
 第二条 広島市水道局の費用(以下「局費」という。)をもって支弁する請負工事(以下「工事」という。)の執行については、法令その他別に定めのあるものを除く外、この規程の定めるところによる。
 第二章 請負者及び入札者
 (資格要件)
 第一条 請負をしようとするものは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規程により登録を受けたものでなければならず。但し、建設業法第三条(適用除外)に規定するものについては、この限りでない。
 第二条 請負者及び入札者は、左の各号の一に該当すると認められる者は、その後一定の期間競争入札に加わらせないことができる。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、また、同様とする。
 第三条 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合した者
 四 競争入札加入を妨げ、又は落札者が契約を締結若しくは履行することを妨げた者
 五 検査又は監督に際し、係員の職務履行を妨げた者
 六 正当な理由がないのに契約を締結又は履行しなかつた者
 七 建設業法第二十八條(指示、勧告及び営業の停止)又は同法第二十九條(登録の取消)の規定による処分を受けた者
 八 その他契約の履行に際し、不誠実な行為のあった者
 九 前各号の一に該当する事実があった後、一定の期間を経過しない者を契約に際し代理人、支配人その他使用人として使用する者
 第三章 請負契約
 第一節 通則

においては、前項の監督員は、これを改造させることができる。

4 請負者は、設計書、図面及び仕様書に基き工事内訳明細書及び工程表を作成し、契約締結後七日以内に管理者に提出して、その承認を受けなければならない。但し、簡易な工事については、管理者は、これを省略させることができる。

(工事着手)

第二十八條 請負者は、契約締結の日から七日以内に工事に着手しなければならない。但し、やむを得ない事由により、七日以内に着手することができない場合においては、書面によりその旨を申し出て、管理者の承認を受けなければならない。

2 工事に着手しようとするときは、工事着手三日前までに別記第四号様式によって届け出なければならない。

3 管理者が特に命じたときは、前項の規定にかかわらず、管理者の指定した期日までに届け出なければならない。

(失業者の雇入等)

第二十九條 請負者は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十六条(施行主体の失業者の雇入等)第一項において準用する同法第十三条から第十五条までの規定を遵守しなければならない。

第三十條 請負者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができない。但し、書面による管理者の承認を受けた場合においては、この限りでない。

2 請負者は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工率材料を第三者に売却し、若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。但し、書面による管理者の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第三十一條 請負者は、契約の履行について、工事の全部

又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。但し、あらかじめ書面による管理者の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(下請負者の決定及び変更)

第三十二條 請負者は、下請負者を決定したときは、直ちに書面によって管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、請負者に対し、工事の履行について著しく不相当であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

3 前項の規定により下請負者の変更の請求があった場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

(特許権等の使用の責任)

第三十三條 工事の履行に特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用する場合には、請負者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第一 請負者の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事履行に適合するよう調整すること。

二 工事の履行に立ち合い、又は必要な監督を行い、若しくは請負者の現場代理人に対して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を検査して承認を与えること。

四 検査員が行う工率用材料又は工作物の検査若しくは試験に立会すること。

監督員は、請負者の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の履行又は管理につき不相当

又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。但し、あらかじめ書面による管理者の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(監督員)

第三十四條 管理者は、請負者の工事履行については、局の職員又は局が委嘱した者(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

2 監督員は、契約書並びに設計書、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各号に掲げる職務を行う。

一 請負者の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事履行に適合するよう調整すること。

二 工事の履行に立ち合い、又は必要な監督を行い、若しくは請負者の現場代理人に対して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を検査して承認を与えること。

四 検査員が行う工率用材料又は工作物の検査若しくは試験に立会すること。

監督員は、請負者の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の履行又は管理につき不相当

と認められる者があるときは、その事由を明示して請負者に対してその交替を求めることができる。

4 請負者は、前項の請求があったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(検査員)

第三十五條 管理者は、請負工事の材料並びに出来形及び竣工につき局の職員(以下「検査員」という。)をして検査させなければならない。

2 検査員は、請負者が工事材料を搬入したときは、設計書及び仕様書と照合し、工事履行に適するか否かを検査し、直ちに、別記様式第五号により工率用材料検査成績報告書を提出しなければならない。

3 工事出来形部分に対する中間検査の申請があったときは、検査員は、検査の上直ちに別記様式第八号の出来高報告書を提出しなければならない。

4 工事竣工届があったときは、検査員は、検査の上広島市水道局会計規程第五号様式による検査完了報告書を提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第三十六條 請負者は、現場代理人及び工事現場における工事履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面によって管理者に通知しなければならない。

2 前項の主任技術者は、建築工事については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に規定する建築士でなければならない。

3 第一項の現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

4 請負者又はその現場代理人、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

若しくは脱落がある場合又は地盤について予期することのできない状態が発見された場合においては、請負者は、直ちに、監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、工事の内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)

第四十二條 管理者において、必要があるときは、工事の内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。

2 前項の場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、管理者と請負者とが協議して、書面によりこれを定める。

3 第一項の場合において、請負者が損害を受けたときは、管理者は、その損害を賠償しなければならない。賠償は、管理者と請負者とが協議して、これを定める。

4 第一項の規定により請負金額を変更する場合には、その変更請負金額は、原設計金額に対する変更設計金額の割合を原請負金額に乗じて得た額とする。但し、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

(請負者の請求による工期の延長)

第四十三條 請負者は、工事の支障を及ぼす天候の不良その他その責に帰することのできない事由又は正当な事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、管理者に対して遅滞なくその事由を付して工期の延長を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定による請負があった場合において、事実を調査して正当と認めるときは、工期の延長を承認することができる。

第三十七條 工事に使用する材料については、品質又は品柄等が明らかでないものについては、それぞれその中等のものとする。

(災害防止等の処置)

第四十四條 請負者は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、請負者はあらかじめ監督員の意見を求めなければならない。

2 工直に使用する材料は、使用前請負者並びに監督員立会の上検査員の検査を受けて合格したものでなければ使用することができない。

3 監督員は、請負者から前項の規定による検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 第二項の規定による材料を検査するために直接必要な費用は、請負者の負担とする。

5 検査の結果不合格と決定した材料については、請負者は、監督員の指示によって、これを遅滞なく引き取らなければならない。

6 請負者は、書面による管理者の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済材料を持ち出すことができない。

(材料の調合等)

第三十八條 請負者は、使用する材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会のもとに調合したものでなければ使用することができない。但し、調合については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2 請負者は、水中又は地下に埋没する工事その他完成後外面から明確にすることができない工事を施行するときは、特に監督員の立会のもとに施工しなければならない。

3 監督員は、請負者から前二項の規定による立会又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(貸付品及び支給材料)

第三十九條 管理者から請負者への貸付品及び支給材料の品名、数量、材料及び引渡場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は工程表によるものとする。

2 請負者は、貸付品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく管理者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 監督員は、貸付品又は支給材料につき、請負者の立会のもとに検査するものとする。この場合において、請負者は、その品質又は規格が使用に適当でないことを認めるときは、その旨を監督員に通知しなければならない。

4 請負者が前項の規定により通知したにもかかわらず、管理者がその使用を要求し、そのため請負者に損害を生じた場合においては、管理者は、その損害を賠償する。

5 管理者において、必要があるときは、貸付品又は支給材料の数量、品質、規格、引渡時期又は引渡場所等を変更することができる。この場合においては、第四十二條(工事の変更、中止等)の規定を準用する。

6 使用済の貸付品又は工事の完成、変更若しくは契約解除に際して必要となつた支給材料がある場合においては、請負者は、直ちに仕様書に定められた場所へ、これを管理者に返納しなければならない。

7 請負者は、貸付品及び支給材料を善良な管理人としての注意をもって保管しなければならない。

8 請負者の故意又は過失によって貸付品又は支給材料が滅失若しくは損傷し、又はその返納が不可能となつた場合においては、管理者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

9 支給材料の使用法又は残材の処置が図面又は仕様書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計書等に不適合の場合の改造義務)

第四十條 工直の履行が設計書、図面又は仕様書に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは、請負者は、これに従わなければならない。但し、このために請負代金額を増し、又は工期を延長することはできない。

(図面と自然の状態との不一致等の場合の処置)

第四十一條 工事履行にあたり、図面と工事現場の状態とが一致しない場合、設計書、図面又は仕様書に誤りがある

と認められる者があるときは、その事由を明示して請負者に対してその交替を求めることができる。

4 請負者は、前項の請求があったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(検査員)

第三十五條 管理者は、請負工事の材料並びに出来形及び竣工につき局の職員(以下「検査員」という。)をして検査させなければならない。

2 検査員は、請負者が工事材料を搬入したときは、設計書及び仕様書と照合し、工事履行に適するか否かを検査し、直ちに、別記様式第五号により工率用材料検査成績報告書を提出しなければならない。

3 工事出来形部分に対する中間検査の申請があったときは、検査員は、検査の上直ちに別記様式第八号の出来高報告書を提出しなければならない。

4 工事竣工届があったときは、検査員は、検査の上広島市水道局会計規程第五号様式による検査完了報告書を提出しなければならない。

ばならない。但し、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、請負者は、そのとつた処置について、遅滞なく書面をもって管理者に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ない場合においては、請負者に対して、所要の照機の処置をとることを求めることができる。この場合、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第一項及び前項の規定による処置に要した経費については、請負者の負担とする。但し、管理者において請負者の負担とすることが不適当と認められる部分については、管理者においてこれを補償することができる。

(損害に対する処置)

第四十五条 工事的引渡前に工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事施行に關して生じた損害は、請負者において負担しなければならない。但し、管理者の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第四十六条 請負者は、工事の施行について第三者に損害を及ぼした場合においては、その賠償の責を負わなければならない。但し、管理者の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第四十七条 天災地変その他不可抗力によって工事の既成部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に關して損害を生じた場合においては、請負者は、事実発生後遅滞なくその状況を書面をもって管理者に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められ、且つ、請負者が善良な管理人としての注意を払ったと認められるものについては、その損害は、管理者が負担する。

3 火災保険金その他損害を補てんするものがある場合においては、これらの額を損害額から控除した額を前項の損害額とし、これらの損害額の算定については、管理者

と請負者が協議して定める。

第五章 検査及び引渡並びに支払

(検査及び引渡)

第四十八条 請負者は、工事を完成したときは、広島市水道局検査事務取扱規程(昭和二十八年広島市水道局規程第十八号)第五号様式により届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届け出をうけたときは、その日から十四日以内に検査を行わなければならない。

3 請負者は、検査に立会しなければならない。但し、請負者が立会しない場合においては、管理者限りこれを行うことができる。

4 前項但書により検査を行った場合において、請負者は、検査の結果に対して異議を申し立てることができる。

5 管理者は、検査に当り必要があると認めるときは、工事の部分を分解することができる。

6 第二項の検査に合格しない部分及び前項の分解した部分については、請負者は、遅滞なくこれを補修又は改造して管理者の検査をうけるなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、管理者が請負者から補修又は改造を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

7 前項の補修費用その他検査に要する特別の費用は、請負者の負担とする。

8 検査に合格したときは、次条の規定による請負代金の支払を完了すると同時にその引渡をうける。

(請負代金の支払)

第四十九条 請負者は、前条の規定による検査に合格したときは、広島市水道局会計規程(昭和二十八年広島市水道局規程第三号の四)に規定する様式により請負代金支払の請求をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定による支払請求があったときは、その日から四十日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第五十条 管理者は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を請負者の同意を得て使用することができる。

2 管理者は、工事の未完成の部分についても、請負者の同意を得て使用することができる。

3 前二項の場合においては、管理者は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、その使用により請負者に損害を及ぼした場合は、管理者は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、管理者と協議して定める。

(前金払)

第五十一条 請負者は、請負金額五十万円以上の工事であつて、管理者の認めた場合において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七條の規定により、公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五條の規定に基き登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証にかゝる工事に要する経費については、請負代金の十分の三以内の前払金の支払を申請することができる。

2 請負者は、前項の規定により前払金支払の申請をしようとするときは、別記第六号様式による申請書に、保証事業会社の保証証書を添付しなければならない。

3 管理者は、請負者に前払金を支払った場合は、次条に規定する部分払金のうちからこれを控除するものとする。

4 前項の控除の額は、前払金額に工事の出来形歩合(出来形工費を設計金額で除して得た率)を乗じて得た金額とする。

5 管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、前払金の全部又は一部を当該請負者から返納させるものとする。この場合において、調負者は、返納すべき前払金に對して、前払をうけた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二銭七厘に相当する額の利息を附して返納し

て、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を請負者の同意を得て使用することができる。

2 管理者は、工事の未完成の部分についても、請負者の同意を得て使用することができる。

3 前二項の場合においては、管理者は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、その使用により請負者に損害を及ぼした場合は、管理者は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、管理者と協議して定める。

て、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を請負者の同意を得て使用することができる。

2 管理者は、工事の未完成の部分についても、請負者の同意を得て使用することができる。

3 前二項の場合においては、管理者は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、その使用により請負者に損害を及ぼした場合は、管理者は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、管理者と協議して定める。

(前金払)

第五十一条 請負者は、請負金額五十万円以上の工事であつて、管理者の認めた場合において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七條の規定により、公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五條の規定に基き登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証にかゝる工事に要する経費については、請負代金の十分の三以内の前払金の支払を申請することができる。

2 請負者は、前項の規定により前払金支払の申請をしようとするときは、別記第六号様式による申請書に、保証事業会社の保証証書を添付しなければならない。

3 管理者は、請負者に前払金を支払った場合は、次条に規定する部分払金のうちからこれを控除するものとする。

4 前項の控除の額は、前払金額に工事の出来形歩合(出来形工費を設計金額で除して得た率)を乗じて得た金額とする。

5 管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、前払金の全部又は一部を当該請負者から返納させるものとする。この場合において、調負者は、返納すべき前払金に對して、前払をうけた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二銭七厘に相当する額の利息を附して返納し

て、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を請負者の同意を得て使用することができる。

2 管理者は、工事の未完成の部分についても、請負者の同意を得て使用することができる。

3 前二項の場合においては、管理者は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、その使用により請負者に損害を及ぼした場合は、管理者は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、管理者と協議して定める。

6 請負者が、第五十五条(請負者の解除権)第一項各号に掲げる事由がないのに契約の解除を申し出たとき、前項の規定により契約を解除した場合は、工事の出来形部分で検査に合格したものは、管理者の所有とし、管理者は、当該部分に対する請負代金相当額を支払わなければならない。

7 前払金の支払をしていない場合においては、前項の規定による支払額は、前払金と差引精算するものとし、前払金額に残額があるときは、その返納を命じなければならない。この場合、返納すべき金額につき、前払金を受けただりから返納の日までの日数に應じ、日歩二銭七厘の割合で計算した金額を利息として徴収する。但し、第七條(保証金の帰属)第四項の規定の適用を妨げない。

第五十四条 管理者は、前条第一項に規定する場合の外、工事が完成しない間において、必要がある場合には、契約を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項(第三項中利息に關する部分を除く。)の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第一項の規定により契約を解除した場合において、管理者は、これによつて請負者に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害額については、請負者と協議して定める。

第五十五条 請負者は、左の各号の一に該当する事由がある場合においては、契約を解除することができる。

一 第四十二条第一項の規定により工事を変更したため、所定の請負金額が三分の二以上減少したとき

二 第四十二条の規定により工事中止の期間が、所定の

期間の三分の二以上に達したとき

三 管理者が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となるに至つたとき

四 第五十二条(管理者の解除権)第三項、第三項(第三項中利息に關する部分を除く。)並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(部分払金等の不払に對する請負者の工事中止)

第五十六条 請負者は、管理者が第五十二条(部分払)の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事を中止することができる。この場合において、請負者は、遅滞なくその事由を付して書面により管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、請負者が損害を受けたときは、管理者は、その損害を補償しなければならない。

3 前項の損害額については、請負者と協議して定める。

(解除による物件の引取)

第五十七条 契約を解除した場合において、管理者が引渡に應じられない物件があるときは、請負者は、管理者と協議の上定めた期間内に、これを引き取りその他原状に復さなければならない。

2 前項の場合において、請負者が正当と認められる事由がないのに、一定の期間内に物件の引取りその他原状に復させないときは、管理者は、請負者に代つてその物件を処分することができる。この場合、請負者は、その処分方法について異議の申し立をすることができない。この場合、これに要した費用を負担しなければならない。

第七節 雜則

(かし担保)

第五十八条 請負者は、第四十八条(検査及び引渡)第八項に規定する引渡の日から一年間は、工事的物のかしを補償し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは損に對して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造

及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤の崩壊又はこれによる滅失損については、二年とする。

第五十九条 請負者の責に帰する事由により、所定の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、管理者は、請負者から遅延の理由書を徴し、違約金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の違約金は、遅延日数一日につき契約金額の千分の一に相当する金額とし、請負代金と相殺し、なお不足する場合においては、追徴する。

3 管理者の責に帰する事由により、第四十九条第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、管理者に対して日歩二銭七厘の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

4 管理者が、第四十八条（検査及び引渡）第二項の期間内に検査をしない場合においては、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第四十九条（請負代金の支払）第二項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合においては、約定期間は満了したものとみなし、管理者は、その越える日数に応じ、前項の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

（火災保険等）
第六十条 請負者は、管理者が必要と認めるときは、工事的目的物及び工用材料（管理者の支給材料を含む。）を火災保険に付さなければならない。

2 火災保険に付する時期・期間・金額及び保険会社等については、請負者、管理者協議して定め、請負者は、保険契約後すみやかにその証券を管理者に提出しなければならない。

3 運送その他の保険についても、前二項に準ずる。（契約に関する紛争の解決）

第六十一条 請負契約に關し、請負との間に紛争を生じた場合においては、建設業法第二十四条（契約に關する紛争の処理）の規定により、双方又は一方から広島県建設業審議会に解決のあつたを申請することができる。（作業時間）

第六十二条 作業時間は、日の出から日没までとする。但し、管理者において特に命じたときは、この限りでない。

附則
この規程は、昭和二十八年十月一日から施行する。

2 この規程施行前に契約を締結しているものについては、なお、従前の例による。

別記第一号様式（第六十条関係）

工事請負契約書

一 工事名
二 工事場所
三 工期
四 請負金額

着手昭和 年 月 日
完成昭和 年 月 日

右の工事について、注文者「広島市水道局事業管理者 広島市水道局長 寺西正雄」を甲とし、請負者「」を乙として、次の条項によって請負契約を締結する。

（総則）
第一条 乙は、広島市水道局請負工事執行規程（昭和二十八年広島市水道局規程第十九号。以下「規程」という。）並びに別冊設計書、図面及び仕様書に基き、頭書の請負金額をもって、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。

2 設計書、図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合においては、甲、乙協議して定める。但し、軽微なものについては、甲又は第八条の規定による監督員の指示に従うものとする。

第二条 乙は、やむを得ない事由により頭書の期日までに工事に着手することができない場合においては、書面によりその旨を申し出て、甲の承認を受けなければならない。

3 甲が特に命じたときは、前項の規程にかかわらず甲の指定した期日までに届け出なければならない。

（失業者の雇入）
第三条 乙は、緊急十業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十六条（施行主体の失業者の雇入等）第一項において準用する同法第十三条から第十五条までの規定を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第四条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させることができない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

2 乙は、この契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工事を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第五条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は

大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、あらかじめ書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

（下請負者の決定及び変更）
第六条 乙は、下請負者を決定したときは、直ちに書面によって甲に届け出なければならない。

2 甲は、乙に対して工事の施行について著しく不適當であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

3 前項の規定により下請負者の変更の請求があった場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

（特許権等の使用の責任）
第七条 工事の施行に特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる施工方法を使用する場合には、乙は、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。

（監督員）
第八条 甲は、乙の工事施行については同の職員又は局が委嘱した者（以下「監督員」という。）に監督させることができる。

2 監督員は、この契約書並びに設計書、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各号に掲げる職務を行う。

一 乙の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事施行に適合するように調整すること。

二 工事の施行に立ち合い、又は必要な監督を行い若しくは乙の現場代理人に対して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を検査して承認を与えること。

四 検査員が行う工用材料又は工作物の検査若しくは試験に立会すること。

3 監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の施行又は管理につき不適當と認められる者があるときは、その事由を明示して、乙に対してその交際を求めることができる。

3 乙が前項の指示を受けずに工事を施行した場合においては、前項の監督員は、これを改造させることができる。

4 乙は、設計書、図面及び仕様書に基き工事費内訳明細書及び工程表を作成し、契約締結後七日以内に甲に提出して、その承認を受けなければならない。但し、簡易な工事にあつては、甲が承認した場合においてはこれを省略することができる。

（工事着手）
第二条 乙は、やむを得ない事由により頭書の期日までに工事に着手することができない場合においては、書面によりその旨を申し出て、甲の承認を受けなければならない。

3 甲が特に命じたときは、前項の規程にかかわらず甲の指定した期日までに届け出なければならない。

（失業者の雇入）
第三条 乙は、緊急十業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十六条（施行主体の失業者の雇入等）第一項において準用する同法第十三条から第十五条までの規定を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第四条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させることができない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

2 乙は、この契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工事を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第五条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は

大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、あらかじめ書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

（下請負者の決定及び変更）
第六条 乙は、下請負者を決定したときは、直ちに書面によって甲に届け出なければならない。

2 甲は、乙に対して工事の施行について著しく不適當であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

3 前項の規定により下請負者の変更の請求があった場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

（特許権等の使用の責任）
第七条 工事の施行に特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる施工方法を使用する場合には、乙は、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。

（監督員）
第八条 甲は、乙の工事施行については同の職員又は局が委嘱した者（以下「監督員」という。）に監督させることができる。

2 監督員は、この契約書並びに設計書、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各号に掲げる職務を行う。

一 乙の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事施行に適合するように調整すること。

二 工事の施行に立ち合い、又は必要な監督を行い若しくは乙の現場代理人に対して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を検査して承認を与えること。

四 検査員が行う工用材料又は工作物の検査若しくは試験に立会すること。

3 監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の施行又は管理につき不適當と認められる者があるときは、その事由を明示して、乙に対してその交際を求めることができる。

4 乙は、前項の請求があつたときは、直ちにこれに応じなければならない。

（検査員）
第九条 甲は、工事の材料並びに出来形及び竣工につき局の職員（以下「検査員」という。）をして検査させるものとする。

2 検査員は、乙が工事材料を搬入したときは、設計書及び仕様書と照合し、工事施行に適合するか否かを検査する外、乙から中間検査の申請があつたとき及び工事竣工届があつたときは、これを検査する。

（現場代理人及び主任技術者）
第十条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面によって甲に通知しなければならない。

2 前項の主任技術者は、建築工事については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に規定する建築士でなければならない。

3 第一項の現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

4 乙又は甲の現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に關する一切の事項を処理しなければならない。

（材料の品質、品柄等及び検査）
第十一条 工事に使用する材料について品質又は品柄等が明らかでないものについては、それぞれその中等のものとする。

2 工事に使用する材料は、使用前に乙並びに監督員立会の上、検査員の検査を受けて合格したものでなければ使用することができない。

3 検査員は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 第二項の規定による材料を検査するために直接必要な費用は、乙の負担とする。

5 検査の結果、不合格と決定した材料については、乙

は、監督員の指示によって、これを遅滞なく引き取らなければならない。

6 乙は、書面による甲の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済材料を持ち出すことができない。

（材料の調合等）
第十二条 乙は、使用する材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会のもとに調合したものでなければ使用することができない。但し、調合については、見本検査によることが適當と認められるものは、これによることができる。

2 乙は、水中又は地下に埋没する工事その他完成後外面から明確にすることができない工事を施行するときは、特に監督員の立会のもとに施工しなければならない。

3 監督員は、乙から前二項の規定による立会又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

（貸付品及び支給材料）
第十三条 甲から乙への貸付品及び支給材料の品名、数量、材質及び引渡場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

2 乙は、貸付品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく甲に借借書又は受領書を提出しなければならない。

3 監督員は、貸付品又は支給材料につき、乙の立会のもとに検査するものとする。この場合において、乙は、その品質又は規格が使用に適當でないことを認めるときは、その旨を監督員に通知しなければならない。

4 乙が前項の規定により通知したにもかかわらず甲がその使用を要求し、そのために乙に損害を生じた場合においては、甲は、その損害を賠償する。

5 甲において必要があるときは、貸付品又は支給材料の数量、品質、規格、引渡時期又は引渡場所等を変更することができる。この場合においては、第十六条の規定を準用する。

6 使用済の貸付品又は工事の完成、変更若しくは契約解除

除に際して不要となつた支給材料がある場合において、乙は、直ちに仕様書に定められた場所へ、これを甲に返納しなければならぬ。

7 乙は、貸付品及び支給材料を善良な管理人としての注意をもって保管しなければならぬ。

8 乙の故意又は過失によつて貸付品又は支給材料が滅失若しくは損傷し、又はその返納が不可能となつた場合においては、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならぬ。

9 支給材料の使用方法及び残材の処置が図面又は仕様書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計書等に不適合の場合の改造義務)

第十四条 工事の施行が設計書及び図面又は仕様書に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは、乙は、これに従わなければならない。但し、このために請負金額を増し、又は工期を延長することはできない。

(図面と自然の状態との不一致等の場合の処置)

第十五条 工事の施行にあたり、図面と工事現場の状態とが一致しない場合、設計書及び図面又は仕様書に誤り、若しくは脱落がある場合又は地盤等について予期することのできない状態が発見された場合においては、乙は、直ちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、工事の内容及び工期又は請負金額を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)

第十六条 甲において必要があるときは、工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又これを打ち切ることができる。

2 前項の場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して、書面により、これを

定める。

3 第一項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、賠償額は、甲、乙協議してこれを定める。

4 第一項の規定により請負金額を変更する場合においては、規程第四十二条第四項の規定によるものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第十七条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他その責に帰することのできない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲に対して遅滞なくその事由を付して工期の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、は、事実を調査して正当と認められたときは、工期の延長を承認することができる。

(災害の防止等の処置)

第十八条 乙は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ監督員の意見を求めなければならない。但し、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとつた処置について、遅滞なく書面をもって甲に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ないときは、乙に対して所要の臨機の処置をとることを求めることができる。この場合、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第一項及び前項の規定による処置に要した経費については、乙の負担とする。但し、甲において乙の負担とすることが不適当と認められる部分については、甲においてこれを補償することができる。

(損害に対する処置)

第十九条 工事的引渡前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事施行に關して生じた損害は、乙において負担しなければならない。但し、甲の

責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第二十条 乙は、工事の施行について、第三者に損害を及ぼした場合には、その賠償の責を負わなければならない。但し、甲の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第二十一条 天災地変その他不可抗力によつて、工事の既成部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に關して損害を生じた場合には、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を書面をもって、甲に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められ、且つ、乙が善良な管理人としての注意を払つたと認められるものについては、この損害は、甲が負担する。

(検査及び引渡)

第二十二条 乙は、工事を完成したときは、所定の様式によつて届出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出をうけたときは、その日から十四日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、検査に立会しなければならない。但し、乙が立会しない場合においては、甲限りこれを行うことができる。

4 前項但書により検査を行った場合において、乙は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

5 甲は、検査に当り必要があると認めるときは、工事の部分分解することができる。

6 第二項の検査に合格しない部分及び前項の分解した部分については、乙は、遅滞なくこれを補修又は改造して、甲の検査をうけなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、甲が乙から補修又は改造を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

7 前項の補修費用その他検査に要する特別の費用は、乙が負担しなければならない。

8 検査に合格したときは、次条の規定による請負代金の

支払を完了すると同時にその引渡をうける。

(請負代金の支払)

第二十三条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続にしたがつて、請負代金支払の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の適法な支払請求があつたときは、その日から四十日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第二十四条 甲は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認められたときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て、使用することができる。

2 甲は、工事の未完成の部分についても、乙の同意を得て、これを使用することができる。

3 前二項の場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼした場合は、甲は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(前金払)

第二十五条 乙は、請負金額五十万円以上の工事であつて、甲の認めた場合においては、公共工事の前金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五條の規定に基づき、登録をうけた保証事業会社の保証にかゝる工事に要する経費については、請負代金の十分の三以内の前金の支払を申請することができる。

2 乙が前金の申請をしようとするときは、所定の様式による申請書に前項の保証事業会社との保証証書を添付しなければならない。

3 甲は、乙に前金を支払つた場合は、次条に規定する部分前金のうちからこれを控除するものとする。

4 前項の控除の額は、前金金額に工事の出来形歩合(出来形工費を設計金額で除して得た率)を乗じて得た金額とする。

5 甲は、左の各号の一に該当する場合においては、前金金の全部又は一部を乙から返納せざるものとする。この場合において、乙は、返納すべき前金に對して、前払をうけた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二銭七厘に相当する額の利息を付して返納しなければならない。

一 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

二 乙が義務を履行しないとき。

三 保証契約が解約されたとき。

(部分払)

第二十六条 乙は、請負金額五十万円以上の工事であつて、甲の認めた場合には、工事完成前に出来形部分(現場にある検査済材料を含む)に對する中間検査及び部分払を申請することができる。但し、特別の場合を除き、一月を経過すること一回を超えることはできない。

2 乙は、前項の部分払を受けようとするときは、所定の様式により申請しなければならない。

3 前項の申請があつたときは、甲は、遅滞なく検査を行い、検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 第一項の部分払の金額は、前項の検査に基く請負金額の十分の九以内とする。

5 部分前金の支払時期は、第三項の検査に合格した部分に對する乙からの所定の申請があつた日から二十日以内とする。

(甲の解除権)

第二十七条 甲は、乙が左の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な事由がないのに、所定の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。

二 乙の責に帰する事由により、所定の工期内又は期限後相當の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

三 第五条又は第十四条の規定に違反したとき。

四 前各号の外、乙が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができなるとき。

五 第二十五条第五項の規定による前金の返納に應じないとき。

六 乙が第二十九条第一項各号に掲げる事由がなるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、工事の出来形部分で検査に合格したものは、甲の所有とし、甲は、当該部分に對する請負代金相当額を支払わなければならない。

3 前払金の支払をしている場合においては、前項の規定による支払額は、前払金と差引精算するものとし、前払金額に残額があるときは、乙は、これを返納しなければならない。この場合、返納すべき金額につき、前払金を受けた日から返納の日までの日数に應じ日歩二銭七厘の割合で計算した額の利息を附するものとする。

第二十八条 甲は、前条第一項に規定する場合の外、工事が完成しない間において、必要がある場合には、契約を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項(第三項中利息に關する部分を除く。)の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第一項の規定により契約を解除した場合において、甲は、これによつて乙に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害額については、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第二十九条 乙は、左の各号の一に該当する事由がある場合においては、契約を解除することができる。

一 第十六条第一項の規定により、工事を変更したため頭金の請負金額が三分の二以上減少したとき。

二 第十六条第一項の規定により工事の一時中止の期間が、頭金の工期の三分の二以上に達したとき。

三 甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となるに至つたとき。

2 第二十七条第三項、第三項(第三項中利息に關する部

昭和 年 月 日

注 文 者 廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

請 負 者

備考
一 この契約書の各条項以外に契約すべき事項がある場合は、別に列記すること。
二 第三条（失業者の雇入）、第二十五条（前金払）、第二十六条（部分払）の必要のない場合において削除することができる。
三 添附すべき工事設計書は、諸材料等における準備及び小計金額はこれを記載せず、末尾に請負金額を記載すること。
四 第一条第四項の工事費内訳明細書については、管理者において書式を指示する場合を除き、通例の設計書様式を準用することができる。

別記第二号様式（第七條第二項関係）
証券による工事入札（契約）保証金納付書
一 証券 記号 番号 年 月以降
額面 何程 札 附
所有の右証券を、廣島市水道局請負工事執行規程第十三條（第七條）によって、何々工事入札（契約）保証金にあてため納付いたします。
二 附記は、同規程第十三條第四項（第七條第四項）に該当の場合は、廣島市水道局に帰属しても異議ありません。
昭和 年 月 日
住 所
氏 名
廣島市水道事業管理者
廣島水道局長 寺西正雄

別記第二号様式（第七條第二項関係）

証券による工事入札（契約）保証金納付書

一 証券 記号 番号 年 月以降
額面 何程 札 附
所有の右証券を、廣島市水道局請負工事執行規程第十三條（第七條）によって、何々工事入札（契約）保証金にあてため納付いたします。
二 附記は、同規程第十三條第四項（第七條第四項）に該当の場合は、廣島市水道局に帰属しても異議ありません。
昭和 年 月 日
住 所
氏 名
廣島市水道事業管理者
廣島水道局長 寺西正雄

別記第二号様式（第七條第二項関係）
証券による工事入札（契約）保証金納付書
一 証券 記号 番号 年 月以降
額面 何程 札 附
所有の右証券を、廣島市水道局請負工事執行規程第十三條（第七條）によって、何々工事入札（契約）保証金にあてため納付いたします。
二 附記は、同規程第十三條第四項（第七條第四項）に該当の場合は、廣島市水道局に帰属しても異議ありません。
昭和 年 月 日
住 所
氏 名
廣島市水道事業管理者
廣島水道局長 寺西正雄

できる。
2 前項の規定による違約金は、遅延日数一日につき、契約金額の千分の一に相当する金額とし、請負代金と相殺し、なお、不足する場合には追徴する。
3 甲の責に帰する事由により、第二十三條第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、甲に対して、日歩二銭七厘の割合で遅延利息の支払を請求することができる。
4 甲が第二十二條第二項の期間内に検査をしない場合においては、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第二十三條第二項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、又、当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合においては、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その越える日数に応じ、前項の遅延利息を乙に支払わなければならない。
（火災保険等）
第三十四條 乙は、甲が必要と認めるときは工事目的物及び工事用材料（甲の支給材料を含む。）を火災保険に付さなければならない。
2 火災保険に付する時期、期間、金額及び保険会社等については、甲、乙協議して定め、乙は、保険契約後すみやかにその証券を甲に提出しなければならない。
3 運送その他の保険についても前二項に準ずる。
（契約に関する紛争の解決）
第三十五條 請負契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じた場合においては、建設業法第二十四條の規定により、甲と乙の双方又は一方から広島県建設業審議会に解決のあつ旋を申請することができる。
（契約外の事項）
第三十六條 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上定めることとする。
右の契約の証として本書二通を作り、当事者記名押印の上各自一通を保有する。

分を除く。）並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
（部分払金等の不払に対する乙の工事中止）
第三十條 乙は、甲が第二十六條の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその事由を付して書面により甲に通知しなければならない。
2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を補償しなければならない。
3 前項の損害額については、甲、乙協議して定める。
（解除による物件の引取）
第三十一條 契約を解除した場合において、甲が引渡に応じられない物件があるときは、甲、乙協議の上定められた期間内に、これを引取その他原状に復さなければならぬ。
2 前項の場合において、乙が正当と認められる事由がないのに、一定の期間内に物件を引取その他原状に復さないうときは、甲は、乙に代つてその物件を処分することができる。この場合、乙は、処分方法について異議の申し立をすることができないうちに、これに要した費用を負担しなければならない。
（かし担保）
第三十二條 乙は、第二十二條第八項に規定する引渡の日から一年間工事目的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは、き損に対して損害を賠償しなければならぬ。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし又はこれによる滅失き損については、二年とする。
（履行遅延の場合における損害金）
第三十三條 乙の責に帰する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、甲は、乙から遅延の理由書を徴し、違約金を徴収して工期を延長することが

別記第三号様式（第十條関係）

入 札 書
入 札 金 額 金
工 事 名
工 事 場 所
廣島市水道局 寺西正雄
昭和 年 月 日
住 所
入 札 者
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

別記第四号様式（第二十八條第二項関係）

工 事 着 手 届
工 事 名
工 事 場 所
着 手 年 月 日 昭和 年 月 日 工事監督員
右工事に着手しますからお届けいたします。
昭和 年 月 日
請 負 者
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

別記第五号様式（第三十五條第二項関係）

工事用材料検査成績報告書
計 画 係 長 検査員氏名
工 事 名
工 事 場 所
形 状 単位 設計 合格 検査 検査
寸法 数量 数量 数量 数量 数量
検査員氏名
昭和 年 月 日
請 負 者
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

別記第六号様式（第五十一條第二項関係）

建設工事請負前払金支払申請書
工 事 名
工 事 場 所
前 払 金 支 払 申 請 書 金
契約締結年月日
請 負 金 額 金
右工事に對して、前記の前払金をお払い下さるよう、別紙のとおり保証契約書を添えて申請いたします。
昭和 年 月 日
請 負 者
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

別記第七号様式（第五十二條第二項関係）

工事中間検査及び中間支払申請書
工 事 名
工 事 場 所
請 負 金 額 金
今 回 中 間 支 払 金
請 求 金 額 金
右工事の請負代金のうち第 回中間支払を受けたことと認めます。右の請負代金を支払いたすよう願います。
昭和 年 月 日
請 負 者
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄

別記第八号様式（第三十五條第三項関係）

検査員氏名
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄
工事出来高中間検査報告について
工 事 名
右工事の 月 日現在の出来高を調査したところ別紙調査の通りに付き報告する。
（別紙）
工 事 出 来 高 中 間 検 査 報 告 書

別記第八号様式（第三十五條第三項関係）
検査員氏名
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄
工事出来高中間検査報告について
工 事 名
右工事の 月 日現在の出来高を調査したところ別紙調査の通りに付き報告する。
（別紙）
工 事 出 来 高 中 間 検 査 報 告 書

別記第八号様式（第三十五條第三項関係）
検査員氏名
廣島市水道事業管理者
廣島市水道局長 寺西正雄
工事出来高中間検査報告について
工 事 名
右工事の 月 日現在の出来高を調査したところ別紙調査の通りに付き報告する。
（別紙）
工 事 出 来 高 中 間 検 査 報 告 書
この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月十九日から適用する。

日選管告示甲第五〇号の全部を次のように改正する。
昭和二十八年十二月十五日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

検査審査員候補者選定規程

第一条 検査審査員候補者(以下「候補者」という。)の選定に關しては、この規程の定めるところによる。
第二条 候補者の選定に關する事務は、委員長がこれを処理する。
第三条 候補者の予定者(以下「予定者」という。)の選定をおこなうには、衆議院議院の選挙に用いられる選挙人名簿に登録された者に対し、予め一連の番号(以下「選定番号」という。)を附してこれをおこなう。
第四条 予定者の選定は、検査審査会法(以下「法」という。)第九条の通知を受けた数(以下「割当数」という。)の倍数(以下「予定者数」という。)を、各群ごとに最高位の選定番号の方位以上の数で除して得た数(以下「選定本数」という。)の各群の和だけ、一万のくじのうちから第一群より順次抽いて定める。この場合において、選挙本数に端数が生じたときは、その端数は切り上げる。
2 前項の当選者は、左の各号による選定番号の者とする。
一 各群ごとに定められた選定本数のうち、最後に抽くくじを除き、くじを抽いて出た番号及び逐次万を累加した選定番号の者とする。但し、選定番号に該当しない番号が出たときは、これを無効とする。
二 定められた選定本数のうち最後に抽くくじは、前号による当選者とともに、予定者数を充足されるまで、第一群については、くじを抽いて出た番号及び逐次万を累加した選定番号の者。第二群については、くじを抽いて出た番号で、第一群予定者の最終の当選者の、次の方位を冠した選定番号から、逐次万を累加した選定番号の者。なお、予定者数に不足を生ずるときは、くじを抽いて出た番号及び逐次万を累加した選定番号の者(以下「万位の循環の方法」という。)但し、選定番号に該当しない番号が出たときは、これを無効とする。
第二群及び第四群については、第二群の万位の循環の方法によって定められた者とする。
第五条 候補者の選定は、前条の予定者につき、法第五条及び第六条に該当の有無を調査し、適格者についてのみ各群ごとに割当数に達するまで、くじを抽いて定める。
第六条 委員長は、別記様式により選定録を作り、選定のてん末を記載して立会人とともに署名する。
2 選定録は、委員会において一箇年間保存する。
附則
この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示第十一号

自動車運転免許の停止について公開聴聞を行うべきものの停止の期間を次の通り定める。
昭和二十八年十一月二十七日
廣島市公安委員会
道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第九条第六項の規定に基き、自動車運転免許の停止について公開による聴聞を行わなければならないものは九十日以上の上の停止期間のものとする。
附則
この告示は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

公安委員会告示

廣島市公安委員会告示第十一号
自動車運転免許の停止について公開聴聞を行うべきものの停止の期間を次の通り定める。
昭和二十八年十一月二十七日
廣島市公安委員会
道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第九条第六項の規定に基き、自動車運転免許の停止について公開による聴聞を行わなければならないものは九十日以上の上の停止期間のものとする。
附則
この告示は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

辞令

止期間のものとする。
附則
この告示は、昭和二十八年十二月一日から施行する。
事務吏員 原 田 種 吉
廣島市環境衛生監視員を命ずる
事務吏員 木 村 福 三
廣島市伝染病予防吏員を命ずる
事務吏員 吉 田 幸 雄
廣島市環境衛生監視員を命ずる(以上十月十六日)
事務吏員 今 橋 重 雄
廣島市伝染病予防吏員を命ずる(以上十月十六日)
事務吏員 松 本 正 爾
廣島市環境衛生監視員を命ずる(以上十月二十七日)
技術吏員 野 上 章
廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる
技術吏員 高 野 義 男
廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる
技術吏員 奥 田 教 朝
廣島市町界町名地番整理審議会委員を命ずる(以上十一月二日)
技術吏員 本 永 数 恵
廣島市町界町名地番整理審議会書記を命ずる
技術吏員 渡 辺 武
廣島市町界町名地番整理審議会書記を命ずる
技術吏員 格 井 保 治
廣島市町界町名地番整理審議会委員を命ずる
技術吏員 岩 間 一 郎
廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる(以上十一月二日)
事務吏員 藤 田 松 雄

廣島市市史編修委員会書記を命ずる

事務吏員 小 浦 実 男
技術吏員 甲 斐 太 郎
事務吏員 永 井 要

廣島市市史編修委員会臨時委員を命ずる(十二月二日)

市議會議員 三 宅 峯 吉
中 津 賀 春 一
中 下 邑 元

廣島市市営住宅入居者選考審議会委員を命ずる

高 山 三 橋 音 紙 高 栗 伊 松 伊 中 中 津 賀 春 一
山 崎 宅 本 出 本 橋 栖 藤 本 藤 下 邑 元

廣島市市営住宅入居者選考審議会委員を命ずる

技術吏員 佐々木 雄 鏡
事務吏員 吉 田 達 雄
事務吏員 水 田 正 雄

廣島市市営住宅入居者審議会書記を命ずる(以上十二月十三日)

事務吏員 水 田 正 雄

雑報

市議會議決事項
(十二月四日)
一 第百二号議案 廣島市税条例の一部を改正する条例制定につき
原案可決

第百三十三号議案

保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例制定について 原案可決

第百四号議案

廣島市保健所結核審査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

第百五号議案

廣島市保健所運営協議会条例制定について 原案可決

第百六号議案

廣島市と畜場条例制定について 原案可決

第百七号議案

廣島市と畜場使用料条例制定について 原案可決

第百八号議案

廣島市営墓苑使用条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

第百九号議案

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に關する条例制定について 総務委員会付託

第百十号議案

国家賠償法上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について 承認

第百十九号議案

契約締結の同意につき 同意

昭和二十七年年度廣島市各経済歳入出決算の認定について

決算特別委員会付託 同意

決算特別委員会の委員数の決定及び委員並びに正副委員長の選任について

議長一任に決定

Table with columns: 出張所別, 人口, 世帯, 出張所々管区別人口及び世帯状況について (二八・一一・一現在)

戸籍上の市勢について

(二八・一月分)

種別	件数	同上月		前年同月	増減
		最大	最少		
出生	1,431	1,303	1,172	1,431	△128
死亡	1,000	1,000	1,000	1,000	△
結婚	100	100	100	100	△
離婚	100	100	100	100	△
転入	156	156	156	156	△
転出	156	156	156	156	△
住民転居	40	40	40	40	△
登録その他	5,733	5,733	5,733	5,733	△
謄本請求	1,143	1,143	1,143	1,143	△
身分証明	5,911	5,911	5,911	5,911	△
戸籍閲覧	1,905	1,905	1,905	1,905	△

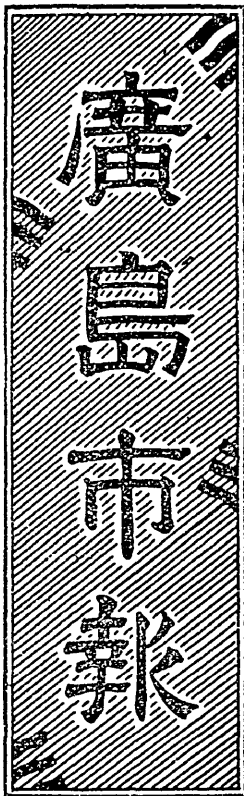
一、市内の出生と死亡から見た増減数
 男 一、二五八人 女 一、二八八人 計 二、五四六人
 一日平均八、四三人

一、前年右同
 男 一、四一人 女 一、五八八人 計 二、九九八人
 一日平均九、九六八

一、謄抄本作製数 一、二、四五四枚
 淨写 一〇、八五九枚 従事人員 延三、九四人
 一日平均 四七二、一枚 一日一人平均 二七、五枚

一、失期件数 一八件
 コピヤ謄写器 一、五九五枚

内 訳
 出生 一六件 死亡 二件
 一、() は本籍地以外での事件を本籍である本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分その他は二十三日分で計算したもの



号外

発行 昭和28年12月21日 (月曜日)

電話

- Telephone numbers for various departments: 代表 (2333), 市会 (2699), 事務局 (2677), 計書課 (2677), 事務課 (2677), 労保課 (2699), 社会課 (2699), 健康課 (2699), 市民課 (2699), 市民病舎 (2699), 警察 (2699), 消防 (2699), 水道 (2699), 東部復興事務所 (2699), 本道事務所 (2699), 市民文化会 (2699), 市民館 (2699), 市民局 (2699), 市民部 (2699), 市民所 (2699).

発行所 廣島市役所

廣島市風間人口調査結果の公表

昭和二十八年六月初頭、指定統計第六十三号として廣島市が実施した標記調査の結果をここに公表する。

今回公表する統計表は、未曾有の大戦災による人口の激減と、その後の市民復帰並びに他地からの大量の転入による急速なる人口増加、或いは大規模な都市計画の実施交通網の配備等に伴う都市形態の交遷を経た今日の廣島市の都市性格を、人的面から調査、把握して製表したものである。

この調査結果が、廣島市の都市的地域圏を知り、各種施設や交通の整備、産業の振興、消費力の測定、都市建設の指標上の資料となり、市と周辺各市町村との関連度合の確認の上に活用されることを期待する。

要項

一、調査の時期

昭和二十八年六月三日 午前〇時現在

二、調査の範囲

(イ) 地 域 廣島市内全域

(ロ) 調査の対象者

- 1、調査の時期に市内に常住する者
2、調査の時期に市外に常住している者で、前日(六月二日火曜)の午前六時から午後六時までの間(風間)に市内に通学、通勤またはきまつて業務のために通つた者。
3、一時現在者(左に掲げる二種)
◎六月三日午前〇時現在旅行中等でたまたま市内に滞在していた者で、前日

三、集計事項

集計事項は大別して次の五項目である。

- 1、廣島市風間人口
2、市部(町村)別流入、流出人口
3、産業別風間人口
4、利用交通機関別風間人口
5、廣島市原爆炸裂時に市内に在否の別
その他市外から通う者について、市内居住希望の有無

備考

1、この調査は、今年六月二日(火曜日)当日の風間(午前六時〜午後六時)の状況のみについて調査したものである。
2、本調査による風間人口総数は三五五、九七〇人であるが、これに、附帯調査による浮動的風間増加人口一六、二五〇人(但し、六月二日一四時現在で締切つた全交通機関別普通乗車船券による流入人口総計)を加えると、廣島市風間人口総数は三七二、二二〇人となる。(第七表参照)

Handwritten notes on the right margin.

第一節

廣 島 市 居 間 人 口 (その一)

出 張 所 別	市 内 常 住 人 口 (A)					流 入 人 口 (B)		(C)		廣 島 市 居 間 人 口 [A(a1-a2)+B+C]				
	總 數 ^{a1}	従 業 者 ^{a2}	通 学 者 ^{a3}	無 業 者 ^{a4}	全 国 時 間 通 じ て の 不 在 者 ^{a5}	總 數	従 業 者	一 時 現 在 者	總 數	従 業 者	通 学 者	無 業 者	一 時 現 在 者	
計	323,086	119,435	70,813	128,828	4,980	34,951	26,399	8,552	2,943	355,970	144,834	79,365	128,828	2,943
三 井 物 産 株 式 有 限 公 司	17,364	6,629	3,693	6,767	275	2,148	1,600	548	83	19,320	8,229	4,241	6,767	83
長 崎 商 事 會 社	9,766	3,167	2,437	3,982	180	182	58	124	53	9,821	3,225	2,561	3,982	53
基 礎 工 業 有 限 公 司	14,881	5,400	3,294	5,918	269	762	266	496	145	15,519	5,665	3,790	5,918	145
十 三 日 産 業 有 限 公 司	30,837	11,876	6,718	11,770	473	4,825	3,593	1,232	422	35,611	15,469	7,950	11,770	422
市 政 局	22,962	8,915	4,410	9,303	334	1,554	1,384	170	162	24,344	10,299	4,580	9,303	162
市 立 第 一 中 学 校	19,204	6,652	4,270	7,981	291	532	356	176	82	19,527	7,018	4,446	7,981	82
市 立 第 二 中 学 校	13,551	4,583	3,059	5,558	351	393	387	6	35	13,628	4,970	3,065	5,558	35
市 立 第 三 中 学 校	19,960	6,837	4,460	8,351	312	1,469	1,175	294	130	21,247	8,012	4,754	8,351	130
市 立 第 四 中 学 校	15,617	5,401	3,433	6,457	326	459	322	137	64	15,814	5,723	3,570	6,457	64
市 立 第 五 中 学 校	44,394	16,324	9,355	18,053	662	7,044	4,317	2,727	583	51,359	20,641	12,082	18,053	583
市 立 第 六 中 学 校	22,283	9,283	4,372	8,377	251	2,229	2,219	10	291	24,552	11,502	4,382	8,377	291
市 立 第 七 中 学 校	18,148	6,458	3,977	7,462	251	1,860	1,113	747	59	19,816	7,571	4,724	7,462	59
市 立 第 八 中 学 校	10,058	3,336	2,392	4,175	155	600	483	117	18	10,532	3,819	2,509	4,175	18
市 立 第 九 中 学 校	5,836	2,280	1,247	2,207	102	111	11	—	—	5,763	2,291	1,247	2,207	—
市 立 第 十 中 学 校	11,925	4,407	2,752	4,615	151	2,094	1,370	724	65	13,933	5,777	3,476	4,615	65
市 立 第 十 一 中 学 校	18,037	6,421	4,449	6,940	227	1,145	552	593	101	19,056	6,973	5,042	6,940	101
市 立 第 十 二 中 学 校	25,682	9,320	5,833	10,159	370	1,437	986	451	610	27,359	10,306	6,284	10,159	610
市 立 第 十 三 中 学 校	2,551	1,126	662	753	10	—	—	—	6	2,547	1,126	662	753	6
市 立 第 十 四 中 学 校	10	10	—	—	—	4,011	4,011	—	5	4,026	4,021	—	—	5
市 立 第 十 五 中 学 校	—	—	—	—	—	1,287	1,287	—	—	1,287	1,287	—	—	—
市 立 第 十 六 中 学 校	—	—	—	—	—	551	551	—	—	551	551	—	—	—
市 立 第 十 七 中 学 校	—	—	—	—	—	358	358	—	—	358	358	—	—	—

備考 この調査での居間総人口は、全居間期間を通じての不
在者を除外したものである。

別に浮動的に増加する人口 (附帯調査)	16,250
------------------------	--------

←買物・娯楽・訪問等のため調査当日市内に流入した者

第一表

広島市昼間人口 (その二)

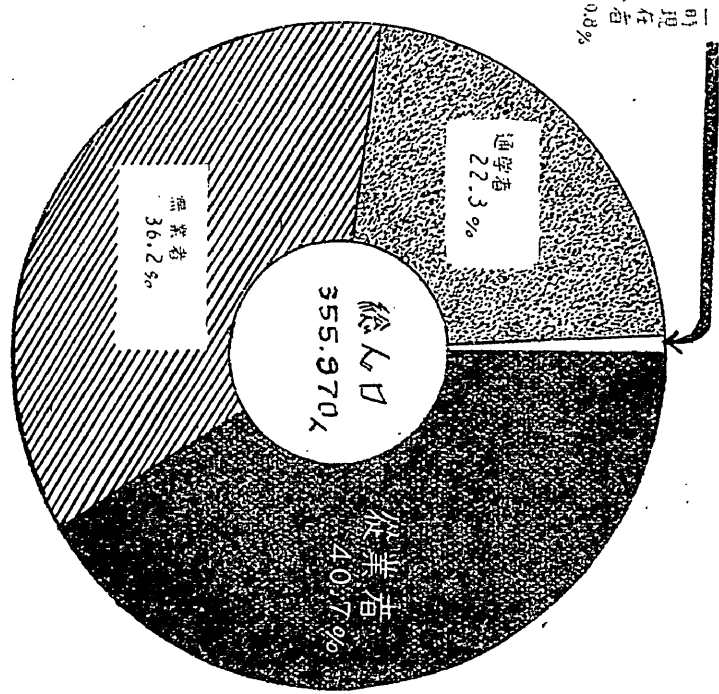
出張所別	状態別	(A) 市内常住人口																																					
		1. 市内常住人口									2. 流出人口												3. (1+2) 市内常住人口																
		計			従業者			通学者			無業者			イ. 流出総計 (ロ+ハ)			ロ. 流出人口			ハ. 全属間時間を通じての不在者			計			従業者			通学者			無業者							
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
総計	312,778	152,983	159,795	114,151	78,523	35,628	69,799	36,533	33,266	128,828	37,927	90,801	10,288	7,027	3,261	5,298	4,036	1,262	4,284	3,826	458	1,014	210	804	4,990	2,991	1,999	323,066	160,010	163,056	118,435	82,349	36,086	70,813	36,743	34,070	128,828		
三篠	16,760	8,142	8,618	6,394	4,433	1,961	3,599	1,809	1,790	6,767	1,900	4,867	604	384	220	329	221	108	235	204	31	94	17	77	275	163	112	17,364	8,526	8,838	6,629	4,637	1,992	3,693	1,826	1,867	6,778		
牛田	9,438	4,426	5,012	3,035	2,237	798	2,421	1,172	1,249	3,982	1,017	2,965	328	230	98	148	118	30	132	113	19	16	5	11	180	112	68	9,766	4,656	5,110	3,167	2,350	817	2,437	1,177	1,260	3,998		
尾長	14,250	6,784	7,466	5,088	3,592	1,496	3,244	1,572	1,672	5,918	1,620	4,298	631	474	157	362	307	55	312	279	33	50	28	22	269	167	102	14,881	7,258	7,623	5,400	3,871	1,529	3,294	1,600	1,694	5,998		
基町	30,024	14,198	15,826	11,578	7,442	4,136	6,676	3,286	3,390	11,770	3,470	8,300	813	565	248	340	276	64	298	264	34	42	12	30	473	289	184	30,837	14,763	16,074	11,876	7,706	4,170	6,718	3,298	3,420	11,778		
十日市	22,423	10,996	11,427	8,800	6,005	2,795	4,320	2,260	2,060	9,303	2,731	6,572	539	300	239	205	113	92	115	105	10	90	8	82	334	187	147	22,962	11,296	11,666	8,915	6,110	2,805	4,410	2,268	2,142	9,330		
己斐	18,528	8,876	9,652	6,451	4,415	2,036	4,096	2,145	1,951	7,981	2,316	5,665	676	363	313	385	193	192	211	183	28	174	10	164	291	170	121	19,204	9,239	9,965	6,662	4,598	2,064	4,270	2,155	2,115	7,998		
草津	12,856	6,272	6,584	4,427	3,081	1,346	2,871	1,554	1,317	5,558	1,637	3,921	695	298	397	344	130	214	156	112	44	188	18	170	351	168	183	13,551	6,570	6,981	4,583	3,193	1,390	3,059	1,572	1,487	5,565		
観音	19,453	9,829	9,624	6,725	5,189	1,536	4,377	2,275	2,102	8,351	2,365	5,986	507	308	199	195	109	86	112	107	5	83	2	81	312	199	113	19,960	10,137	9,823	6,837	5,296	1,541	4,460	2,277	2,183	8,333		
舟入	15,153	7,435	7,718	5,299	3,813	1,486	3,397	1,730	1,657	6,457	1,892	4,565	464	285	179	138	96	42	102	94	8	36	2	34	326	189	137	15,617	7,720	7,897	5,401	3,907	1,494	3,433	1,732	1,701	6,444		
本庁直轄区域	43,374	21,938	21,436	16,033	10,719	5,314	9,288	4,964	4,324	18,053	6,255	11,798	1,020	679	341	358	272	86	291	258	33	67	14	53	662	407	255	44,394	22,617	21,777	16,324	10,977	5,347	9,355	4,978	4,377	18,000		
段原	21,721	10,219	11,502	9,007	5,667	3,340	4,337	2,158	2,179	8,377	2,394	5,983	562	438	124	311	278	33	276	257	19	35	21	14	251	160	91	22,283	10,657	11,626	9,283	5,924	3,359	4,372	2,179	2,193	8,333		
比治山	17,531	8,786	8,745	6,128	4,604	1,524	3,941	2,116	1,825	7,462	2,066	5,396	617	468	149	366	326	40	330	308	22	36	18	18	251	142	109	18,148	9,254	8,894	6,458	4,912	1,546	3,977	2,134	1,843	7,444		
青崎	8,903	3,984	4,919	2,375	1,611	764	2,353	1,231	1,122	4,175	1,142	3,033	1,155	976	179	1,000	887	113	961	862	99	39	25	14	155	89	66	10,058	4,960	5,098	3,336	2,473	863	2,392	1,256	1,136	4,178		
仁保	5,609	2,634	2,975	2,157	1,398	759	1,245	632	613	2,207	604	1,603	227	174	53	125	116	9	123	115	8	2	1	1	102	58	44	5,836	2,808	3,028	2,280	1,513	767	1,247	633	614	2,228		
大河	11,564	5,747	5,817	4,208	2,959	1,249	2,741	1,494	1,247	4,615	1,294	3,321	361	294	67	210	196	14	199	186	13	11	10	1	151	98	53	11,925	6,041	5,884	4,407	3,145	1,262	2,752	1,504	1,248	4,666		
皆良	17,587	8,915	8,672	6,225	4,434	1,791	4,422	2,605	1,817	6,940	1,876	5,064	450	331	119	223	184	39	196	174	22	27	10	17	227	147	80	18,037	9,246	8,791	6,421	4,608	1,813	4,449	615	1,834	6,999		
宇品	25,057	12,478	12,579	9,088	6,243	2,845	5,810	3,154	2,656	10,159	3,081	7,078	625	452	173	255	211	44	232	202	30	23	9	14	370	241	129	25,682	12,930	12,752	9,320	6,445	2,875	5,833	3,163	2,670	10,157		
宇品	2,537	1,323	1,214	1,123	680	443	661	376	285	753	267	486	14	8	6	4	3	1	3	3	0	1	0	1	10	5	5	2,551	1,331	1,220	1,126	683	443	662	376	286	753		
特別調査区	10	1	9	10	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1	9	10	1	9	—	—	—	—		
国鉄関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
通商組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
失業対策事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
及び日雇関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市境調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三

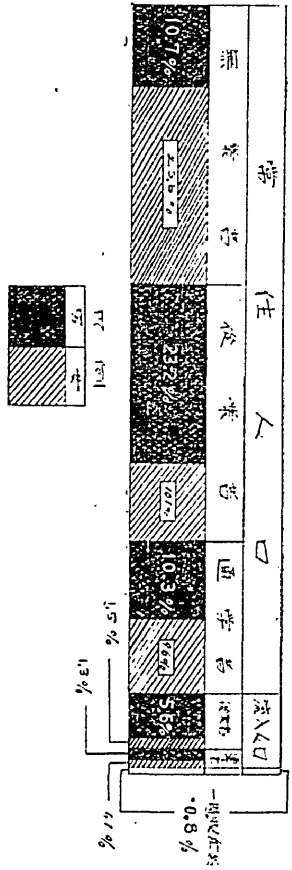
島 市 昼 間 人 口 (そ の 二)

内 常 住 人 口																							(B) 流 入 人 口									(C) 一 時 現 在 者										
2. 流 出 人 口											3. (1+2) 市 内 常 住 人 口												流 入 人 口																			
ハ. 全 屋 間 時 間 を 通 じ て の 不 在 者											計												計			従 業 者			通 学 者													
計	口. 流 出 人 口			従 業 者			通 学 者			計			従 業 者			通 学 者			無 業 者			全 屋 間 時 間 を 通 じ て の 不 在 者			計			従 業 者			通 学 者			計			従 業 者			通 学 者		
	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女					
3,261	5,288	4,036	1,262	4,284	3,826	458	1,014	210	804	4,990	2,991	1,999	323,066	160,010	163,056	118,435	82,349	36,086	70,813	36,743	34,070	128,828	37,927	90,901	4,990	2,991	1,999	34,951	25,924	9,027	26,399	21,165	5,234	8,552	4,759	3,793	2,943	1,839	1,104			
220	329	221	108	235	204	31	94	17	77	275	163	112	17,364	8,526	8,838	6,629	4,637	1,992	3,693	1,826	1,867	6,767	1,900	4,867	275	153	112	2,148	1,571	577	1,600	1,047	553	548	524	24	83	46	37			
98	148	118	30	132	113	19	16	5	11	180	112	68	9,766	4,656	5,110	3,167	2,350	817	2,437	1,177	1,260	3,982	1,017	2,965	180	112	68	182	52	130	58	52	6	124	0	124	53	28	25			
157	362	307	55	312	279	33	50	28	22	269	167	102	14,881	7,258	7,623	5,400	3,871	1,529	3,294	1,600	1,694	5,918	1,620	4,298	269	167	102	762	612	150	266	181	85	496	431	65	145	85	60			
248	340	276	64	298	264	34	42	12	30	473	289	184	30,837	14,763	16,074	11,876	7,706	4,170	6,718	3,298	3,420	11,770	3,470	8,300	473	289	184	4,825	2,914	1,911	3,593	2,866	727	1,232	48	1,184	422	305	117			
239	205	113	92	115	105	10	90	8	82	334	187	147	22,962	11,296	11,666	8,915	6,110	2,805	4,410	2,268	2,142	9,303	2,731	6,572	334	187	147	1,554	1,167	387	1,384	1,099	285	170	68	102	162	98	64			
313	385	193	192	211	183	28	174	10	164	291	170	121	19,204	9,239	9,965	6,662	4,598	2,064	4,270	2,155	2,115	7,981	2,316	5,665	291	170	121	532	302	230	356	283	73	176	19	157	82	34	48			
397	344	130	214	156	112	44	188	18	170	351	168	183	13,551	6,570	6,981	4,583	3,193	1,390	3,059	1,572	1,487	5,558	1,637	3,921	351	168	183	393	301	92	387	300	87	6	1	5	35	15	20			
199	195	109	86	112	107	5	83	2	81	312	199	113	19,960	10,137	9,823	6,837	5,296	1,541	4,460	2,277	2,183	8,351	2,365	5,986	312	199	113	1,469	1,341	128	1,175	1,091	84	294	250	44	130	80	50			
179	138	96	42	102	94	8	36	2	34	326	189	137	15,617	7,720	7,897	5,401	3,907	1,494	3,433	1,732	1,701	6,457	1,892	4,565	326	189	137	459	351	108	322	266	56	137	85	52	64	29	35			
341	358	272	86	291	258	33	67	14	53	662	407	255	44,394	22,617	21,777	16,324	10,977	5,347	9,355	4,978	4,377	18,053	6,255	11,798	662	407	255	7,044	5,830	1,214	4,317	3,490	827	2,727	2,340	387	583	296	287			
124	311	278	33	276	257	19	35	21	14	251	160	91	22,283	10,657	11,626	9,283	5,924	3,359	4,372	2,179	2,193	8,377	2,394	5,983	251	160	91	2,229	1,649	580	2,219	1,647	572	10	2	8	291	189	102			
149	366	326	40	330	308	22	36	18	18	251	142	109	18,148	9,254	8,894	6,458	4,912	1,546	3,977	2,134	1,843	7,462	2,066	5,396	251	142	109	1,860	969	891	1,113	918	195	747	51	696	59	27	32			
179	1,000	887	113	961	862	99	39	25	14	155	89	66	10,058	4,960	5,098	3,336	2,473	863	2,392	1,256	1,136	4,175	1,142	3,033	155	89	66	600	475	125	483	419	64	117	56	61	29	10	19			
53	125	116	9	123	115	8	2	1	1	102	58	44	5,836	2,808	3,028	2,280	1,513	767	1,247	633	614	2,207	604	1,603	102	58	44	11	11	0	11	11	0	0	0	0	0	0	18	9	9	
67	210	196	14	199	186	13	11	10	1	151	98	53	11,925	6,041	5,884	4,407	3,145	1,262	2,752	1,504	1,248	4,615	1,294	3,321	151	98	53	2,094	1,281	813	1,370	1,055	315	724	226	498	65	27	38			
119	223	184	39	196	174	22	27	10	17	227	147	80	18,037	9,246	8,791	6,421	4,608	1,813	4,449	615	1,834	6,940	1,876	5,064	227	147	80	1,145	786	359	552	381	171	593	405	188	101	54	47			
173	255	211	44	232	202	30	23	9	14	370	241	129	25,682	12,930	12,752	9,320	6,445	2,875	5,833	3,163	2,670	10,159	3,081	7,078	370	241	129	1,437	1,020	417	986	767	219	451	253	198	610	501	109			
6	4	3	1	3	3	0	1	0	1	10	5	5	2,551	1,331	1,220	1,126	683	443	662	376	286	753	267	486	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	1		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	9	10	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,011	3,844	167	4,011	3,844	167	-	-	-	5	1	4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,287	869	418	1,287	869	418	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551	298	253	551	298	253	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	358	281	77	358	281	77	-	-	-	-	-	-		

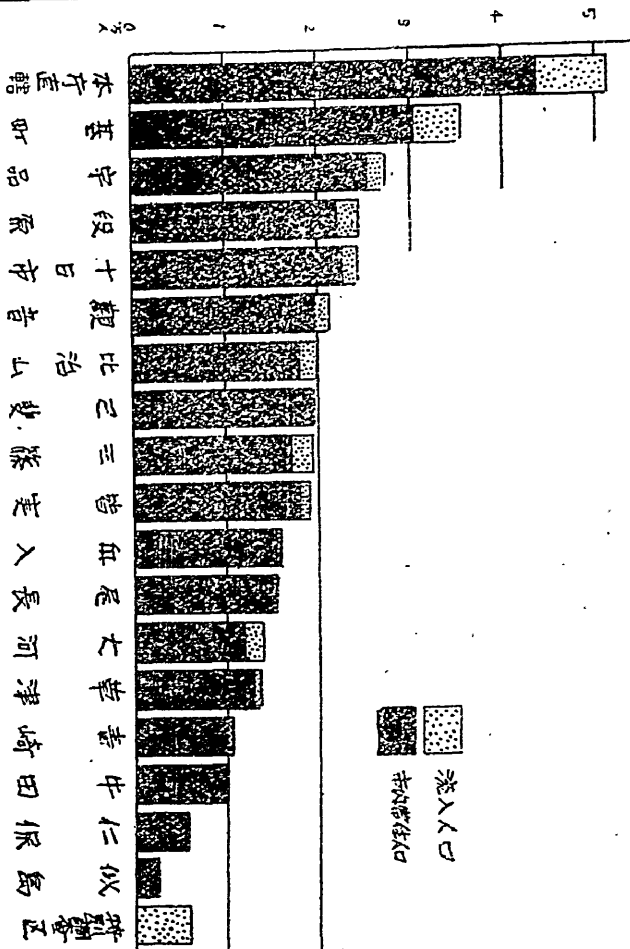
状態別基間人口 (その一)



状態別基間人口 (その二)



広島市出張所別昼間人口



広島市昼間人口 (第一表参照)

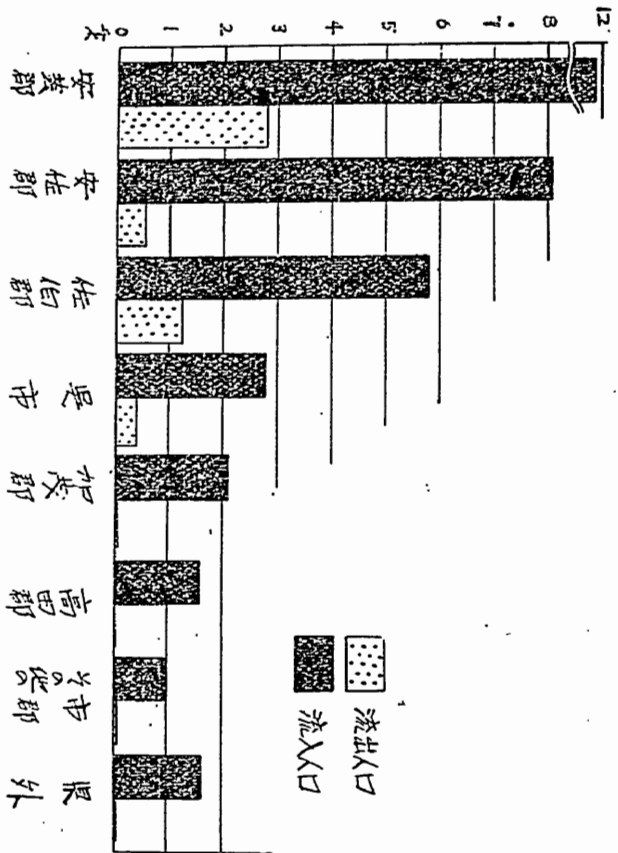
- 1、昼間人口総数 355,970人中
 従業者は 144,834人で全体の40.7%
 通学者は 79,365人で 22.3%
 無業者は 128,828人で 36.2%
 一時現在者は 2,943人で 0.8%
 である。
- 2、市の出張所管区別にみて、昼間、人口増加の最も多い地域は本庁直轄区域 (旧中央出張所管内) の7,044人を総額とし、基町出張所管内4,825人、段原管内2,229人、三保2,148人、大河2,094人がこれにつき、以下比治山、十日市、祝音、宇品、皆実、各出張所管内の順となる。
- 3、昼間人口総数355,970人中流入人口は、34,951人で全体の約10%を占めて居り、その内、従業者は25,399人、通学者は8,552人である。
- 4、流入従業者26,399人中、国鉄関係従業員だけで4,011人を占め全体の15.1%を占めているのは、注目に値する。

第二表

広島市と他市郡との流出入人口 (その一)

状態別 市郡別	流 出 人 口				流 入 人 口													
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女									
総 数	5,298	4,036	1,262	4,284	3,826	458	1,014	210	804	34,952	25,925	9,027	26,399	21,165	5,234	8,553	4,760	3,793
呉 市	401	359	42	357	323	34	44	36	8	2,798	2,300	498	2,182	1,927	255	616	373	243
三 原 市	8	8	0	8	8	0	0	0	0	61	54	7	51	49	2	10	5	5
尾 道 市	3	2	1	3	2	1	0	0	0	26	18	8	26	18	8	0	0	0
福 因 市	2	2	0	2	2	0	0	0	0	4	3	1	4	3	1	0	0	0
安 芸 市	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 伯 市	2,794	2,520	274	2,639	2,400	239	155	120	35	11,890	8,186	3,704	8,929	6,749	2,180	2,961	1,437	1,524
山 高 賀 郡	1,200	477	723	543	439	104	657	38	619	5,825	4,486	1,339	4,196	3,465	731	1,629	1,021	608
安 芸 郡	580	395	185	436	385	51	144	10	134	8,122	6,029	2,093	6,269	4,942	1,327	1,853	1,087	766
山 高 賀 郡	19	16	3	19	16	3	0	0	0	119	113	6	116	110	6	3	3	0
佐 伯 郡	16	11	5	13	11	2	3	0	3	1,582	1,245	337	1,231	1,053	178	351	192	159
山 高 賀 郡	73	61	12	68	59	9	5	2	3	2,092	1,553	539	1,406	1,186	220	686	367	319
安 芸 郡	15	11	4	14	11	3	1	0	1	321	275	46	274	247	27	47	28	19
高 賀 郡	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0
賀 賀 郡	1	1	0	0	0	0	1	0	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0
賀 賀 郡	2	1	1	1	1	0	1	0	1	4	4	0	4	4	0	0	0	0
賀 賀 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	9	1	8	8	0	2	1	1
賀 賀 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	11	11	0	1	1	0
賀 賀 郡	1	1	0	1	1	0	1	0	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0
賀 賀 郡	1	1	0	1	1	0	1	0	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0
賀 賀 郡	2	1	1	1	1	0	1	0	1	4	4	0	4	4	0	0	0	0
賀 賀 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	4	4	0	1	1	0
賀 賀 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	398	328	70	394	289	45	64	39	25
賀 賀 郡	13	12	1	13	12	1	0	0	0	44	37	7	42	37	5	2	0	2
賀 賀 郡	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1,629	1,258	371	1,302	1,053	249	327	205	122
賀 賀 郡	165	154	11	163	152	11	2	2	0									

市 郡 別 流 出 流 入 昼 間 人 口



広島市と他市郡との流出人口 (第二表参照)

- 1、流入人口総数34,952人の居住地をみると、最も多数を示すのは安芸郡であつて11,890人(流入人口総数に対し34%)を占め次に安佐郡の8,122人(23.2%)がこれにつき以下佐伯郡の5,825人(16.7%)
 吳市の2,798人(8.0%)
 賀茂郡の2,092人(6.0%)
 高田郡の1,582人(4.5%)
 双三郡の398人(1.1%)
 豊田郡の321人(0.9%)

山県郡の 119人 (0.34%)
 三原市の 61人 (0.17%)
 比婆郡の 44人

等の順となる。

なお、他県より流入する総数は1,629人で流入人口総数に対し、4.65%を占め、その中岩国市が582人を数えている。

2、流出人口総数5,298人中

安芸郡へ 2,794人(流出人口総数に対し52.7%) 流出し、過半数を占める。

次に佐伯郡へ 1,200人 (22.7%)
 安佐郡へ 580人 (10.9%)
 吳市へ 401人 (7.6%)
 賀茂郡へ 73人 (1.4%)

以下山県郡、高田郡、豊田郡、双三郡、三原市の順となる。

なお、他県へ流出する総数は165人で流出人口総数に対し3%を占め、その中、岩国市へ69人流出する。

3、流入人口総数34,952人中、従業者が26,399人で75.5%、通学者が8,553人で24.5%である。

4、流出人口総数5,351人中、従業者が4,287人で80.1%、通学者1,064人で19.9%である。

5、流入従業者数26,399人中安芸郡からの流入が8,929人で首位を占め、以下安佐郡、佐伯郡、吳市、賀茂郡、高田郡…の順となる。

流入通学者数3,553人中安芸郡からの流入が2,961人で首位を占め、以下安佐郡、佐伯郡、賀茂郡、吳市…の順となる。

6、流出従業者数4,284人中安芸郡への流出が2,689人で首位を占め、以下佐伯郡、安佐郡、吳市の順となる。

流出通学者数1,014人中佐伯郡への流出が557人で圧倒的である。しかもその中女が519人を占める。

第二表

広島市から他市町村への流出人口 (その二)

状態別 市町村別	従業者			通学者			合計	状態別 市町村別	従業者			通学者			合計	状態別 市町村別	従業者			通学者			合計								
	計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女		計	男	女					
呉市	357	323	34	44	36	8	401	入木村	12	11	1	1	1	0	13	西町	2	2	0	0	0	0	2	豊栄町	2	0	2	0	0	0	2
三原市	8	8	0	0	0	0	8	緑井村	7	6	1	0	0	0	7	上村	25	22	3	1	1	0	26	大草村	1	0	1	0	0	0	1
尾道市	3	2	1	0	0	0	3	安村	4	3	1	1	0	1	5	原村	5	5	0	0	0	0	5	本郷町	1	1	0	0	0	0	1
福山市	2	2	0	0	0	0	2	伴村	2	2	0	0	0	0	2	安芸津町	1	1	0	0	0	0	1	忠海町	2	2	0	0	0	0	2
因島市	2	2	0	0	0	0	2	戸山村	3	3	0	0	0	0	3	屋村	1	1	0	0	0	0	1	吉名村	3	3	0	0	0	0	3
佐伯郡計	543	439	104	657	38	619	2,000	小河内村	1	1	0	0	0	0	1	屋村	2	2	0	0	0	0	2	大長村	1	1	0	0	0	0	1
井口村	27	14	13	563	13	550	590	飯室村	5	5	0	0	0	0	5	屋村	2	1	1	0	0	0	2	木ノ江町	2	2	0	0	0	0	2
五日市町	111	83	28	68	7	61	179	龜山村	3	3	0	0	0	0	3	向村	1	0	1	0	0	0	1	御調郡計	1	1	0	0	0	0	1
石内村	3	2	1	0	0	0	3	三入村	1	1	0	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	市村	1	1	0	0	0	0	1
河内村	3	3	0	0	0	0	3	可部町	103	91	12	2	0	0	103	向村	1	0	1	0	0	0	1	世羅郡計	0	0	0	0	0	0	0
入橋村	10	8	2	0	0	0	10	深川村	9	9	0	0	0	0	9	向村	1	0	1	0	0	0	1	沼隈郡計	1	1	0	0	0	0	1
観音村	6	5	1	2	0	2	8	狩小川村	3	3	0	0	0	0	3	向村	1	0	1	0	0	0	1	神村	1	1	0	0	0	0	1
廿日市町	180	157	23	21	17	4	201	福木村	1	0	1	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	深安郡計	0	0	0	1	1	0	1
平良村	28	24	4	0	0	0	28	落合村	4	4	0	0	0	0	4	向村	1	0	1	0	0	0	1	大津野村	0	0	0	1	1	0	1
原村	1	1	0	0	0	0	1	口田村	10	9	1	0	0	0	10	向村	1	0	1	0	0	0	1	産品郡計	1	1	0	1	0	1	2
宮内村	2	1	1	0	0	0	2	安芸郡計	2,639	2,400	239	155	120	35	2,794	向村	1	0	1	0	0	0	1	府中町	0	0	0	1	0	1	1
地御前村	30	14	16	1	0	1	31	戸坂村	9	8	1	2	0	2	向村	1	0	1	1	0	1	2	国府村	1	1	0	0	0	0	1	
大野町	26	20	6	0	0	0	26	中山村	5	3	2	3	1	1	向村	1	0	1	1	0	1	3	神石郡計	0	0	0	0	0	0	0	
玖波町	11	10	1	0	0	0	11	温品村	16	10	6	0	0	0	16	向村	1	0	1	0	0	0	1	甲奴郡計	0	0	0	0	0	0	0
小方町	9	9	0	0	0	0	9	府中町	1,942	1,764	178	64	44	20	2,006	向村	1	0	1	0	0	0	1	比婆郡計	1	1	0	1	1	0	2
大竹町	59	55	4	1	1	0	60	船越町	380	359	21	10	7	3	390	向村	1	0	1	0	0	0	1	東城町	0	0	0	1	1	0	1
粟谷村	1	1	0	0	0	0	1	海田市町	172	155	17	45	38	7	217	向村	1	0	1	0	0	0	1	比和町	1	1	0	0	0	0	1
砂谷村	5	3	2	0	0	0	5	東海田町	11	10	1	31	30	1	42	向村	1	0	1	0	0	0	1	他県市郡計	163	152	11	2	2	0	165
水内村	4	3	1	0	0	0	4	畑賀村	6	3	3	0	0	0	6	向村	1	0	1	0	0	0	1	山口県岩国市	69	65	4	0	0	0	69
上水内村	1	1	0	0	0	0	1	中野村	4	4	0	0	0	0	4	向村	1	0	1	0	0	0	1	光市	1	1	0	0	0	0	1
玖島村	1	1	0	0	0	0	1	瀬野村	10	8	2	0	0	0	10	向村	1	0	1	0	0	0	1	下松市	1	1	0	0	0	0	1
友和村	1	1	0	0	0	0	1	熊野町	1	1	0	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	徳山市	2	2	0	0	0	0	2
津田町	3	3	0	0	0	0	3	矢野町	15	12	3	0	0	0	15	向村	1	0	1	0	0	0	1	山口市	1	1	0	0	0	0	1
四和村	2	2	0	0	0	0	2	坂町	40	38	2	0	0	0	40	向村	1	0	1	0	0	0	1	玖珂郡	12	10	2	0	0	0	12
吉和村	2	1	1	0	0	0	2	天応町	7	4	3	0	0	0	7	向村	1	0	1	0	0	0	1	吉敷郡	1	1	0	0	0	0	1
宮島町	16	16	0	1	0	1	17	江田島町	18	18	0	0	0	0	18	向村	1	0	1	0	0	0	1	美彌郡	1	1	0	0	0	0	1
中村	1	1	0	0	0	0	1	音戸町	1	1	0	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	市郡不明	69	64	5	2	2	0	71
安佐郡計	436	385	51	144	10	134	580	向村	1	1	0	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	島根県	3	3	0	0	0	0	3
祇園町	227	201	26	137	7	130	364	倉橋島村	1	1	0	0	0	0	1	向村	1	0	1	0	0	0	1	鳥取県	2	2	0	0	0	0	2
古市町	32	26	6	3	0	3	35	賀茂郡計	68	59	9	5	2	3	向村	1	0	1	0	0	0	1	岐阜県	1	1	0	0	0	0	1	
川内村	9	7	2	0	0	0	9	西条町	26	23	3	4	1	1	向村	1	0	1	0	0	0	1									

町村名は掲載を省略しているが、その郡名は掲げてある。

第二表

広島市へ他市町村からの流入人口

市町村別	従業者			通学者			合計	市町村別	従業者			通学者			合計	市町村別	従業者			通学者			合計	市町村別	従業者			通学者			合計	市町村別	従業者			通学者			合計
	計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女			計	男	女	計	男	女	
呉市	2,182	1,927	255	616	373	243	2,798	深江村	33	30	3	3	2	1	36	熊野跡村	35	29	6	21	8	13	56	西志和村	86	82	4	34	16	18	120	殿賀村	2	2					
三原市	51	49	2	10	5	5	61	大柿町	87	77	10	12	6	6	99	熊野町	117	114	3	48	28	20	165	高田郡計	1,231	1,053	178	351	192	159	1,582	筒賀村	4	3					
尾道市	26	18	8	0	0	0	26	飛渡瀬村	11	9	2	2	2	0	13	昭和村	26	26	0	6	3	3	32	吉田町	106	103	3	10	8	2	116	戸河内町	29	29					
沼山市	4	3	1	0	0	0	4	安佐郡計	6,269	4,942	1,327	1,853	1,087	766	8,122	矢野町	715	528	187	238	111	127	953	刈田村	17	14	3	1	0	1	18	雄鹿原村	3	3					
因島市	0	0	0	0	0	0	0	祇園町	1,868	1,398	470	474	287	187	2,342	坂町	1,299	860	439	360	167	193	1,659	根野村	25	22	3	2	2	0	27	大朝町	15	15					
佐伯郡計	4,196	3,465	731	1,629	1,021	608	5,825	古市町	469	355	114	149	92	57	618	天応町	268	214	54	69	34	35	337	横田村	4	4	0	0	0	0	4	新庄村	6	6					
井口村	196	152	44	34	19	15	230	川内村	291	240	51	80	55	25	371	江田島町	117	101	16	161	82	79	278	本村	4	4	0	0	0	0	4	川迫村	4	4					
五日市町	1,050	875	175	362	236	126	1,412	入木村	252	188	64	62	42	20	314	菅戸町	25	22	3	1	0	1	26	北村	1	1	0	0	0	0	1	入重町	8	7					
石内村	47	43	4	22	20	2	69	緑井村	376	277	99	72	40	32	448	向村	5	2	3	1	1	0	6	生桑村	2	2	0	0	0	0	2	壬生町	9	9					
河内村	58	54	4	17	15	2	75	安村	493	403	90	93	64	29	586	上瀬川島村	3	3	0	0	0	0	3	川根村	2	2	0	0	0	0	2	南方村	4	4					
入幡村	108	95	13	71	44	27	179	伴村	196	177	19	77	57	20	273	倉橋町	5	5	0	0	0	0	5	来原村	6	5	1	0	0	0	6	本地村	3	3					
観音村	208	177	31	63	53	10	271	戸山村	27	23	4	1	1	0	28	下瀬川島村	83	32	51	3	1	2	86	船佐村	3	3	0	0	0	0	3	吉坂村	1	1					
廿日市町	294	227	67	136	86	50	430	久地村	44	39	5	24	18	6	68	賀茂郡計	1,406	1,186	220	686	367	319	2,092	甲立町	40	33	7	9	4	5	49	原村	4	4					
平良村	220	173	47	82	52	30	302	日浦村	57	47	10	22	16	6	79	西条町	360	291	69	174	84	90	534	小田村	142	128	14	24	9	15	166	都谷村	2	1					
原村	12	11	1	8	7	1	20	小河内村	-6	5	1	7	2	5	13	寺西町	108	84	24	49	25	24	157	向原町	219	193	26	54	39	15	273	安野村	11	9					
宮内村	141	122	19	33	26	7	174	鈴張村	24	24	0	5	3	2	29	川上村	189	159	30	127	68	59	316	有保村	30	26	4	9	6	3	39	豊田郡計	274	247					
地御前村	192	162	30	83	50	33	275	飯室村	62	51	11	26	19	7	88	原村	116	109	7	62	30	32	178	井原村	151	125	26	71	39	32	222	田万里村	0	0					
大野町	513	422	91	150	94	56	663	龜山村	180	135	45	39	34	5	219	吉川村	23	22	1	5	4	1	28	志屋村	38	33	5	7	4	3	45	小谷村	52	46					
玖波町	119	91	28	66	46	20	185	大林村	41	36	5	18	16	2	59	郷田村	14	13	1	11	7	4	25	高南村	183	148	35	56	27	29	239	入野村	42	38					
小方町	55	47	8	85	51	34	140	三入村	123	103	20	25	15	10	148	板城村	20	19	1	6	3	3	26	三田村	258	207	51	108	54	54	365	河内町	45	42					
大竹町	238	202	36	98	53	45	336	可部町	615	518	97	148	90	58	763	上黒瀬村	6	6	0	4	1	3	10	双三郡計	334	289	45	63	38	25	397	戸野村	8	8					
栗谷村	2	1	1	0	0	0	2	深川村	241	184	57	99	48	51	340	乃美尾村	3	3	0	1	0	1	4	板木村	8	8	0	2	2	0	10	久芳村	1	1					
砂谷村	11	11	0	1	1	0	12	狩小川村	255	208	47	159	60	99	414	中黒瀬村	7	7	0	1	1	0	8	川地村	89	75	14	20	13	7	109	豊栄町	9	9					
水内村	8	8	0	3	1	2	11	福木村	166	144	22	81	44	37	247	郷原村	7	4	3	1	0	1	8	酒河村	18	17	1	0	0	0	18	榎梨村	3	3					
上水内村	8	8	0	1	0	1	9	落合村	207	164	43	93	40	53	300	川尻町	41	31	10	8	5	3	49	十日市町	112	98	14	21	16	5	133	豊田村	14	13					
玖島村	9	6	3	0	0	0	9	口田村	275	222	53	101	43	58	376	安登村	15	15	0	2	2	0	17	三次町	71	64	7	12	2	10	83	大草村	1	1					
友和村	11	10	1	5	5	0	16	安芸郡計	8,929	6,749	2,180	2,961	1,437	1,524	11,890	安浦町	31	28	3	10	6	4	41	河内村	4	3	1	1	1	0	5	船木村	7	6					
浅原村	1	1	0	0	0	0	1	戸坂村	276	218	58	90	44	46	366	安芸津町	38	26	12	9	7	2	47	吉舎町	9	6	3	0	0	0	9	高坂村	3	3					
津田町	6	6	0	2	2	0	8	中山村	312	239	73	104	48	56	416	竹原町	19	16	3	4	0	4	23	和田村	2	1	1	1	1	0	3	本郷町	25	22					
四和村	6	6	0	0	0	0	6	温品村	394	351	43	99	51	48	493	東野村	2	2	0	1	0	1	3	三良坂町	9	5	4	0	0	0	9	北方村	9	8					
吉和村	6	4	2	0	0	0	6	府中町	1,713	1,374	339	712	325	387	2,425	賀永村	11	11	0	5	3	2	16	和杉村	1	1	0	0	0	0	1	南方村	4	4					
宮島町	196	165	31	84	50	34	280	船越町	1,404	1,028	376	319	176	143	1,723	下三永村	9	9	0	15	8	7	24	神杉村	1	1	0	0	0	0	1	沼田東村	3	3					
高田村	53	39	14	59	28	31	112	海田市町	642	458	184	237	128	109	879	西高屋村	120	91	29	64	44	20	184	田幸村	1	1	0	1	1	0	2	幸崎町	0	0					
中村	77	70	7	32	21	11	109	東海田町	514	405	109	120	60	60	634	東高屋村	93	81	12	42	21	21	135	川西村	3	3	0	0	0	0	3	忠海町	5	5					
鹿川町	30	20	10	15	5	10	45	細賀村	196	137	59	62	27	35	258	造賀村	26	23	3	18	7	11	44	栗屋村	9	9	0	7	3	4	16	大乗村	1	1					
三高村	74	39	35	76	29	47	150	中野村	443	335	108	178	81	97	621	東志和村	34	28	6	18	8	10	52	山縣郡計	116	110	6	3	3	0	119	吉名村	9	7					
沖村	116	102	14	24	17	7	140	瀬野村	337	268	69	132	62	70	469	志和堀村	26	24	2	24	15	9	50	加計町	11	10	1	0	0	0	11	豊浜村	16	13					

備考 該当者の一人もない町村名は掲載を省略しているが、その郡名は掲げてある。

他 市 町 村 か ら の 流 入 人 口 (その二)

学 者 合 計				状態別			従 業 者			通 学 者			合 計			状態別				従 業 者			通 学 者			合 計									
男	女	計	市町村別	計	男	女	計	男	女	計	市町村別	計	男	女	計	市町村別	計	男	女	計	市町村別	計	男	女	計	市町村別	計	男	女	計	市町村別	計	男	女	計
8	13	56	西志和村	86	82	4	34	16	18	120	殿賀村	2	2	0	0	0	2	大崎南村	3	3	0	0	0	0	3	比婆郡計	42	37	5	2	0	2	44		
28	20	165	高田郡計	1,231	1,053	178	351	192	159	1,582	筒賀村	4	3	1	1	1	5	中野村	7	7	0	0	0	0	7	庄原町	15	14	1	1	0	1	16		
3	3	32	吉田町	106	103	3	10	8	2	116	戸河内町	29	29	0	0	0	29	東野村	1	1	0	0	0	0	1	高村	4	1	3	0	0	0	4		
111	127	953	刈田村	17	14	3	1	0	1	18	雄鹿原村	3	3	0	0	0	3	木ノ江町	2	1	1	0	0	0	2	西条町	10	10	0	0	0	0	10		
167	193	1,659	根野村	25	22	3	2	2	0	27	大朝町	15	15	0	0	0	15	瀬戸田町	3	2	1	0	0	0	3	山内東村	6	6	0	1	0	1	7		
34	35	337	横田村	4	4	0	0	0	0	4	新庄村	6	6	0	0	0	6	御調郡計	4	4	0	0	0	0	4	山内西村	2	2	0	0	0	0	2		
82	79	278	本村	4	4	0	0	0	0	4	川迫村	4	4	0	0	0	4	木ノ庄村	1	1	0	0	0	0	1	山内北村	1	0	1	0	0	0	1		
0	1	26	北村	1	1	0	0	0	0	1	入重町	8	7	1	0	0	8	向島町	2	2	0	0	0	0	2	入幡村	2	2	0	0	0	0	2		
0	0	3	生桑村	2	2	0	0	0	0	2	壬生町	9	9	0	1	1	10	美ノ郷村	1	1	0	0	0	0	1	田森村	1	1	0	0	0	0	1		
0	0	5	川根村	2	2	0	0	0	0	2	南方村	4	4	0	0	0	4	世羅郡計	8	8	0	2	1	1	10	口南村	1	1	0	0	0	0	1		
0	0	86	来原村	6	5	1	0	0	0	6	本地村	3	3	0	0	0	3	津名村	6	6	0	1	1	0	7	他縣市郡計	1,302	1,053	249	327	205	122	1,629		
1	2	86	船佐村	3	3	0	0	0	0	3	吉坂村	1	1	0	0	0	1	神田村	1	1	0	0	0	0	1	山口県岩国市	43	342	89	161	139	22	592		
367	319	2,092	甲立町	40	33	7	9	4	5	49	原村	4	4	0	0	0	4	東太田村	1	1	0	0	0	0	1	光市	57	54	3	0	0	0	57		
84	90	534	小田村	142	128	14	24	9	15	165	都谷村	2	1	1	0	0	2	小国村	0	0	0	1	0	1	1	徳山市	10	10	0	0	0	0	10		
25	24	157	向原町	219	193	26	54	39	15	273	安野村	11	9	2	1	1	12	沼隈郡計	11	11	0	1	1	0	12	下松市	10	9	1	0	0	0	10		
68	59	316	有保村	30	26	4	9	6	3	39	豊田郡計	274	247	27	47	28	19	321	松永町	3	3	0	1	1	0	4	下関市	16	16	0	0	0	0	16	
30	32	178	井原村	151	125	26	71	39	32	222	田万里村	0	0	0	1	1	1	1	本郷村	2	2	0	0	0	0	2	防府市	6	6	0	0	0	0	6	
4	1	28	志屋村	38	33	5	7	4	3	45	小谷村	52	46	6	7	2	5	59	津之郷村	3	3	0	0	0	0	3	大島郡	36	29	7	1	1	0	37	
7	4	25	高南村	183	148	35	56	27	29	239	入野村	42	38	4	8	5	3	50	瀬戸村	1	1	0	0	0	0	1	熊毛郡	73	69	4	7	6	1	80	
3	3	26	三田村	258	207	51	108	54	54	365	河内町	45	42	4	10	7	3	56	赤坂村	1	1	0	0	0	0	1	吉敷郡	2	2	0	0	0	0	2	
0	1	4	双三郡計	334	289	45	63	38	25	397	戸野村	8	8	0	2	0	2	10	金江村	1	1	0	0	0	0	1	玖珂郡	372	262	110	46	36	10	418	
1	1	8	板木村	8	8	0	2	2	0	10	久芳村	1	1	0	0	0	0	1	深安郡計	6	6	0	0	0	0	6	阿武郡	1	1	0	0	0	0	1	
1	1	8	川地村	89	75	14	20	13	7	109	豊栄町	9	9	0	1	1	0	10	神辺町	1	1	0	0	0	0	1	豊浦郡	1	1	0	0	0	0	1	
8	5	3	酒河村	18	17	1	0	0	0	18	榎梨村	3	3	0	1	0	1	4	大津野村	2	2	0	0	0	0	2	市郡不明	174	142	32	112	23	89	286	
2	2	0	十日市町	112	98	14	21	16	5	133	豊田村	14	13	1	6	4	2	20	御幸村	1	1	0	0	0	0	1	(山口県計)	(1,189)	(943)	(246)	(327)	(205)	(122)	(1,516)	
0	6	4	三次町	71	64	7	12	2	10	83	大草村	1	1	0	0	0	0	1	御野村	1	1	0	0	0	0	1	岡山県	30	30	0	0	0	0	30	
9	7	2	河内村	4	3	1	1	1	0	5	船木村	7	6	1	1	0	1	8	湯田村	1	1	0	0	0	0	1	島根県	27	26	1	0	0	0	27	
4	0	4	吉舎町	9	6	3	0	0	0	9	高坂村	3	3	0	0	0	0	3	厩品郡計	4	4	0	0	0	0	4	愛媛県	28	26	2	0	0	0	28	
1	0	1	三良坂町	9	5	4	0	0	0	9	本郷町	25	22	3	6	5	1	31	宜山村	1	1	0	0	0	0	1	大分県	13	13	0	0	0	0	13	
5	3	2	和田村	2	1	1	1	1	0	3	北方村	9	8	1	0	0	0	9	近田村	1	1	0	0	0	0	1	滋賀県	5	5	0	0	0	0	5	
5	8	7	神杉村	1	1	0	0	0	0	1	南方村	4	4	0	1	0	1	5	戸手村	2	2	0	0	0	0	2	宮崎県	4	4	0	0	0	0	4	
44	20	184	田幸村	1	1	0	1	1	0	2	沼田東村	3	3	0	1	1	0	4	神石郡計	0	0	0	0	0	0	0	兵庫県	2	2	0	0	0	0	2	
2	21	135	川西村	3	3	0	0	0	0	3	幸崎町	0	0	0	1	1	0	1	甲奴郡計	4	4	0	1	1	0	5	京都府	2	2	0	0	0	0	2	
8	7	11	栗屋村	9	9	0	7	3	4	16	忠海町	5	5	0	0	0	0	5	上下町	2	2	0	0	0	0	2	大阪府	1	1	0	0	0	0	1	
8	8	10	山縣郡計	116	110	6	3	3	0	119	大乗村	1	1	0	0	0	1	1	潜嶽村	2	2	0	0	0	0	2	熊本県	1	1	0	0	0	0	1	
15	9	50	加計町	11	10	1	0	0	0	11	吉名村	9	7	2	1	1	0	10	上川村	0	0	0	1	1	0	1									
											豊浜村	16	13	3	0	0	16																		

第三表

広島市産業別昼間人口(その一)

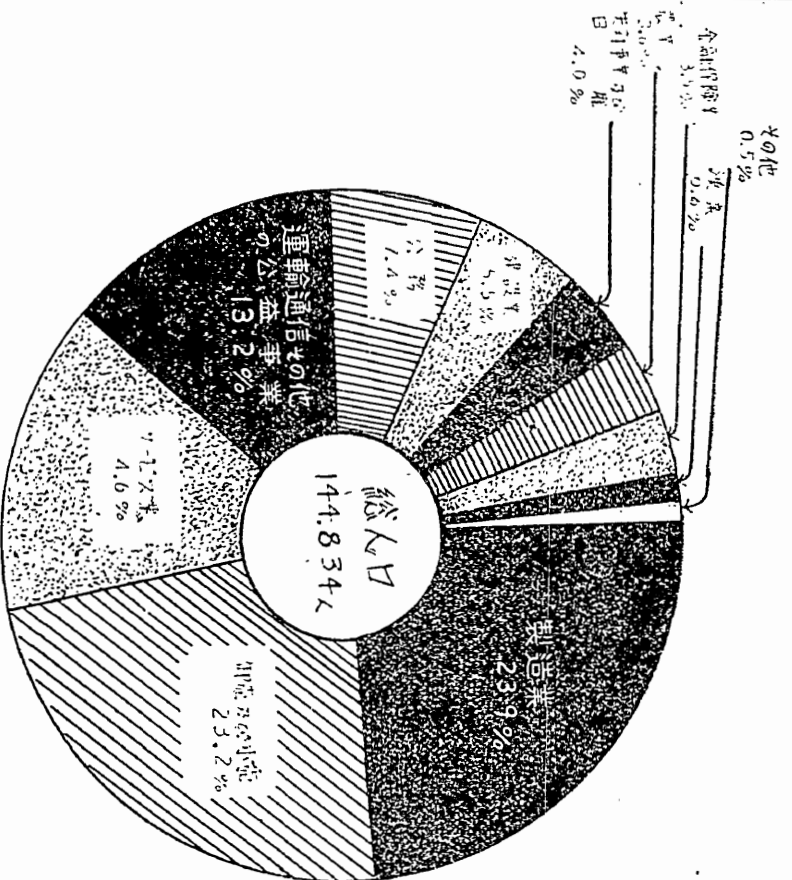
産業大分類	状態別	従業者数		流入数		業者数		市内常住業者数		
		総	男	女	総	男	女	総	男	女
総計		144,834	103,514	41,320	26,399	21,165	5,234	116,435	82,349	36,086
A 農		5,248	2,867	2,381	979	767	212	4,269	2,100	2,169
B 林業及び狩猟業		27	24	3	3	3	—	24	21	3
C 漁業及び水産殖産業		865	673	192	1	1	—	864	672	192
D 鉱業		160	134	26	40	27	13	120	107	13
E 建設業		7,892	7,327	565	1,048	949	99	6,844	6,378	466
F 製造業		34,424	26,713	7,711	5,644	4,358	1,286	28,780	22,355	6,425
G 卸売及び小売業		33,653	20,589	13,064	4,889	3,473	1,416	28,764	17,116	11,648
H 金融及び保険業		5,428	3,705	1,723	1,207	841	366	4,221	2,864	1,357
I 不動産業		204	172	32	21	18	3	183	154	29
J 運輸通信及びその他業		19,121	17,081	2,040	7,006	6,519	487	12,115	10,562	1,553
K サービス業		21,120	11,471	9,649	2,160	1,502	658	18,960	9,969	8,991
L 公務		10,749	9,022	1,727	2,765	2,345	420	7,984	6,677	1,307
N 駐留軍関係		162	137	25	—	—	—	162	137	25
O 失業対策事業及び 日雇		5,633	3,496	2,137	631	357	274	5,002	3,139	1,863
M 分類不能の産業		148	103	45	5	5	—	143	98	45

備考 NとOは特に附加したものである。

出張所別 産業大分類	総数	三 篠	牛 田	尾 長	基 町	十日 市	己 斐	草 津	祝 香	舟 入	本庄 原	原	比 治	苜 崎	仁 保	大 河	皆 実	宇 品	似 島	特別調査区
総	144,834	8,229	3,225	5,866	15,469	10,299	7,018	4,970	8,012	5,723	20,641	11,502	7,571	3,819	2,291	5,777	6,973	10,306	1,126	6,217
A 農	5,248	581	168	319	27	166	778	473	380	152	240	157	114	219	532	164	33	97	458	190
B 林業及び狩猟業	27	/	/	/	/	5	3	/	/	/	3	/	/	/	3	2	/	3	/	/
C 漁業及び水産物卸業	865	/	/	2	/	/	/	257	/	180	5	5	5	28	199	115	5	17	49	/
D 飲	160	4	17	10	37	15	2	/	8	2	20	32	5	/	/	/	2	5	/	/
E 建設業	7,892	457	202	349	824	527	271	237	416	321	1,564	765	374	168	100	182	470	621	24	/
F 製造業	34,424	2,890	398	1,411	2,029	3,155	1,408	1,108	4,402	2,208	3,214	1,560	2,872	1,778	355	1,057	1,835	2,717	27	/
G 卸売及び小売業	33,653	1,812	581	865	4,404	3,537	1,824	1,355	1,055	924	6,102	4,440	1,168	493	258	638	1,193	1,554	37	1,413
H 金融及び保険業	5,428	211	219	170	973	246	300	168	233	175	1,264	328	208	94	53	129	309	347	/	/
I 不動産業	204	14	7	4	21	25	9	2	6	4	34	25	8	/	3	4	12	25	/	/
J 運輸通信その他の業	19,121	623	678	1,053	1,972	510	565	419	355	439	2,400	1,224	1,095	325	228	437	995	1,411	357	4,035
K サービス業	21,120	1,080	468	869	2,883	1,556	980	582	688	657	3,896	2,287	854	357	224	925	1,124	1,595	95	/
L 公務	10,749	306	382	297	1,859	293	267	211	270	428	1,352	419	640	197	139	1,850	754	1,077	8	/
N 駐留関係	162	4	6	12	20	/	5	7	3	4	18	12	10	8	8	25	4	15	/	/
O 失業対策事業及び雇	5,633	244	98	304	406	253	604	144	193	228	483	240	219	145	188	238	206	793	69	579
P 分類不能の産業	148	/	/	/	14	11	/	7	/	/	26	7	3	6	/	10	30	29	/	/

備考 NとOは特に附加したものである。

産業別基間人口



次にサービス業の21,120人 (14.6%) 運輸通信及びその他の公益事業の19,121人 (13.2%) 公務の10,749人 (7.4%) 建設業の7,892人 (5.5%) 金融及び保険業の5,428人 (3.6%) 農業の5,248人 (3.5%)である。

3、昭和25年国勢調査10%抽出集計結果による全国市郡平均産業別従業者割合によると、全産業中製造業の占める割合は27.7%卸売及び小売業は19.7%であるが、広島市においては産業別基間人口中製造業は23.9%、卸売及び小売業が23.2%を占めている。この二点だけでも、広島市が生産都市ではなく、商業都市の性格を有していることを明確に示している。

4、ここに注目すべきは、総従業者中、失業対策事業従業者及び雇員が5,633人 (4%) を占めていることである。

産業別基間人口 (第三表参照)

- 1、産業別基間人口総数144,834人中、流入従業者は26,399人で全体の18.2%を占めている。
- 2、雇員人口中の従業者144,834人を産業大分類によつて分つと最も多数を数えるのは製造業で34,424人で、総従業者中23.9%を占め、次いで卸売及び小売業の33,653人 (23.2%) となり、製造業とほとんど差がない。

第四表

広島市利用交通機関別昼間人口

(号外)

交通機関別	数			流入人口			市内常住人口		
	総数	従業者	通学者	総数	従業者	通学者	総数	従業者	通学者
総計	202,098	116,887	85,211	48,254	34,803	13,451	153,844	82,084	71,760
汽車	23,936	17,145	6,791	19,135	13,634	5,501	4,801	3,511	1,290
市内電車	27,565	17,092	10,473	7,267	3,865	3,402	20,298	13,227	7,071
宮島線(電鉄)	6,031	3,795	2,236	2,607	1,882	725	3,424	1,913	1,511
可部線(国電)	3,900	2,669	1,231	3,424	2,357	1,067	476	312	164
バス	24,248	19,058	5,190	8,285	6,725	1,560	15,963	12,333	3,630
船	2,231	1,660	571	1,461	1,020	441	770	640	130
自転車	29,065	26,514	2,551	4,182	3,618	564	24,883	22,896	1,987
徒歩のみ	82,972	26,876	56,096	1,011	830	181	81,961	26,046	55,915
その他	2,150	2,078	72	882	872	10	1,268	1,206	62

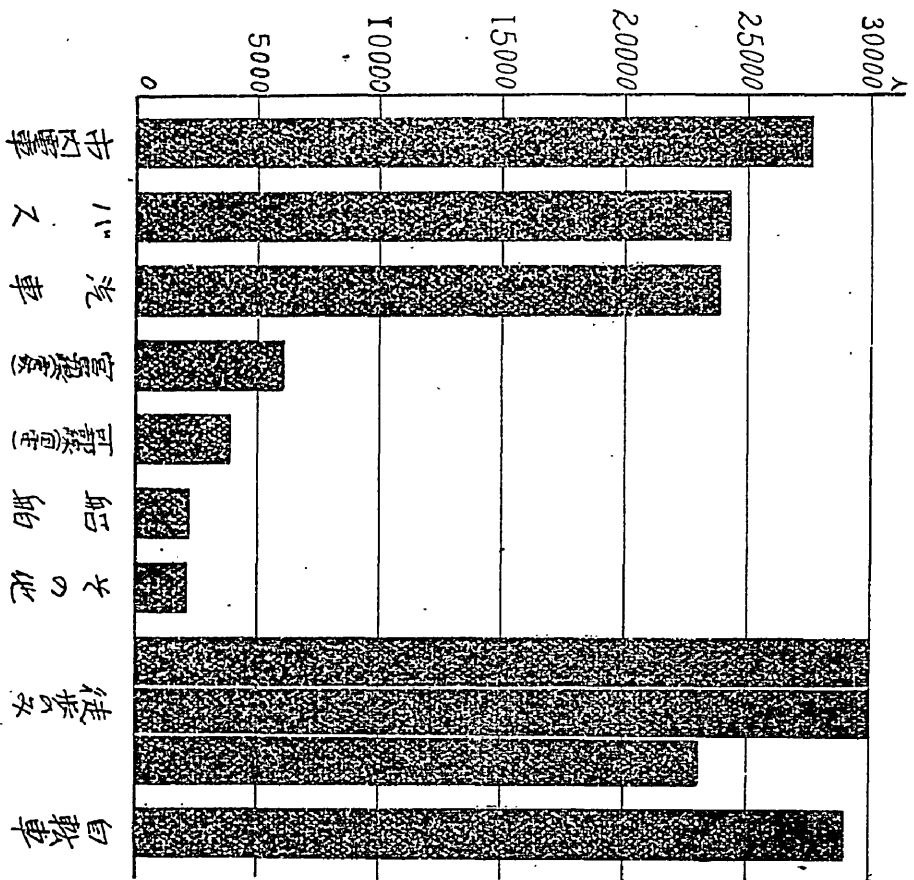
備考 二種類以上の交通機関を利用した者は、各々の交通機関に夫々/人として計上した。
従つて利用交通機関別昼間人口は利用延人員である。
「その他」とは公用車、家用車、オートバイ、スクーター等である。

昭和28年12月21日 広島市報 (号外)

(号外)

広島市報

昭和28年12月21日



利用交通機関別昼間人口 (第四表参照)

- 1、延利用人員総数 202,098人を交通機関の種類によつて分類すると、最も利用の多いのは市内電車であつて27,565人あり、利用延総人員の14%を占める。続いてバスの24,248人(12%)、汽車の23,936人(12%)、宮島線電車の6,031人(3%)、国電可部線の3,900人(2%)、船の2,231人(1%)となつてゐる。
- 2、自転車を利用する人と徒歩のみで通ふ人を含めると、112,037人に達し、全体の55%を占めてゐる。
- 3、流入人口においては、延利用人員48,254人中、汽車利用者が19,135人(40%)で第一位を占め、以下バスの8,285人(17%)、市内電車の7,267人(15%)、国鉄可部線(7%)、宮島線電車(5%)、船(3%)の順である。(但し、その他の交通機関並びに自転車を除く。)
- 4、市内常住人口においては、延利用人員153,844人中市内電車利用者が20,298人(13%)で第一位を占め、次にバスの15,963人(10%)、汽車の4,801人(3%)、宮島線電車の3,424人(2%)、以下船、可部線の順となる。(但し、その他の交通機関並びに自転車を除く。)

第五表 原爆炸裂時に市内に在・不在別人口

状態別	区 分		いた	いたかつた
	男	女		
総 数	45,303	58,407	101,710	140,631
市内常住者	42,153	55,617	97,770	117,857
流入者	3,150	790	3,940	22,774
計	115,676	258,307	31,011	

広島市原爆炸裂時に市内に在、不在の別による人口 (第五表参照)

風聞人口に、市内常住者で調査当日全風聞時間を通じての不在者を加えた総数358,017人中、原爆炸裂時(昭和20年8月6日午前8時15分)に市内に居たものの数は、101,710人で全体の28.49%に当り、男女別にみると、男45,303人女56,407人である。

第六表 市外から通う者の市内居住希望の有無

状態別	区 別		あ	る	な	い
	男	女				
総 数	10,053	3,708	13,761	10,053	3,708	15,871
従業者	8,535	2,015	10,550	8,535	2,015	12,630
通学者	1,518	1,693	3,211	1,518	1,693	3,241
計	12,630	3,219	15,849	12,630	3,219	15,871

市外から通う者について、市内に居住したい希望の有無 (第六表参照)

市外から通う者(流入人口)34,951人中、市内居住希望者は、13,761人で全体の39.4%である。

第七表

浮動的人口(附帯調査)

時間別	交通機関別	総 数		汽 車		可 部 線 (国電)		宮 島 線 (電鉄)		バ ス		ス 船		船	
		流 出	流 入	流 出	流 入	流 出	流 入	流 出	流 入	流 出	流 入	流 出	流 入	流 出	流 入
総 数		25,494	26,704	8,250	8,717	1,220	1,102	2,329	2,415	12,935	13,791	760	679		
午前 0 時 ~ 6 時		593	699	550	601	20	40	20	—	3	58	—	—		
6 ~ 7		597	455	212	71	56	43	40	68	247	273	42	—		
7 ~ 8		1,802	3,074	865	1,623	88	105	101	143	643	1,031	105	172		
8 ~ 9		1,464	2,501	242	819	54	126	158	208	956	1,340	54	8		
9 ~ 10		1,643	2,614	576	1,031	95	80	182	209	733	1,146	57	146		
10 ~ 11		1,336	1,982	283	619	93	41	138	203	822	1,013	—	106		
11 ~ 12		1,196	1,388	199	311	65	42	137	161	766	845	29	29		
午後 12 ~ 1		1,379	1,955	382	434	31	42	138	145	714	1,305	114	29		
1 ~ 2		1,416	1,582	362	508	60	51	150	156	820	834	24	33		
2 ~ 3		1,280	1,152	460	133	55	23	98	163	585	833	82	—		
3 ~ 4		1,722	1,858	465	613	61	50	155	180	947	950	94	65		
4 ~ 5		2,271	1,513	825	370	105	51	209	156	1,044	887	88	49		
5 ~ 6		3,117	1,761	1,184	393	167	126	201	165	1,516	1,038	49	39		
6 ~ 12		5,678	4,170	1,645	1,191	270	282	602	458	3,139	2,238	22	1		

備考 この附帯調査は上記の全交通機関が普通乗車券により6月2日当日時間別に調査したものの統計である。